

平成24年12月定例会

# 横芝光町議会会議録

平成24年 12月 6日 開会

平成24年 12月13日 閉会

横芝光町議会

1 2 月 定 例 会

(第 1 号)

## 平成24年12月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第1号（12月6日）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 1  |
| 本日の会議に付した事件                    | 1  |
| 出席議員                           | 1  |
| 欠席議員                           | 1  |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 2  |
| 職務のため出席した者の職氏名                 | 2  |
| 開会の宣告                          | 3  |
| 開議の宣告                          | 3  |
| 会議録署名議員の指名                     | 3  |
| 会期決定の件                         | 3  |
| 諸般の報告                          | 3  |
| 発議第1号及び発議第2号の上程、説明             | 7  |
| 議案第1号ないし議案第17号、報告第1号の上程、説明     | 8  |
| 議案第5号の質疑、討論、採決                 | 44 |
| 一般質問                           | 45 |
| 齋藤順一君                          | 45 |
| 山崎貞一君                          | 62 |
| 森川忠君                           | 78 |
| 休会の件                           | 92 |
| 散会の宣告                          | 93 |

### 第2号（12月13日）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 議事日程                           | 95 |
| 本日の会議に付した事件                    | 96 |
| 出席議員                           | 96 |
| 欠席議員                           | 97 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 97 |

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 職務のため出席した者の職氏名  | 97  |
| 開議の宣告           | 98  |
| 一般質問            | 98  |
| 川島富士子君          | 98  |
| 杉森幹男君           | 115 |
| 鈴木和彦君           | 125 |
| 浅野孝男君           | 134 |
| 発議第1号の質疑、討論、採決  | 148 |
| 発議第2号の質疑、討論、採決  | 148 |
| 議案第1号の質疑、討論、採決  | 149 |
| 議案第2号の質疑、討論、採決  | 149 |
| 議案第3号の質疑、討論、採決  | 150 |
| 議案第4号の質疑、討論、採決  | 151 |
| 議案第6号の質疑、討論、採決  | 152 |
| 議案第7号の質疑、討論、採決  | 153 |
| 議案第8号の質疑、討論、採決  | 154 |
| 議案第9号の質疑、討論、採決  | 154 |
| 議案第10号の質疑、討論、採決 | 155 |
| 議案第11号の質疑、討論、採決 | 155 |
| 議案第12号の質疑、討論、採決 | 163 |
| 議案第13号の質疑、討論、採決 | 164 |
| 議案第14号の質疑、討論、採決 | 164 |
| 議案第15号の質疑、討論、採決 | 165 |
| 議案第16号の質疑、討論、採決 | 166 |
| 議案第17号の質疑、討論、採決 | 166 |
| 閉会の宣告           | 169 |
| 署名議員            | 171 |

## 平成24年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成24年12月6日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 発議第1号及び発議第2号について(提案理由説明)  
日程第 5 議案第1号ないし議案第17号、報告第1号について(町長提案理由説明)  
日程第 6 議案第5号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言について  
日程第 7 一般質問  
日程第 8 休会の件

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(18名)

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 鈴木和彦君  | 2番  | 齋藤順一君  |
| 3番  | 浅野孝男君  | 4番  | 杉森幹男君  |
| 5番  | 森川忠君   | 6番  | 五木田平和君 |
| 7番  | 川島仁君   | 8番  | 若梅喜作君  |
| 9番  | 川島富士子君 | 10番 | 鈴木克征君  |
| 11番 | 野村和好君  | 12番 | 山崎貞一君  |
| 13番 | 伊藤罔樹君  | 14番 | 川島透君   |
| 15番 | 鈴木唯夫君  | 16番 | 八角健一君  |
| 17番 | 川島勝美君  | 18番 | 越川輝男君  |

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |         |        |
|--------|-------|---------|--------|
| 町長     | 佐藤晴彦君 | 都市建設課長  | 五木田桂一君 |
| 総務課長   | 田鍋悦央君 | 福祉課長    | 實川裕宣君  |
| 企画財政課長 | 市原成一君 | 健康管理課長  | 伊藤定幸君  |
| 環境防災課長 | 土屋文雄君 | 食肉センター長 | 加瀬盛久君  |
| 税務課長   | 高埜広和君 | 東陽病院事務長 | 大木良夫君  |
| 住民課長   | 若梅操君  | 会計管理者   | 鈴木健夫君  |
| 産業振興課長 | 伊橋秀和君 | 教育長     | 齋藤明君   |
| 教育課長   | 高蝶政道君 | 社会文化課長  | 早川典男君  |

---

職務のため出席した者の職氏名

|    |      |    |      |
|----|------|----|------|
| 局長 | 川島重男 | 書記 | 椎名圭子 |
|----|------|----|------|

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。これより平成24年12月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時56分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

3番 浅野孝男 議員

16番 八角健一 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から12月13日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から12月13日までの8日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、議員派遣結果報告について、各常任委員会委員長連名による報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、山武郡市環境衛生組合議会について、杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） おはようございます。

去る9月26日に開催されました、山武郡市環境衛生組合議会9月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会に提案された案件は2議案であります。

議案第1号は、平成23年度山武郡市環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入決算額は8億3,280万7,945円で、内容は、構成市町負担金5億2,000万円、ごみ収集手数料1億6,151万2,850円、財産収入2,425万5,624円、繰越金1億923万5,468円、諸収入1,739万9,753円、国庫支出金40万4,250円であります。

一方、歳出決算額は7億7,231万1,661円で、内容は、総務費1億1,509万5,044円、衛生費6億119万8,267円、地方債償還金5,543万5,644円等であります。

この結果、歳入歳出差引額6,049万6,284円は、翌年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、平成24年度山武郡市環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,961万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,727万7,000円とするもので、歳入では、前年度繰越金1,961万3,000円を、歳出では、じんかい処理費に1,961万3,000円を追加するものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成24年度山武郡市環境衛生組合議会9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について、若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） おはようございます。

去る10月4日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会の概要報告をいたします。



本定例会に提案された案件は1議案であります。

議案第1号は、平成23年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入決算額は12億4,393万3,865円で、歳入の大宗をなす市町分担金は10億5,252万円で、その他の歳入は使用料及び手数料77万9,530円、県支出金1,297万979円、繰越金392万238円、諸収入2,688万2,411円、組合債1億4,210万円、国庫支出金476万707円であります。

一方、歳出決算額は11億9,260万3,660円で、内容は、議会費13万5,437円、総務費11億4,001万6,550円、地方債償還金4,688万6,673円、災害復旧費556万5,000円であります。

この結果、歳入歳出差引額5,133万205円は、翌年度に繰り越すこととなりました。

提案された議案は、原案どおり可決承認されました。

以上、平成24年度匝瑳市横芝光町消防組合議会9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、東総衛生組合議会について、齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） どうも、改めましておはようございます。

去る10月31日に開催されました東総衛生組合議会10月定例会の概要報告をいたします。

本定例会に提出された議案は、議案2件、報告1件でございます。

議案第1号は、平成23年度東総衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入額は15億4,732万6,067円で、内容は、構成市町村負担金2億564万1,000円、し尿処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料等2億8,982万5,350円、国庫補助金3,000万2,000円、繰入金1億7,340万円、繰越金2,643万7,530円、組合債8億2,200万円等でございます。

一方、歳出決算額は15億54万7,382円で、内容は、一般管理費を主とする総務費1億638万9,273円、し尿処理費等衛生費13億2,666万9,682円、地方債償還金6,720万4,629円等であります。

この結果、歳入歳出差引額4,677万8,685円のうち2,200万円を財政調整基金に繰り入れ、2,477万8,685円を平成24年度に繰り越すこととなりました。

議案第2号は、千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合の組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日よ

り市制を施行し大網白里市となることにより、千葉県総合事務組合格約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定を改正するに当たり、関係地方公共団体と協議するため議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、平成23年度東総衛生組合一般会計繰越明許費計算書についてであります。

本案は、3款衛生費、し尿処理施設解体撤去設計及び工事管理業務費451万5,000円を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告されたものでございます。

本定例会に提案されたました議案2件、報告1件は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成24年東総衛生組合議会10月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、千葉県後期高齢者医療広域連合議会について、川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） おはようございます。

去る11月16日に開催されました平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は7議案であります。

議案第1号は、千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてでありまして、栄町議会議長の澤義和氏を広域連合の監査委員に選任するものであります。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与について、県に準じて給与構造改革に伴う経過措置額について、5年をかけて段階的に廃止する必要があるため、千葉県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、急施を要するため専決処分したものであります。

議案第3号は、千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありまして、大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行することから、組合格約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に係る共同処理する団体に関する規定について、改正を行うものであります。

議案第4号は、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、地方自治法の規定により、平成23年度における一般会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算の概要といたしましては、歳入歳出それぞれ予算現額44億4,185万3,000円に対し、歳入の決算額は44億3,351万2,747円、歳出の決算額は43億4,192万114円となり、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合の一般会計の歳入歳出差引残額は9,159万2,633円となりました。

議案第5号は、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてでありまして、地方自治法の規定により、平成23年度における特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであります。

決算の概要といたしましては、歳入歳出それぞれ予算現額4,301億2,686万6,000円に対し、歳入の決算額は4,267億4,674万6,528円、歳出の決算額は4,241億8,624万5,610円となり、平成23年度千葉県後期高齢者医療広域連合の特別会計の歳入歳出差引残額は25億6,050万918円となりました。

議案第6号は、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ585万円を減額し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ20億4,467万円とするものであります。

議案第7号は、平成24年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第1号）についてでありまして、補正予算の内容は、歳入歳出それぞれ18億1,341万6,000円を追加し、特別会計の総額を歳入歳出それぞれ4,532億5,936万9,000円とするものであります。

提案されました7議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、平成24年第2回千葉県後期高齢者医療広域連合議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎発議第1号及び発議第2号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、発議第1号及び発議第2号を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、議会運営委員会、川島勝美委員長。

〔議会運営委員会委員長 川島勝美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（川島勝美君） 発議第1号、発議第2号について、提案理由説明を

申し上げます。

お手元の発議提案理由説明書をごらんいただきたいと思います。

初めに、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてですが、本案は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、その手続を規定する規定を設けるため、横芝光町議会会議規則の一部を改正しようとするものです。なお、その内容は、標準町村議会会議規則に準拠したものです。

次に、発議第2号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてですが、本案は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行により、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、常任委員会の所属義務及び特別委員の在任規定を設けるため、横芝光町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。なお、その内容は標準町村議会委員会条例に準拠したものです。

今回改正する横芝光町会議規則、委員会条例の施行期日ではありますが、公布の日から施行することになりますが、一部条例については、附則に示してあるように、今後政令により定める日からの施行となります。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由説明といたします。

〔議会運営委員会委員長 川島勝美君降壇〕

---

#### ◎議案第1号ないし議案第17号、報告第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第1号ないし議案第17号、報告第1号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成24年12月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄ご多用の折にもかかわらず、ご参集をいただきまことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

政務報告を申し述べさせていただく前に、去る12月4日ご逝去されました元光町長向後肇様に、謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福を申し上げます。

それでは、政務報告を申し述べさせていただきます。

月日のたつのは早いもので、ことしも残すところ20日余りとなりました。この1年を振り返って見ますと、ギリシャの財政危機に端を発した欧州経済危機の問題や韓国イ・ミョンバク大統領の島根県竹島上陸、尖閣諸島の国有化から始まった中国における反日デモなど、日本経済への影響は非常に大きく、2012年度上期の経常収支は2兆7,214億円の黒字と、前年同期に比べ41.3%減少し、上期の黒字幅としては、比較可能な1985年以来最低を記録いたしました。貿易収支は2兆6,191億円の赤字、貿易・サービス収支は4兆2,982億円の赤字と、ともに過去最大の赤字幅を記録し、いまだに回復の兆しが見えないように思われます。

国内では、ねじれ国会の影響から特例公債法案が可決されず、9月期、11月期と2期続けて、地方の重要な財源であります地方交付税の交付がおくれる事態となりました。最終的に、野田総理が0増5減の定数削減法案と特例公債法案の可決を条件に、11月16日に衆議院を解散し、平成24年度予算の執行が確保されました。

しかしながら、地方交付税の交付のおくれに伴う地方自治体の一時借入金の利息は税金で賄われることとなり、本来支出しなくてよいお金を、後に国が手当てするにせよ支出する事態となったことは、景気低迷で苦しむ多くの国民にとって到底理解できるものではないと思われまます。

衆議院の解散を受け、今月16日には衆議院議員総選挙が行われますが、ぜひとも国民のための政治が安定して行われるよう、政権が樹立され、一刻も早い住民福祉の視点に立った国会運営が行われることを強く望むものでございます。

一方、町内におきましては、1万5,000人以上の町民の反対署名があったにもかかわらず、宮川地先において微量PCB廃棄物を使用した試験研究が行われました。その後に、産業廃棄物処理業の許可申請に先立つ事前協議を行うとのことでしたが、幸いにも現在のところ、千葉県に対し事前協議の申し出は提出されていないことを確認しております。本議会に、これに関連する議案を提出させていただきましたので、ぜひとも可決承認賜りますようお願い申し上げます。今後とも、町を挙げて微量PCB廃棄物処理施設の設置に反対してまいる所存でございますので、議員各位にもご協力をお願いを申し上げます。

ことしは、明るい話題の少ない年でありましたが、ロンドンオリンピックでの日本選手団の活躍が、震災以来沈んでいた国民の気持ちを勇気づけてくれたことが、記憶に残っており

ます。

また、当町におきましては、合併以来の懸案でありました横芝中学校への通学路の安全が、県道横芝・下総線バイパスの歩道部を先行して供用開始することにより確保できたことは、非常に喜ばしいことであり、関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

さて、現在平成25年度予算を編成中ではありますが、町民の視点に立った事業の見直しによるスクラップ・アンド・ビルド、選択と集中により、住みよいまち・住み続けたいまちづくりに邁進してまいり所存でございますので、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

これから年の瀬を迎え、何かと慌ただしい時期となります。議員各位並びに町民の皆様には、ご自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださいますようご祈念申し上げます。

それでは、12月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、企画財政課関係でございますが、平成25年度の町予算編成は、10月25日職員に対し編成方針の示達を行い、11月21日各課からの予算要求の入力が完了いたしました。現在は、予算要求された各種事業の内容を精査しているところでございます。

来年度は、合併関連事業に係る公債費が多額であることや、高齢化比率の上昇に伴う各種扶助費、繰出金の増加が見込まれておることなどから、例年以上に厳しい予算編成になっておりますが、町総合計画に基づく町の将来像実現に向け、事業の選択と計画的な展開が図れる予算を作成すべく、努力する所存でございます。

第1次横芝光町総合計画後期基本計画の策定につきましては素案がまとまりましたので、11月20日から12月3日まで、素案に対する町民の皆さんからのご意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施いたしました。その結果1件のご意見がありましたので、ご意見を踏まえ案を検討し、町総合計画審議会において審議していただく予定でございます。

続いて、環境防災課関係でございますが、去る10月14日、小雨の降る中、少年サッカーチームの子供たちを含む多くのボランティアの参加をいただき、栗山川周辺環境ボランティア活動が行われました。また、12月2日の日曜日に行いました町内一日清掃でも、大変多くの町民の皆様にご協力をいただき実施することができました。ポイ捨てごみや不法投棄物が回収され、町内の環境美化推進が図られたものと認識しております。ご参加いただいた多くの皆様に心より感謝申し上げます。

今後も町内の環境美化と保全に努め、町をきれいにするため町民の皆様とともに協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し

上げます。

町内宮川地先のひかり食品跡地での微量PCB廃棄物を使用した試験研究については、11月5日に千葉県環境生活部廃棄物指導課にその試験結果の提出があった旨、千葉県より報告がありましたが、試験結果についての数値などの開示はできないとのことでした。なお、外気へのPCB及びダイオキシンの漏れ等はなく、安全に実施されたことの報告は受けております。

直近の株式会社セオリーの動向につきましては、愛知県春日井市内の産業廃棄物処理施設跡地において、ひかり食品跡地で実施したものと同一処理システムにより、微量PCB処理施設の操業について検討しているとの情報を得ております。

冒頭でも触れましたが、9月議会定例会一般質問でお答えいたしました「微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言」につきましては本定例会に提案してございますので、ご審議の上、可決承認いただきますようお願いを申し上げます。

今後とも、事業者の動向に注視し、県担当課並びに橋場区と情報を共有しながら、町を挙げて微量PCB廃棄物処理施設の設置に反対してまいりますので、議員の皆様方にもご理解とご協力をいただけますよう、重ねてお願いを申し上げます。

議会で何度かご質問をいただきました、横芝光町地域防災計画の見直しにつきましては、平成24年度、25年度の2カ年継続事業として実施すべく、平成24年度に係る事業費を、地域防災計画改定等業務委託料として本議会に提出いたしました一般会計補正予算に計上をさせていただきますので、慎重審議の上、可決承認いただけますようお願いいたします。

続いて、住民課関係についてでございますが、国民健康保険は、住民の健康や生命を支える地域医療保険として、国民皆保険制度を支える大きな役割を担っています。しかしながら、国民健康保険特別会計の財政状況は、近年の高齢化の進展、就業構造の変化や医療技術の高度化とそれに伴う医療費の増加、長引く景気低迷と相まって、一層厳しさを増しております。

国民健康保険税につきましては、平成21年度から資産割を廃止し、被保険者の負担軽減を図ってまいりましたが、景気低迷による所得の落ち込みや失業者の増加などの社会経済要因によって税収が年々低下し、一方で高齢被保険者を中心に医療費は増加の一途をたどっております。国民健康保険財政の安定運営のため、国・県等からの交付金や負担金のほか、国民健康保険財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰り入れ、国の特別交付金の獲得、健診・保健指導の実施による医療費抑制対策などに努めておりますが、こうした努力にもかかわらず収支は年々悪化し、町国民健康保険財政は現在極めて厳しい状況にあります。

町では被保険者の負担軽減を図るため、政策的判断により、本年度の国民健康保険税率を据え置いたところでございますが、現在の景気低迷や医療費の伸びが今後も続いた場合、来年度以降の財政試算では相当額の赤字が予想される状況となっております。このため、国民健康保険の安定的な経営を維持していくためには、来年度以降に抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。

国民健康保険の保険者である町といたしましては、国民健康保険財政の健全化のため有効な手だてを講じるべく、内部で十分な協議検討を行い、国民健康保険特別会計の安定した運営に努める所存でございますので、議員各位におかれましては、格別のご理解、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

町では、平成19年4月から、町内の大総、横芝北清水、日吉、木戸の4特定郵便局窓口において、戸籍、住民票、印鑑証明や税務諸証明の交付を受けられるサービスを実施してまいりました。しかしながら、利用者が年を追って減少し、ここ数年は一郵便局当たりの利用者が1週間に1人程度という状況であり、費用対効果の観点から極めて非効率な実態となっております。

このような事業効率の問題や、町の重点窓口と位置づけております町民サービスセンターの利便性の増進、さらには決算監査等における事業見直しのご提言等を総合的に勘案いたしまして、本年度をもちまして郵便局における諸証明発行取扱事務を廃止させていただくこととし、本議会に関係議案を提案申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

続いて、産業振興課関係についてでございますが、11月18日に開催いたしました第7回横芝光町産業まつりの開会式には、議員の皆様を初め姉妹町の松田町、姉妹都市の千曲市の皆様にも多数ご列席をいただき、盛大にとり行うことができました。改めて厚くお礼申し上げます。当日はおよそ2万人が訪れ、あちらこちらで長い行列ができるなど、盛会のうちに終了することができました。ご協力をいただきました交通安全協会や防犯協会、横芝敬愛高等学校の生徒の皆さんを初め、山武郡市農協、ちばみどり農協、商工会、農業振興会など多くの関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

続いて、教育課関係についてであります。横芝小学校施設改修事業については、平成25年度国庫補助事業採択を目指して準備を進めておりましたが、国全体での補助事業採択枠が非常に厳しい中、経済対策に係る学校施設環境改善交付金事業の前倒しとして補助申請することとなり、各種財政支援と有利な条件での採択が見込めることとなりましたので、平成24



年度事業採択を受けるべく事務を進め、事業内示が得られた時点で補正予算に計上させていただきたいと考えております。

工事内容は、校舎及び体育館の老朽化による給排水設備の更新及び便器の洋式化であります。電気設備で改修を必要とする分電盤の改修もあわせて実施したいと考えております。国からの正式な通知がないので流動的な面は残されておりますが、議員各位におかれましても、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

続いて、社会文化課関係についてであります。10月7日にふれあい坂田池公園陸上競技場で開催いたしました第7回横芝光町民体育祭は、天候には恵まれなかったものの、約3,000人の町民のご参加をいただき、開催することができました。交通安全協会、防犯協会を初め、運営にご協力をいただきました関係者及び関係団体の皆様に深く感謝申し上げます。

また、11月10日、11日の2日間、町民会館と体育館で横芝光町文化祭を開催いたしました。多くの作品展示、芸能発表等が催され、2日間で約4,000人の方にご来場いただきました。企画運営にご尽力いただいた関係者の皆様に、深く感謝申し上げます。

11月18日日曜日に、姉妹町である神奈川県松田町のスポーツ少年団を迎え、交流事業として野球、サッカーの親善試合を行いました。初めての試みで、両町の子供たちもやや緊張感みではありましたが、試合が終わるころにはすっかり打ち解け、友達の輪が広まったものと思われま。

また、新年に予定されております成人式は町民会館を会場に1月13日に、町内駅伝大会は1月27日の開催に向け、関係機関と調整を図っているところでございます。

以上、各課における各種事業の進捗状況等についてご説明させていただきました。

議員各位には、今後ともさらなるご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。お手元の平成24年12月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白色の表紙のものをごらんください。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）でございますが、本案は、衆議院議員選挙の執行について歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるべく提案したものであります。

議案第2号 横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第3号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、大網白里町が平成25年1月1日より市制を施行し大網白里市となることに伴い、納税管理人に関する規定を改める必要が生じたことから、横芝光町税条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第4号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本案は、作間内児童遊園及び東町児童遊園について、児童遊園利用者が減少したこと及び遊具の老朽化による事故防止を図るべく、今後の維持管理等について地元行政区と協議した結果、遊具を撤去し、当該児童遊園を廃止するため、横芝光町児童遊園条例の一部を改正すべく提案したものであります。

議案第5号 横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言についてであります。本案は、住みよい環境を守り、快適で健康なまちづくりに努めるため、横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言について、議決を求めべく提案したものであります。なお、本案を一日も早く施行し、町民とともに年内に設置に反対する宣言式典を行うため、先議対応していただけますようお願いいたします。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について及び議案第9号 山武郡市広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、この3議案は、それぞれ組合及び企業団の組織団体である大網白里町が平成25年1月1日より市制を施行し大網白里市となることにより、それぞれの組合及び企業団規約中、組合及び企業団を組織する団体に関する規定等を改正するに当たり、地方自治法第280条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第7号 山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、山武郡市広域行政組合の組織団体である大網白里町が平成25年1月1日より市制を施行し大網白里市となることにより、山武郡市広域行政組合格約中、組合を組織する市町に関する規定及び平成25年4月1日に地域社会における共生の実現に向けた

新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行され、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律となることから、共同処理する事務に関する規定を改正するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第10号 山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。本案は、山武郡市予防接種健康被害調査委員会を共同設置する組織団体である大網白里町が、平成25年1月1日より市制を施行し大網白里市となることにより、山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約中、調査委員会を組織する市町に関する規定を改正するに当たり、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体と協議することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費、介護給付・訓練等給付事業、東陽病院事業会計繰出事業及び新栗嶋橋架橋・取付道路整備事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億254万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億4,468万1,000円とすべく提案したものであります。

議案第12号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。本案は、支払い基金からの交付決定に基づく過年度療養給付費交付金及び前期高齢者交付金の追加、医療費動向による高額療養費の増額、決定通知に基づく後期高齢者支援金及び介護納付金の増額、実績報告に基づく過年度療養給付費負担金の精算等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億1,331万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,397万2,000円とすべく提案したものであります。

議案第13号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費の調整、前年度繰入金金の精算による一般会計への返還等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ44万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,555万3,000円とすべく提案したものであります。

議案第14号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、第5期介護保険事業計画期間における介護保険料軽減財源の積み立て、重度

化防止対策事業の実施及び人事異動に伴う人件費の調整により補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1,473万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,043万4,000円とすべく提案したものであります。

議案第15号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、人事異動に伴う人件費の調整及び施設改修に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ217万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,006万5,000円とすべく提案したものであります。

議案第16号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、繰入金額の見直しに伴う一般会計からの繰入金金の追加や、平成23年度に起債した企業債利息の確定及び給付費等に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の収入に1億6,323万2,000円を追加し、総額を13億9,693万2,000円とし、支出については1,217万4,000円を追加し、総額を12億4,587万4,000円にするとともに、診療上必要な医療機器の整備を行うため資本的収支予算に補正の必要が生じたため、収入支出それぞれ621万8,000円を追加し、資本的収入の総額を1億1,493万2,000円、支出の総額を1億7,993万6,000円とすべく提案したものであります。

議案第17号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてであります。本案は、平成19年4月から町内の大総、横芝北清水、日吉及び木戸の各郵便局において、戸籍、住民票、印鑑証明、税務諸証明等、発行事務の一部を取り扱わせておりましたが、利用者数の動向等により総合的に勘案した結果、平成25年3月31日をもって事務の取り扱いを終了させるため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により、事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、議会の議決を求めべく提案したものであります。

報告第1号 専決処分の報告について。訴えの提起であります。本案は、旧横芝中学校用地として昭和34年に売買契約を締結し、代金を支払い、合併前の横芝町が取得した用地4筆について旧横芝中学校用地として使用していましたが、所有権移転登記がなされていなかったため、所有権移転登記について、相手方に対し平成18年度以降協力を求め協議を行ってまいりましたが、所有権移転登記手続を拒否されたため、公有財産を適正に管理する上で所有権移転登記請求の訴えを提起するに当たり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳

細につきましては担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

以上で、平成24年12月議会定例会の政務報告及び議案の説明とかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案理由説明が終わりました。

ここで休憩します。

再開は午前11時とします。

(午前10時53分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時01分)

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、議案第1号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第3号）に係る専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

ピンク色の議案つづりの1ページをお開きください。

まずは、朗読をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚めくっていただきまして、3ページをごらんください。

次に、専決処分書をごらんください。

本案は、冒頭町長からの提案理由説明にありましたように、衆議院議員選挙の執行経費について緊急に補正を行う必要があったことから、平成24年11月16日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいたところでございます。

続いて、別つづりの補正予算書をごらんください。

平成24年度横芝光町一般会計歳入歳出補正予算（第3号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,306万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ103億4,213万2,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

変則的ではございますが、歳出からご説明をさせていただきます。

12月16日に執行される衆議院議員選挙に要する費用として、2款4項7目衆議院議員選挙費に、選挙立会人等の報酬や選挙事務従事者の手当、その他選挙啓発に係る経費、また投開票事務に要する需用費などを計上するものでございます。

6ページに戻ります。

これら選挙経費の財源につきましては、全額を県経由で交付される衆議院選挙委託金として歳入科目15款3項1目の総務費委託金に計上するものでございます。

今回の国政選挙は衆議院の解散に伴うものであり、12月4日公示、12月16日投票日として執行されることから、速やかに選挙事務に着手する必要がある、冒頭申し上げましたように急を要する補正予算案件であったことから、地方自治法の規定により専決処分をしたものでございます。

事情をご賢察の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、議案第1号 専決処分の承認を求めることについての説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、議案第2号 横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

提案理由につきましては、冒頭町長から説明があったとおりでございます。

それでは、ピンクの議案つづりの5ページ、6ページ。それと、黄色の部分、新旧対照表、この1ページをもって説明に入ります。よろしく申し上げます。ご用意願います。

それでは、説明に入ります前に、条例改正の背景等についてご説明申し上げます。

災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に公布され、同日施行されました。改正内容につきましては、東日本大震災から得られた教訓を今後生かし、災害対策の

強化を図るため、防災に関する組織を充実することなどを目的に、地方防災会議と災害対策本部の所掌事務について見直し、明確化するものでございます。災害対策基本法第16条第6項において、市町村防災会議の組織及び所掌事務は都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて当該市町村の条例で定めると規定されており、本改正において都道府県防災会議の組織及び所掌事務が改正されたことにより、市町村防災会議条例についても改正が必要となりました。

また、市町村災害対策本部設置についての規定が、第23条第7項から第23条の2第8項になることに伴い、条項ずれの改正が必要になったものでございます。

それでは、議案つづり、5ページをお願いします。

議案第2号 横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表でご説明を申し上げますので、1ページをお願いします。

初めに、横芝光町防災会議条例についてご説明申し上げます。

左側が現行でございます。

現行、アンダーラインでお示しの部分、第2号「町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること」を削除し、改正案では、第2号を「町長の諮問に応じ町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること」に改めるものでございます。

改正案第3号に「前項に規定する重要事項に関し町長に意見を述べること」を加えるものでございます。

現行、第3号を改正案では第4号に改めるものでございます。

続きまして、横芝光町災害対策本部条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表、2ページをお願いします。

現行、アンダーラインでお示しの部分でございます。第1条、この条例は災害対策基本法「第23条第7項」を、改正案ではアンダーラインでお示しの部分でございますが、条項を「第23条の2第8項」に改めるものでございます。

議案つづりの7ページをお願い申し上げます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上で、横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部改正の補足説明いたします。

慎重審議の上、可決承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、議案第3号につきまして補足説明をいたします。

まず、議案つづり、ピンクのほうになります。9ページをごらんください。

なお、新旧対照表は3ページでございますので、よろしくお願いいたします。

議案第3号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

11ページをごらんください。

2行目、横芝光町税条例の一部を次のように改正する。

第25条第1項中、「大網白里町」を「大網白里市」に改める。

附則、この条例は平成25年1月1日から施行する。

続いて、新旧対照表、3ページでございます。

この改正につきましては、先ほど町長の提案理由の説明にございましたように、大網白里町が平成25年1月1日から市制を施行し、大網白里市になることに伴いまして、税条例の第25条第1項中におきまして、アンダーラインの部分、「大網白里町」とあるのを「大網白里市」と改めるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。補足説明とさせていただきます。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第4号の詳細につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては議案つづりの13ページ、新旧対照表につきましては4ページ、5ページをそれぞれお聞きいただきたいと思います。

議案つづりの13ページからご説明をいたします。



議案第4号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

15ページをごらんいただきたいと思います。

横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例。

横芝光町児童遊園条例の一部を次のとおり改正する。

第2条の表、作間内児童遊園の項及び東町児童遊園の項を削る。

これは、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、利用者の減少及び遊具の老朽化による事故防止を図るべく、今後の維持管理につきまして地元行政区と協議の結果、作間内児童遊園及び東町児童遊園について、遊具を撤去し、施設を廃止するものでございます。

新旧対照表をごらんいただきます。

5ページでございます。

左の表、現行、上段部分でございます。アンダーラインがありますが、名称、作間内児童遊園。位置につきましては、横芝光町宮川1578番地1、及び中段でございます、これもアンダーラインがありますが、東町児童遊園、横芝光町横芝1501番地30をそれぞれ削るものであります。

これによりまして、町が管理する児童遊園は28施設から26施設となります。

再び、議案つづりの15ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとするものであります。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、議案第5号 横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言についての補足説明を申し上げます。

提案理由につきましては、冒頭町長から説明があったとおりでございます。

議案つづりの17ページ、お願い申し上げます。

議案第5号 横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言について。

横芝光町は、微量PCB廃棄物処理施設設置に反対することを、別紙のとおり宣言する。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

恐れ入ります、19ページをお願いします。

宣言名でございますが、横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言。

宣言趣旨でございます。住みよい環境を守り、快適で健康なまちづくりに努めるため、微量PCB廃棄物処理施設設置に反対することを宣言します。

宣言文でございます。

横芝光町は、豊かな自然環境を後世に残し、栗山川流域の自治体としての責務に鑑み、環境への悪影響が懸念される微量PCB廃棄物処理施設の設置に反対し、町の住みよい環境を守り、快適で健康なまちづくりに努めることをここに宣言する。

宣言日でございます。平成24年12月15日土曜日。微量PCB廃棄物処理施設設置の反対宣言式。

以上で、横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言についての補足説明といたします。

慎重審議の上、可決承認いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

[環境防災課長 土屋文雄君降壇]

○議長（鈴木克征君） 議案第6号及び議案第7号について、総務課長。

[総務課長 田鍋悦央君登壇]

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、議案第6号についてご説明を申し上げます。

まず、議案つづりの21ページをごらんいただきたいと思います。

また、新旧対照表につきましては6ページになります。

議案第6号 千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

千葉県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約を、別紙のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、提案理由にもございましたように、千葉県市町村総合事務組合の組合組織団体であります大網白里町が、平成25年1月1日より市制を施行し、大網白里市となることから、千葉県総合事務組合格約を改正する必要があるため、地方自治法の規定により町に協議を求められていることから、提案したものでございます。

新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条で組合を組織する地方公共団体を別表第1に規定しておりますので、下段の現行の組織団体を上段のとおり「大網白里町」を「大網白里市」に改正するほか、第3条第1項では、共同処理する事務及び団体を別表第2に定めておりますので、第1号から第14号までの共同処理をする各事務の共同処理する団体の名称について、同様に「大網白里町」を「大網白里市」と改正することについて、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議をするものであります。

続きまして、議案第7号についてご説明を申し上げます。

議案つづりは25ページになります。新旧対照表につきましては11ページになります。

議案第7号 山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約を、別紙のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案は、提案理由にもございましたように、山武郡市広域行政組合の組織団体であります大網白里町が、平成25年1月1日より市制を施行し大網白里市となること。また、平成25年4月1日に、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、山武郡市広域行政組合格約を変更する必要性が生じたため、地方自治法の規定により町に協議を求められていることから、提案をしたものでございます。

それでは、新旧対照表の11ページをごらんいただきたいと思います。

まず、第2条で、組合を組織する市町を規定しておりますので、アンダーライン部分の大網白里町を大網白里市に変更し、次に、第3条で規定する共同処理する事務のうち、同条第19号では、介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営について定めておりますが、審査会の設置の根拠となる障害者自立支援法が、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が施行されたことによりまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わることから、新旧対照表に記載のとおり改正することにつきまして、地方自治法の規定に基づきまして関係地方公共団体と協議をするものでございます。

以上、議案第6号及び議案第7号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第8号及び議案第9号について、環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての補足説明を申し上げます。

提案理由につきましては、冒頭町長から説明があったとおりでございます。

議案つづり、29ページをお願いします。

議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約を、別紙のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、新旧対照表の12ページ、お願い申し上げます。

現行と改正案、それぞれアンダーラインが引いてあるところがございますが、25年1月1日から大網白里町が市制施行に伴いまして、改正案では「大網白里町」を「大網白里市」、その下に茂原市と改めるものでございます。

続きまして、議案第9号でございます。

33ページをお願い申し上げます。

議案第9号 山武郡市広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

山武郡市広域水道企業団規約の一部を改正する規約を、別紙のとおり制定することについて、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

恐れ入ります、議案つづりの13ページをお願い申し上げます。

現行、大網白里町、アンダーラインが入っておりますが、改正案では大網白里市に改めるものでございます。

以上で、議案第8号、第9号の説明といたします。

慎重審議の上、可決承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、健康管理課長。

〔健康管理課長 伊藤定幸君登壇〕

○健康管理課長（伊藤定幸君） それでは、議案第10号の補足説明をいたします。

議案つづりの37ページをごらんいただきたいと思います。

議案第10号 山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正する規約を、別紙のとおり制定することについて、地方自治法第252条の7第2項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、提案理由にありましたように、山武郡市予防接種健康被害調査委員会を共同設置する組織団体であります大網白里町が、明年1月1日より市制を施行し、大網白里市となるため、同設置規約中、調査委員会を組織する地方公共団体に関する規定を改正することについて、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議することについて、議会の議決を求めるものであります。

恐れ入りますが、新旧対照表、14ページをごらんをいただきたいと思います。最終ページとなります。

第1条は、共同設置する市町の規定であり、同条中の現行「大網白里町」を、改正案では「大網白里市」に改めるものであります。

なお、本改正につきましては、平成25年1月1日から施行するものであります。

慎重審議いただき、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔健康管理課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

議案につきましては、別冊の補正予算書でございます。

こちらの1ページをごらんください。

平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億254万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ106億4,468万1,000円とし、第2条では継続費の補正を、第3条では債務負担行為の補正を、第4条では地方債の補正を行おうとするものでございます。

2ページから4ページ、こちらは第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項のご確認とさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

第2表継続費補正でございます。

まずは、継続費事業の追加でございますが、2款1項総務管理費の広報紙デジタル化事業は、全額千葉県の緊急雇用創出事業補助金を財源に、この補助金の目的である継続した雇用創出を図る趣旨にかんがみ、2カ年継続として、紙媒体である町広報紙のデジタル化を行うため、継続費事業を追加しようとするものでございます。

なお、この補助事業が本年10月採択であったことから、年割額を本年度分381万2,000円、25年度分の年割額を1,193万9,000円とする継続費を設定するものでございます。

8款1項消防費の地域防災計画整備事業につきましては、東日本大震災を教訓に、今後のさらなる防災対策の充実のために地域防災計画の見直し作業を2カ年継続で実施するため、継続費事業を追加するものでございます。

続きまして、継続費の変更でございますが、9款6項保健体育費の学校給食センター改築事業は、旧横芝学校給食センター解体工事が完了しましたことから、執行残金を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正は、町立保育所保育士・用務員業務委託、児童クラブ指導及び保育業務委託、図書館カウンター業務委託、共同利用施設・社会体育施設維持管理業務委託の計4事業は、いずれも本年度末をもって3カ年の継続契約が終了することから、新たに3年程度の継続契約を締結する債務負担行為を追加補正するものでございます。

7ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。

合併特例債において、町道1-12号線及び新栗嶋橋架橋・取付道路事業に対し、国から交付される社会資本整備総合交付金が増額されましたことから、地方債の必要額が減少したため、地方債1,480万円を減額補正を行うものでございます。

8ページから10ページにかけては、事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

11ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、10款1項1目地方交付税は、本補正予算財源に充てるべく、2億92万3,000円を増額するものでございます。

13款1項4目商工使用料は、屋形海岸駐車場使用料の実績により、25万3,000円を増額するものでございます。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の、自立支援医療給付事業負担金284万3,000円、それから介護給付・訓練等給付事業負担金2,573万円は、実績見込みによる事業費増額を見込み、国庫負担割合である増加事業費の2分の1を計上したところでございます。

14款2項4目土木費国庫補助金の1節道路橋梁費補助金は、地方債補正で申しあげました社会資本整備総合交付金の増額でございます。

同項6目消防費国庫補助金、1節消防費補助金の情報通信技術活用事業補助金は、歳出の8款消防費におきまして、災害に強い情報連携システム構築事業に充てるものでございます。

15款1項2目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金は、国庫の社会福祉費負担金同様、自立支援医療給付事業と介護給付・訓練等給付事業の実績見込みに伴い、県負担割合である事業費の4分の1を増額計上するものでございます。

同款2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金は、障害者自立支援特別対策事業として、就労系サービス事業所の新体系定着支援を、それから障害者グループホーム運営費では利用者の増加から、これら事業に対する県補助金を増額計上するものでございます。

同項3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金は、子ども医療費助成事業の利用の増及び県において、12月より小学4年生から中学生までの入院医療費が助成対象に加わりましたことから、これら事業に係る県補助金の増額計上でございます。

4目農林水産業費県補助金の1節農業費補助金は、認定農業者1名の機械購入が「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業として補助採択されることから、増額計上するものでござい

ます。

5目商工費県補助金の1節商工費補助金につきましては、継続費補正でご説明いたしました広報紙デジタル化事業に充てる、県からの緊急雇用創出事業補助金の計上でございます。

7目消防費県補助金の1節消防費補助金は、小型動力ポンプつき積載車の県補助金額が増額しましたことから、増額計上でございます。

12ページをお願いいたします。

17款1項4目教育費寄附金は、青少年健全育成を目的とした光ライオンズクラブからの寄附金を受納するものでございます。

18款1項2目後期高齢者医療特別会計繰入金は、平成23年度の繰出金の精算金135万1,000円を受け入れるための補正計上でございます。

2項5目住民生活に光をそそぐ基金繰入金は、平成22年度の臨時交付金を財源として積み立てました基金、これらの事業が平成23、24年度の2カ年で図書館事業の充実を図ってきたところでございますが、最終年度に当たりまして残りの基金全額を繰り入れるものであります。

同項7目東日本大震災復興基金繰入金は、地域防災計画改定業務に充てるべく、財源を計上するものでございます。

20款7項1目雑入は、税のコンビニ収納スキャンテストを行う必要がなくなったことから29万4,000円の減額を、次の農地・水保全管理支払交付金事業負担金につきましては、実績精算により162万8,000円が返還されるため、次の町民ギャラリー図録販売代につきましては、図録の実費販売分を受け入れるため、それぞれ補正計上するものでございます。

21款1項1目総務債の1節合併特例事業債の減額につきましては、地方債補正でご説明したとおり、事業交付金の増に伴い起債額が減少するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

なお、歳出のうち一般職給与費の人事異動に伴う調整につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承ください。

それでは、13ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の一般給与費のうち、4節の職員共済組合負担金、19節の地方公務員公務災害補償負担金、一般管理事務費の13節庁舎警備員業務委託料、2目の人事管理費の職員福利厚生事業のうちの12節職員の健康診断に要する手数料、これらはいずれも実績見込みによる調整でございます。



4目広報広聴費の町ホームページ運用事業につきましては、町のホームページ開設以来6年が経過し、「改訂すべきでは」などのご意見もいただいていることからリニューアルをすべく、それらの経費646万円を新規計上するものでございます。

広報紙デジタル化事業につきましては、継続費補正及び歳入でご説明したとおり、県の緊急雇用創出事業補助金を活用し、2カ年をかけて旧町時代からの広報紙、紙媒体のものをPDFファイルによりデジタルデータ化しまして、貴重な町の資料として長期保存をいたしますとともに、検索スピードも上がることから、資料としても汎用性が広がるものというふうを考えております。

11目空港対策費の騒音防止対策施設維持管理事業の19節負担金、補助及び交付金で、14ページをお開きください。

特別養護老人ホーム三愛に交付を予定していた維持管理等の補助金について、施設が年度の途中でありましたことから、実開設日数により維持管理費分を調整しました上、確定した起債償還分を加えまして積算の結果、減額するものでございます。

28節繰出金は、東陽病院への空港周辺対策交付金の起債償還分の額確定により、増額計上するものでございます。

共同利用施設維持管理事業では、空調機などの故障機器の修繕に要する費用を補正計上させていただきます。

12目情報管理費では、ネットワーク管理事業において出先機関とのネットワーク回線をスーパーワイドLANから、上位回線でありますビジネスイーサワイド回線に移行するため、利用料に含め工事費を負担する必要から、補正計上したものでございます。なお、この切りかえによりまして、今後の使用料は月額10万円程度軽減されるものでありまして、本補正はそれらを精査した上で不足額計上といたしました。

2款2項1目税務総務費を飛ばしまして、2目賦課徴収費ですが、徴収事務費の9節旅費につきましては、滞納整理を行うため県外滞納者宅への訪問旅費を計上いたしました。

13節委託料では、15ページをごらんください。

電算業務を委託している会社のプログラム変更によりまして、コンビニ収納のバーコード読み取り確認試験を行う予定でございましたが、他の自治体等で実証ができましたことから、試験業務を行う必要がなくなりまして、歳入同様に減額補正をするものでございます。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費及び3款1項1目社会福祉総務費の一般給与費を飛ばしまして、社会福祉総務事務費につきましては、平成12年度に購入しました庁用車が使用に耐

えない状況となりまして、援護者世帯の訪問などに支障を来すことから、車両を更新することとし、その費用としまして12節役務費に登録費用、自賠責保険費用、16ページに移ります。18節備品購入費に車両代金、27節公課費に自動車重量税を新規計上するものでございます。

次の国民健康保険特別会計繰出金は、人事異動に伴う調整でございます。

2目老人福祉費の高齢者等の生活支援事業では、13節委託料で寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用者増により増額計上を、介護保険特別会計繰出事業は人事異動に伴う人件費調整など、繰出金の調整でございます。

3目障害者福祉費の障害者福祉事務費、11節の需用費は障害者福祉関連の法令改正等に伴いまして、加除式図書の発行が予定よりも多く、需用費予算に不足を来しますことから補正計上させていただくものでございます。

自立支援医療費給付事業は、給付対象者が増加したことから、13節委託料で医療支払事務委託料を、20節扶助費で医療給付費をそれぞれ増額計上するものでございます。

グループホーム等関連助成事業では、19節負担金、補助及び交付金のうちで施設運営者に交付する補助金、20節扶助費で入所者家賃助成金について、これらにつきましては家賃対象額の変更及び対象者が増加したことによる増額補正計上でございます。

17ページをお願いいたします。

介護給付・訓練等給付事業では、介護給付費の生活介護事業で対象人数が大幅に増加しまして約3,200万円、また、短期入所事業の利用実績日数増によりまして550万円、共同生活介護でも対象者の増加により約550万円増加し、そのほか扶助費においても増加傾向にあり、現計予算額の約3割増に当たる5,284万3,000円の大幅な増額補正となったところでございます。

5目に移ります。後期高齢者医療費の繰出金につきましては、人事異動に伴う人件費の調整でございます。

2項1目児童福祉総務費の次世代育成支援対策事業では、23年度の一時保育等の事業に交付された交付金の精算によりまして、受け取り超過額を返納するための補正計上でございます。

4目保育所費の大総保育所及び上堺保育所運営事業の18節備品購入費は、いずれも園庭の屋外時計が故障しましたことから、それぞれ更新する経費を補正計上させていただきました。

4款1項1目保健衛生総務費の子ども医療助成事業は、歳入でもご説明いたしましたとおり、現在までの医療費の増加と、12月より県の子ども医療費助成制度に小学4年生から中学

生までの入院医療費が助成対象に加わりましたことから、実績見込みに立って増額補正計上をさせていただきます。

3目健康づくり費の乳幼児健康相談事業は、7節賃金の部分でございますが、ことばの教室及び子育て相談の利用者増から、相談員等の配置回数を増大するための増額計上でございます。

18ページをごらんください。

4目健康増進対策費のがん検診推進事業では、23年度分補助額確定によりまして、受け取り超過額の返還に要する費用を補正計上するものでございます。

6目環境衛生費を飛ばしまして、3項1目病院費の東陽病院事業会計繰出事業につきましては、運営費分などの追加繰り出しのための増額計上でございます。

5款1項2目農業総務費の一般給与費を飛ばしまして、3目農業振興費の需給調整推進対策奨励事業につきましては、実績に基づき麦・大豆団地化助成では減額となるものの、ホールクroppサイレージ及び加工用米数量が増加いたしましたことから、奨励費を追加補正させていただきますところでございます。

19ページをごらんください。

地域園芸活性化事業では、歳入で申しあげました県からの「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業補助金を交付するため、新たに補正計上するものでございます。

5目農地費では、町単土地改良補助事業で、原材料支給事業として水路整備に係るコンクリート製品を購入するほか、素掘り排水路の改修など農家団体が行う土地改良事業を助成するため、補正計上するものでございます。

地域排水管理事業は、大和根土地改良区が行う排水路整備工事に負担金を納入すべく補正計上するものでございます。木戸排水機場管理事業では、破損した導水路の補修に要する工事費を計上するものでございます。

6款1項2目観光費の観光事務費では、梅まつりの時期に横芝駅を起点にJR主催による「駅からハイキング」が催される予定となり、この機会に町観光協会が町をPRするために記念品を配布するほか、臨時トイレの設置などを行うことから、これらに要する経費を補助金として交付すべく補正計上させていただきました。

海水浴場開設事業につきましては、木戸浜海水浴場が浜がけ現象により開設できませんでしたことから、不用額となる委託料、使用料及び賃借料、工事請負費をそれぞれ減額するものでございます。

20ページをごらんください。

7款2項1目道路橋梁総務費の道路橋梁事務費では、電気料金の値上げや車両及び測量機器の修繕がかさみ、予算に不足を来すことから需用費を増額計上するものでございます。道路管理事業では、測量機器の修繕を要するため、新規計上するものでございます。

2目の道路維持費では、町道に張り出した枝等の伐採に要する費用が必要になりましたことから、補正計上するものでございます。

3目道路新設改良費の一般給与費を飛ばしまして、新栗嶋橋架橋・取付道路整備事業の13節委託料では、本年度は2期事業の路線測量などの委託業務を予定しておりましたが、ルート選定ができませんことから、先に1期区間の境界打設を行い、残額を減額補正するものでございます。

15節の工事請負費では、社会資本総合整備交付金の追加交付が受けられますことから、早期供用開始を目指しまして、25年度に予定していた町施行区間の事業を前倒し実施するための補正計上でございます。交通安全対策事業では、交通事故多発地帯の安全対策を行うため、交通安全ポールや自発光式縁石びょうなどの対策工事費を増額計上するものでございます。

その他の町道整備事業では、21ページに移りますが、道路用地の協力が得られる予定箇所の測量委託費及び経年劣化した道路の補修工事を行うべく、補正計上するものでございます。

4項1目都市計画総務費の一般給与費を飛ばしまして、インターチェンジ周辺整備事業の光熱水費は電気料金の改定によるものでございます。

8款1項2目非常備消防費の非常備消防事務費では、9節旅費について消防幹部の視察研修へ随行するための旅費を計上するものでございます。

消防施設整備事業では、15節工事請負費で消防水利として使用している「ため池」のネットフェンスが破損し、危険であることから補修工事を行うものでございます。

3目消防施設費では、歳入でご説明いたしました消防車両整備事業に対する県補助金増額による財源振替でございます。

4目災害対策費の地域防災計画整備事業は、2カ年の継続費設定をさせていただきます地域防災計画改定等の業務委託、これの24年度支払い分の新規計上でございます。

22ページをごらんください。

被災地域情報化推進事業では、J-A-L-E-R-Tからの入電データなどを速やかに住民に緊急配信できるよう、「災害に強い情報連携システム」の構築業務委託料でございます。

9款1項2目事務局費を飛ばしまして、2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業で

は、消防設備や電気設備の定期点検におきまして発見されました不良箇所の修繕や、老朽箇所の補修を行うものでございます。

3項1目学校管理費の中学校施設維持管理事業では、小学校費同様、定期点検により発見された不良箇所の修繕を行うものでございます。

23ページをごらんください。

5項1目社会教育総務費の一般給与費を飛ばしまして、青少年健全育成事業では、歳入で申しあげました光ライオンズクラブからの寄附金を主な財源といたしまして、青少年活動に使用する軽スポーツ用具を購入しようとするものでございます。

次に、図書館ギャラリー運営事業につきましては、8節報償費、14節使用料及び賃借料で、お借りいたしましたギャラリー展示品の所有者の善意によりまして、謝礼金、賃借料に不用額が生じました。それを減額するものでございます。印刷製本費につきましては、より広く図書館ギャラリーを周知するため、チラシ・ポスターをグレードアップするほか、資料として活用できる展示品図録を充実するため増額計上するものでございます。

4目図書館費の図書館事務費では、住民生活に光をそそぐ基金事業の最終年度に当たりまして、この財源を有効活用し、臨時職員・非常勤職員活動の充実を図るための賃金の増額計上でございます。

図書館一般設備維持管理事業では、浄化槽ブローアの故障修繕、館内排煙窓の作動ワイヤー老朽化によりまして固着していますことから、それらの修繕に要する工事費を補正計上したものでございます。

24ページをお願いいたします。

6項2目体育施設費の横芝ふれあい坂田池公園一般管理事業では、陸上競技場の浄化槽ポンプが故障しましたことから、それらの修繕に要する経費を補正させていただきます。

3目学校給食費の一般給与費を飛ばしまして、学校給食センター改築事業では、解体工事が完了しましたことから、13節委託料で管理費を、15節工事請負費で撤去工事費を、執行済み額にあわせましてそれぞれ減額補正するものでございます。

学校給食賄い材料購入事業では、手づくりメニューを充実させるため給食提供に必要な消耗品の購入を追加するもので、衛生管理事業では、より給食の安全性を高めるため、洗浄室に高性能捕虫器を増設するための費用を補正計上するものでございます。

25ページからは給与費明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で、議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

たきます。慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第12号及び議案第13号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第12号及び議案第13号につきまして、続けて補足説明申し上げます。

資料につきましては、お手元配付いたしました別冊の補正予算書、国民健康保険が第3号、後期高齢者医療特別会計は第1号、それぞれ補正予算書をお手元にご用意願います。

それでは、初めに議案第12号の平成24年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億1,331万9,000円追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億5,397万2,000円とするものでございます。

予算の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

4款2項3目出産育児一時金補助金4万円につきましては、平成24年3月の出産4件に対して、1件当たり1万円が国庫補助金として支給されるものでございます。なお、この国庫補助につきましては、今回の平成24年3月出産分までで終了となるものでございます。

続きまして、5款1項1目療養給付費等交付金865万円につきましては、支払い基金を通じて交付されました昨年度、平成23年度分の退職被保険者に係ります医療費交付金につきまして、医療費が確定したことによります精算の結果、本年度に追加交付されるものでございます。

6款1項1目前期高齢者交付金2,114万6,000円につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の加入割合の高い国民健康保険に対し、支払い基金を通じて交付されるものでございまして、本年度分の決定通知に基づきまして増額補正するものでございます。

10款1項1目一般会計繰入金は、10月1日付の人事異動に伴いまして職員給与費を調整しました結果、一般会計からの給与費繰入金を41万円減額するものでございます。

11款1項2目その他繰越金8,389万3,000円は、今回の補正の財源調整といたしまして不足

分を前年度繰越金により充当するものでございます。

以上、歳入の総額は1億1,331万9,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費41万円の減額は、歳入でもご説明いたしましたとおり、10月1日付の人事異動に伴う職員給与費の調整分でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費でございますが、1目は一般被保険者についての、2目は退職被保険者についての療養給付費でございますが、これはいずれも財源振替でございます、予算補正はございません。

次の、2款2項高額療養費につきましては、1目一般被保険者高額療養費710万円及び2目の退職被保険者高額療養費410万円。これのいずれも本年9月診療分までの医療費動向を踏まえ、今後不足が見込まれます高額療養費の補正を行おうとするものでございます。

8ページをごらん願います。

2款4項出産育児諸費の1目出産育児一時金につきましては、歳入補正に伴う財源振替でございます、予算補正はございません。

次の、3款1項1目後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度の財源に充てるため、若年層からの支援金として国保分を支出するものでございまして、後期高齢者に係る医療費の増加を反映して、支払い基金からの決定通知により2,895万9,000円を補正するものでございます。

6款1項1目介護納付金1,008万6,000円は、介護保険2号被保険者分の納付金について、本年度分の決定通知によりまして不足分を増額補正するものでございます。

最後に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金6,348万4,000円につきましては、そのほとんどが昨年度、平成23年度に国から交付されました療養給付費負担金の返還金であります。この療養給付費負担金は、一般被保険者に係る療養給付関係費用の34%を国が負担するもので、平成23年度の医療費が確定したことにより精算しました結果、交付超過分を本年度返還するものでございます。

以上、歳出総額は歳入と同額の1億1,331万9,000円でございます。

次の、9ページ及び10ページは給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

引き続きまして、議案第13号の平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

1号)につきましてご説明申し上げます。

資料につきましては、補正予算書をごらんいただきます。

1ページをごらんください。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の予算総額からそれぞれ44万7,000円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億2,555万3,000円とするものでございます。

予算の詳細につきましては、6ページからの事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入からご説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金は、10月1日付の人事異動に伴う職員給与費の調整の結果、一般会計からの繰入金のうち179万8,000円減額するものであります。

5款1項1目繰越金135万1,000円は、今回の財源調整で前年度繰り越しにより充当するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

1款1項1目一般管理費179万8,000円の減額は、歳入でもご説明いたしましたとおり、人事異動に伴う職員給与費の調整分でございます。

4款2項1目他会計繰出金135万1,000円は、平成23年度一般会計からの繰入金を精算いたしまして、本年度一般会計に返還するものでございます。

次の、8ページ及び9ページは給与費明細書でございますので、これも後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案第12号及び議案第13号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第14号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第14号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,473万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億4,043万4,000円とするものでご



ございます。

主な内容は、先ほど町長が提案理由説明で申し上げましたとおり、第5期介護保険事業計画期間における介護保険料軽減財源の積み立て、介護重度防止化事業の実施及び人事異動に伴う人件費について補正を行おうとするものでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

6ページをごらんいただきたいと存じます。

歳入からご説明を申し上げます。

5款県支出金、2項財政安定化基金支出金、1目交付金1,507万1,000円は、平成24年度千葉県介護保険財政安定化基金基金取崩特別交付金事業により、第5期介護保険事業計画期間の介護保険料の軽減財源として、千葉県から交付されたものでございます。

同じく、5款3項県補助金、3目介護重度化防止対策事業補助金21万3,000円は、今年度から県単独事業として新たに創設されたもので、地域の高齢者が身近な場所で気軽に介護予防に取り組める体制をつくるための補助金であります。なお、この補助金は既存の地域支援事業にも充当可能なものでございます。

続きまして、8款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金、1節介護予防事業3万3,000円の減は、ただいまご説明いたしました介護重度化防止対策事業補助金の受け入れに伴う財源調整であります。

次に、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与費等繰入金51万3,000円の減は、人事異動に伴う職員給与費の減でございます。

以上、歳入総額は1,473万8,000円であります。

続いて、7ページ、歳出についてご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費51万3,000円の減は、歳入でも触れましたが、人事異動に伴う職員給与費の減であります。

続きまして、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金1,507万1,000円は、歳入でご説明いたしました県から交付された財政安定化基金基金取崩特別交付金1,507万1,000円を、介護給付費準備基金に全額積み立てるものでございます。

続きまして、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目一次予防事業費18万円は、これも歳入でご説明いたしましたが、介護重度化防止対策事業に係るものでありまして、事業費として、介護重度化防止推進員が行う介護予防教室に対する講師謝礼を報償費に計上するものであります。

以上、歳出補正総額は1,473万8,000円であります。

以上をもちまして、平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明いたします。

慎重審議の上、可決承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第15号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第15号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

議案第15号の1ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,006万5,000円とするものであります。

恐れ入りますが、6ページをごらんください。

まず歳入であります。4款1項1目繰越金に217万9,000円を追加し、4,021万1,000円とするものであります。

次に歳出であります。7ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費64万6,000円の減額補正であります。これは人事異動に伴う調整でございます。

次に、2款1項2目施設管理費、15節の工事費282万5,000円は、老朽化が著しい北側プラットホームの壁面並びに床の改修及びカット室南側の扉の改修工事をするものであります。当初、25年度の予算で対応する予定でありましたが、現況が大変厳しく、また衛生面のことを考えた場合に緊急に改修することとしたものであります。

以上、議案第15号の補足説明とさせていただきます。

可決承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第16号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第16号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第16号と書かれました補正予算書をごらんください。

まず、1 ページ、第 2 条の収益的収入及び支出予算の補正額でございますが、収入につきまして、第 1 款病院事業収益に 1 億 6,323 万 2,000 円を追加し、第 1 款の合計を 13 億 9,693 万 2,000 円に、支出は、第 1 款病院事業費用に 1,217 万 4,000 円を追加し、第 1 款の合計を 12 億 4,587 万 4,000 円とするものでございます。

次に、第 3 条の資本的収入及び支出予算でございますが、収入につきましては、第 1 款資本的収入に 621 万 8,000 円を追加し、第 1 款の合計を 1 億 1,493 万 2,000 円に、次の 2 ページになりますけれども、支出につきましても、第 1 款資本的支出に 621 万 8,000 円を追加し、第 1 款の合計を 1 億 7,993 万 6,000 円とするものであります。

同じく 2 ページ、第 4 条の債務負担行為でございますが、東陽病院給食業務委託と東陽病院医療廃棄物処理委託につきまして事前に契約事務を進めるため、契約年を含めます平成 24 年度から 27 年度までの期間で、給食業務委託 6,900 万円、医療廃棄物処理委託 2,450 万円を限度額といたしました債務負担行為を設定しようとするものでございます。

それでは、平成 24 年度横芝光町病院事業会計補正予算説明書に基づき説明をいたしますので、4 ページをごらんください。

収益的収入及び支出予算の収入、1 款 2 項 3 目 1 節の負担金交付金 1 億 6,323 万 2,000 円の追加でございますが、このうち 1 億 5,000 万円につきましては内科医師の減員等によりまして、入院を中心に医業収益が大きく落ち込んでいますことから、運営費の不足分を一般会計からの繰り入れにより対応させていただくものでございます。

続きまして、1 款 1 項 1 目 3 節賃金 102 万 1,000 円の追加でございますが、これはパート医師及び外来補助看護師の賃金の不足が生じる見込みであることに加えまして、脳神経外科の診療を行うに当たり臨時職員を採用しましたことから、追加を行うものであります。

次に、3 目経費 413 万 1,000 円の追加でございますが、3 節の旅費交通費 16 万 7,000 円は、当直及び日直勤務のパート医師の交通費に不足が生じる見込みであること、12 節修繕費 343 万 4,000 円は、非常用蓄電池の経年劣化から停電時に自家発電機への切りかえができないおそれがございますことから、交換を行うものであります。

16 節委託費 53 万円は、地方公営企業会計制度の見直しに伴い補助金等により取得しました固定資産の償却制度等、新たな会計処理方式が適用されることになりましたことから、病院資産の再調査のため固定資産台帳調製業務委託として追加するものであります。

次に、2 項 1 目 1 節企業債利息 297 万 8,000 円の減額は、平成 23 年度企業債借入金等の利息が確定していることから、減額するものであります。

続きまして、5ページの資本的収入及び支出についてご説明いたします。

上段の表にありますが、収入の1款2項1目1節他会計出資金621万8,000円の追加は、全額建設改良費としての一般会計出資金でございます。下段の表、支出でございますが、1款1項2目1節の機械備品購入費に収入と同額の621万8,000円を追加するものであります。

脳神経外科診療備品では、手術時の頭部固定器199万5,000円、内科系診療備品では、これは当初予算ではご承認いただいております内視鏡システム購入費に不足が生じますことから、401万8,000円の追加と、また新たに病棟で使用する薬用冷蔵ケース20万5,000円を計上させていただきます。

以上、議案第16号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第17号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第17号の横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて補足説明申し上げます。

資料につきましては、ピンクの表紙、議案つづり、41ページ。それと、別途お配りいたしましたカラー刷りA4横長のこの説明資料、この2つをお手元にご準備願いたいと存じます。

初めに、議案の内容をご説明する前に、郵便局に取り扱わせております町の特定の事務、すなわち、住民・税務諸証明発行取り扱い事務の経緯と状況につきまして、このカラー刷りの1枚の資料に基づきましてご説明させていただきたいと存じますので、まずはこの資料をお手元にご用意願いたいと思います。

本件につきましては、新町発足2年目となります平成19年4月から、戸籍、住民票、印鑑証明及び税務諸証明の発行に関する窓口での請求及び引き渡し事務につきまして、当時の郵便局株式会社、現在は日本郵便株式会社との協定によりまして、町内の4特定郵便局、具体的には大総、横芝北清水、日吉、木戸の4郵便局において取り扱いを実施しておりました。この証明書の請求引き渡し制度につきましては、町長の政務報告でも申し上げましたように、この4特定郵便局の窓口で住民票、印鑑証明、戸籍、税務諸証明を請求いたしまして、ファクスにより役場から郵便局に送付したものを、郵便局の窓口で受け取ることができるというサービスでございます。

しかしながら、本制度の利用者は当初から少数であった上、広報紙等でのPRにもかかわらず年を追ってさらに減少してまいりました。諸証明取り扱いの参考資料に沿ってご説明申し上げますと、制度がスタートして本年度で6年目になるわけですが、うち直近の3年、21年、22年、23年のデータをこの表に掲載してございます。3つの表でございますが、いずれも黄色に着色いたしました平成23年度の数字によりご説明させていただきます。

初めに、一番上の①の表、歳入をごらんください。平成23年度の証明書発行件数は、表の右側、赤字で記載してございますが、4つの郵便局を合計して証明書の発行件数で184件、1日当たりで割り返しますと0.8件という実績でございました。4局合計で0.8件でございますので、1局当たりですと1日0.2件、5日で——5日といえますと、ちょうど平日の月曜から金曜の1週間でやっと1件の利用という計算となります。

収支の状況を申し上げますと、平成23年度の手数料収入は、表1のこの赤字で件数を記載した右側でございます。手数料Aのとおり総額で4万6,000円。これに対して発行に要する経費、ファクスの使用料、リース料、通信料等でございますが、表の中段、②の右側、緑色で着色した費用歳出合計Bのとおり約168万円でございます。

手数料収入から発行経費を差し引いたものが、一番下の③の表でございます。差引収支でございます。ごらんいただいたように、ここ3年いずれも163万円強の歳出超過という状況でございます。

このような利用件数の少なさと事務に要する経費という、費用対効果の観点からの事業の継続の是非の問題及びこれに関連いたしまして決算審査の講評等での監査委員さんからの事業見直しのご指摘、さらには、サビア内の町民サービスセンターを重点窓口として運用していくという町の方針等、総合的に勘案しました結果、町長が政務報告で申し上げましたとおり、本事務の取り扱い開始から丸6年が経過する平成25年3月31日をもちまして本制度を終了することとし、事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことにつきまして、議会にご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

議案つづり、ピンクの表紙でございます。この議案つづりの41ページをお開き願います。

議案第17号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて。

横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すことについて、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律第3条第5項において、準用する同条第3項の規定により議決を求める。

平成24年12月6日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

まず、1点目の指定を取り消す郵便局の名称でございますが、先ほど申し上げましたように、大総郵便局、横芝北清水郵便局、日吉郵便局、木戸郵便局の4つの特定郵便局でございます。

2点目、取り消しに係る郵便局取扱事務でございますが、この次の(1)から(5)に掲げました5項目の事務でございます。(1)は戸籍及び除籍の謄抄本、(2)は納税証明書、所得証明書ほか、ここに記載いたしました税務諸証明、42ページにお移りいただきまして、(3)は住民票の写し、(4)は戸籍の附票の写し、(5)は印鑑登録証明書、以上5項目の諸証明の請求の受け付け及び引き渡しに関する事務が特定の事務ということでございます。

3点目の、指定を取り消す日でございますが、本年度末の平成25年3月31日をもって事務の取り扱いを終了しようとすることから、指定を取り消す日を翌日の平成25年4月1日とするものでございます。

事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すに当たりましては、新たに指定を行うときと同様に、この法律の規定によりまして議会の議決が必要であることから、本議会に提案させていただいたものでございます。

なお、郵便局の取り扱いが終了した後の証明書の発行でございますが、役場本庁舎窓口で引き続き発行するほか、今後も町民サービスセンターで土曜、日曜、祝日の夜8時まで窓口を開設するほか、交通手段がなく役場や町民サービスセンターへおいでになれない方には、郵便請求による取り扱いも行っておりますので、引き続き町民の利便性の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第17号につきまして、慎重審議の上、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号について、教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、報告第1号について補足説明をさせていただきます。

議案つづりの43ページをお開きください。

報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起）についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。



てまいりましたが、相手方が町に対して、町への所有権移転登記手続を依頼していたのに放置していたことが不満である旨を述べ、これに応じてもらえませんでした。その後も手続に対して協力を求めてまいりましたが、所有権移転登記手続を拒否されました。

しかしながら、当該土地は旧横芝中学校用地として購入したものであり、町の公有財産を適正に管理する上でも所有権移転登記を行うことが必要不可欠でありますので、町は相手方に対して所有権移転登記請求の訴えを提起するものであります。

5点目といたしまして、その他でございますが、訴訟代理人、上訴、その他本訴訟に関する事項は町長に一任するというものでございます。

以上で、報告第1号の補足説明とさせていただきます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起）は、ただいま説明のとおりですので、ご了承願います。

以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

---

#### ◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第5号、先議の件を議題とします。

議案第5号 横芝光町微量PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言については、町長から至急の案件として先議の要請があり、さきの議会運営委員会においてこれが了承されました。

お諮りいたします。

議案第5号は、議会運営委員会決定のとおり先議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について質疑に入ります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。



〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。

再開は午後1時15分とします。

（午後 0時35分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

---

### ◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第7、これより一般質問を行います。

---

### ◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） ただいまご指名をいただきました鳥喰下の齋藤順一でございます。一朝ごとに寒さが増すきょうこのごろ、私、寒さにも増して今一番身にしみて感じることは、光陰矢の如し、歲月人を待たずのことわざのことです。本年もいよいよ残りわずかと相なりました。

さて、12月定例議会におきまして登壇の機会を与えていただきました同僚、議長初め先輩議員の皆様、心より感謝申し上げます。

それでは、元気に質問させていただきます。町長初め執行部には、明快かつ簡潔なご答弁、よろしく願い申し上げます。早速、通告順に従いまして質問に入ります。

まず、私の目指すものの一つ、人に優しいまちづくり。町民と行政の協働による地域の文化を大切にする、の関係の質問をいたします。

大綱1としまして、横芝光町立図書館についてお伺いをいたしたいと思っております。

1つ、昨年度、年度別利用統計の推移、入館者数、貸し出し数をお伺いしたいと思います。

2つ、年度別蔵書統計、一般図書を含めたすべての合計数は何冊になりますでしょうか、

お願いいたします。

3、年度別基本統計、蔵書の数、受け入れ数、寄贈受け入れ数、予算額資料費、来館者数、貸し出し数はいかがになっておりますでしょうか。

4、年度別レファレンス、レファレンス数の分類、いわゆる口頭か電話か文書かの合計はどうなっておりますでしょうか。

5、その他年度別集計としまして、人口、蔵書数、貸し出し数、町民1人当たりの貸し出し冊数は何冊になっておりますでしょうか、お伺いしたいと思います。

6、横芝光町立図書館の年度別ホームページ検索回数の推移についてお伺いしたいと思います。

1から6は、合併以降のデータについてお伺いさせていただきます。

7番は、横芝光町子ども読書活動推進計画の取り組み、成果、課題等をお聞きしたいと思います。

8番として、横芝光町立図書館の蔵書の中で、100年後の町民の財産として残る冊数は何冊ぐらいあるかと推測できるか、これもお伺いしたいと思います。

9、横芝光町立図書館の蔵書の中で、体系立った蔵書の主なものは何があるか、お聞かせください。

10、未来の横芝光町立図書館像をお聞かせください。

11としまして、社会教育関連3法の平成20年度の改正を受けて、当町の対応はいかがになっておりますでしょうか、お教えてください。

12番、情報拠点でもある横芝光町立図書館のデジタルデバイス、いわゆるパソコン、インターネットを使いこなせる者と使いこなせない者の間に生ずる待遇、貧困、機会等の格差の対応はどういうふうにお考えになっているか、お聞かせください。

次に、また私の目指すものの一つ、安心安全なまちづくりの質問をいたします。

大綱2としまして、町内の学校の児童生徒のいじめ問題についてお伺いいたします。

この問題は、9月定例議会においても質問いたしましたが、その後、児童生徒のいじめ問題の具体的な対応状況はどのように進捗しているかをお伺いいたします。

1つ、児童生徒のいじめの認識は。2、現状は。3、有無は。4、事例は。5、連携は。6、支援は。

以上、大綱2点について壇上より質問とさせていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

社会文化課長。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○社会文化課長（早川典男君） それでは、齋藤順一議員の、横芝光町立図書館についてのご質問のうち、平成18年度から23年度までの合併以降の統計数値について、項目ごとにお答えいたします。

最初に、入館者数は、平成18年度、24万5,010人、19年度、24万5,062人、20年度、22万6,226人、21年度、22万3,290人、22年度、22万953人、23年度、21万1,627人です。

次に、貸し出し数は、分館、文化会館でございますが、これを含んで18年度が64万1,128冊、19年度、67万3,344冊、20年度、73万431冊、21年度、67万1,850冊、22年度、38万7,540冊、23年度、37万3,526冊です。

次に、蔵書数は、分館を含み年度末現在で、18年度、29万8,530冊、19年度、31万7,181冊、20年度、33万1,087冊、21年度、34万6,018冊、22年度、35万6,664冊、23年度、36万5,735冊です。

次に、購入冊数は、18年度、1万3,840冊、19年度、1万4,956冊、20年度、1万2,755冊、21年度、1万2,919冊、22年度、1万2,330冊、23年度、1万2,501冊です。なお、これらはDVDなどの視聴覚資料を含みますが、週刊誌等の雑誌は含まれておりません。

次に、寄贈による受け入れ数は、寄贈されたうちで資料登録をした数になりますが、18年度、2,527冊、19年度、2,154冊、20年度、2,502冊、21年度、883冊、22年度、1,848冊、23年度、299冊です。

次に、図書購入費の当初予算額は、18年度、2,300万円、19年度から21年度が2,100万円、22年度、1,900万円、23年度、2,200万円です。なお、23年度は国の交付金に係る繰越分の300万円を含んでいます。また、これら図書購入費には週刊誌等の講読料は入っておりません。

次に、レファレンス件数ですが、18年度が8,156件、19年度、8,525件、20年度、1万1,031件、21年度、1万1,360件、22年度、1万579件、23年度、1万2,268件です。なお、レファレンスの手段は、窓口が97%、電話が約3%の割合です。

続いて、新規登録者数ですが、18年度が1,570人、19年度、687人、20年度、790人、21年度、903人、22年度、472人、23年度、610人です。これにより、平成23年度末の登録者数は2万9,189人となっています。

次に、町民1人当たりの貸し出し数は、貸し出し総数をその年度の4月1日現在の町人口で除して算出すると、18年度が24.1冊、19年度、25.5冊、20年度、27.9冊、21年度、25.8冊、22年度、15.0冊、23年度、14.6冊となります。

統計の最後、ホームページの検索回数につきましては、昨年10月にシステムの入替えとホームページのリニューアルをしたために検索回数の確認がとれませんので、大変申しわけございませんが、ホームページ上から受け付けた予約やリクエスト件数にかえて申し上げますと、18年度が2,470件、19年度、2,162件、20年度、1,906件、21年度、3,864件、22年度、4,664件、23年度、3,340件となっています。

続いて、子ども読書活動推進計画のご質問についてお答えします。

当町の子ども読書活動推進計画は、平成17年4月に第一次計画を策定し、現在は今年度を初年度とする第二次計画がスタートしています。第一次計画では、家庭・図書館・学校での読書活動の充実、子供の読書環境の整備充実、子供の読書活動の普及の3項目を計画推進の柱とし、ブックスタート、図書館事業、配本、お話し会、読書指導員の配置などの各種事業に取り組み、子供たちの読書活動に寄与したものと考えております。

また、第二次計画は、第一次計画を継承しつつ、子供が自主的に読書活動を行うための環境整備充実、家庭・地域・学校の連携協力による読書環境の整備充実、子供の読書活動に関する理解と関心の普及の3項目を計画の柱としていますが、計画の推進に当たっては、職員、特に司書や読書指導員、お話し会ボランティアといった人材の確保が課題であると考えております。

続いて、100年後に残る冊数は何冊くらいあると推測できるかというご質問ですが、現在の資料、特に購入した資料は、読まれるまたは利用されることを前提に収集していますので、利用がなくなった資料は図書館の収蔵能力も考慮して、計画的に除籍を行っています。しかしながら、資料としての価値が高い新書類、郷土資料の分野に関するものについては、地域図書館の特色を保つためにもできる限り保存していきたいと考えています。その数は、恐らく1万冊と推察していますが、紙の劣化ぐあいにより減少することが考えられます。

続いて、体系立った蔵書の主なものについてお答えします。

新書系では、岩波新書、中公新書、講談社現代新書、講談社学術文庫、東洋文庫、ブルーブックスなどがあります。これらは資料的な価値が高いため、継続的に新刊を購入しています。また、美術系では、世界美術大全集や日本美術全集、日本文学系では新編日本古典文学全集や日本文学全集などがあります。なお、日本文学系では、このほかに夏目漱石、芥川龍

之介、森鷗外などの明治・大正の文豪や、司馬遼太郎、池波正太郎、松本清張などの現代の作家別全集も20人余りそろえております。

続いて、未来の横芝光町立図書館像についてお答えします。

横芝光町立図書館は、ミッションとして図書館での資料、情報提供を通じた人づくりを掲げ、目指す図書館像を住民が必要とする資料や情報が入手できる窓口、多くの住民が集い交流する空間としています。また、基本理念を、さまざまな資料や情報を収集・整理・保存し、町民皆様が人間として自立し、豊かな生活を送ることができるよう、必要な資料や情報を確実に提供することとし、貢献してきたものと考えております。

さらには、ハイビジョンホールや町民ギャラリーを併設し、芸術や文化に触れることのできる空間づくりにより、情報発信拠点の強化が図れたものと考えております。

今後も、基本理念は継承し、豊かな心をはぐくむ教育・文化の香るまちづくりに寄与する、生涯学習の中核施設であり続けていると考えております。

続いて、社会教育関連3法の平成20年度改正を受けての対応についてお答えします。

平成20年度の社会教育法、図書館法及び博物館法の一部改正は、教育基本法の改正を踏まえ社会教育行政の体制整備等を図るため、地方公共団体の任務、教育委員会の事務、社会教育施設の運営等に関する規程は整備されました。この中で、図書館法では、図書館奉仕と司書及び司書補の資格についての改正が主なものです。特に、図書館奉仕では、「学校教育を援助し得る」から「学校教育を援助し及び家庭教育の向上に資する」に改正され、図書館と学校、図書館と家庭という連携が強化されました。

図書館では、従来からブックスタートやお話し会などを通じ、親と子が触れ合う機会を提供しており、また、平成23年度から実施している読書指導員の派遣事業は、学校との連携強化に十分貢献しているものと認識しております。さらに、今後は館内のハイビジョンホールや町民ギャラリーなどの施設を、積極的に社会教育活動の場に提供していきたいと考えております。

最後に、図書館のデジタルデバイドの対応についてお答えします。

ご質問のデジタルデバイドですが、インターネットでの情報格差、特にパソコンでの情報格差を指しているものと解します。図書館では、ホームページから利用案内や資料検索、イベント情報等をいつでもごらんいただけるようにしておりますが、これらの情報は町広報紙や防災行政無線等でもお知らせしておりますので、ホームページを見た、見ないの情報格差は生じていないと思います。

ことしから町内全域で光回線の利用が可能となり、通信面での地域格差は解消されました。今後は、パソコンの利用者がふえて図書館ホームページの充実やインターネットでのサービス向上を求められるようになるかもしれませんが、ホームページはあくまで図書館利用者サービスの一つであるにとらえておりますので、これにより情報提供やサービスを優遇する意図はございません。

〔社会文化課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） 齋藤順一議員の、教育関係のご質問の9月定例議会質問後の児童生徒いじめ問題の具体的な対応状況は、についてお答えいたします。

初めに、認識についてであります。9月議会の一般質問に対する教育長からの答弁にもありましたように、いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることから、しない、させない、見逃さないの意識を児童生徒一人一人に徹底させるとともに、教職員、教育関係者及び保護者などがそのことを自覚し、教育実践すべきであると認識しております。

次に、2点目の取り組みの現状についてであります。各学校では各学期に1回の児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査などのほか、児童生徒の人間関係の変化などを見逃すことのないように留意し、いじめの早期発見、早期対応に努めているところでございます。

次に、3点目のいじめの有無についてであります。社会的な問題になっているような深刻ないじめは報告されておりましたが、悪口を言う、仲間外れにする、無視するといった事例が発生しております。

次に、4点目のいじめの対応の事例についてであります。2学期に小学校で発生した一例を挙げますと、保護者から連絡帳を通じて、クラスの友達から悪口などの言葉によるいじめを受けているという内容の報告がございました。この事例への対応といたしましては、クラスで繰り返し話し合いを持ち、悪口を言ったり、仲間外れや無視することのないよう、学級担任や生徒指導主任等による指導を行い、解決に至っております。

次に、5点目の連携についてであります。いじめ問題は学校だけで解決していくことは困難でありますので、家庭や地域社会と連携しながら問題解決に当たってまいります。

最後に、学校に対する支援についてであります。いじめの報告があったときは、その実

情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行います。また、各学校のニーズに応じ研修講師やスクールカウンセラー等の派遣のほか、指導上困難な課題を抱える学校に対しては、教育センターの専門医の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。

なお、9月議会の一般質問で議員からご提案のありました、いじめ相談ダイヤルを記載したカードの児童生徒への配布につきましては、検討した結果、カードより効果の高いA4判用紙に「困ったときの電話相談案内」と題し、国や県の「24時間いじめ相談ダイヤル」や、学校生活や家庭生活での悩み事に関する県や町の相談ダイヤルのほか、虐待に関する相談ダイヤルもあわせて記載したものを、本年11月に小学校5、6年生及び中学生を対象に配布いたしました。これにより、現在深刻ないじめ問題は報告されてはおりませんが、今後の効果が期待されるところでございます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） どうもありがとうございました。

それでは、皆さん方に、お手元に統計別資料がお渡りになっていると思いますけれども、この資料を参考にしながら再質問させていただきます。

それでは、大綱1の図書館等について再質問いたします。

いじめ問題を、大綱2でも質問いたしますけれども、この横芝光町立図書館問題はいじめているわけではございませんので、前もってあしからずご了承ください。

横芝光町立図書館についてお伺いしました、私の1から6番は統計資料の質問ですので、時間的な制約がありまして、ちょっと長々質問してしまいましたので、とりあえず1番から6番までをア、イ、ウ、エ、オの5つに分けて、区切って再質問をさせていただきます。皆さん方、お手元の統計資料もあわせてごらんになっていただければ、ありがたいと思います。

アとしまして、統計資料1、2の番で①②の分ですけれども、平成18年度から23年度の入館者数と貸し出し冊数の統計上で、入館者数がほぼ変化がないのに対しまして、貸し出し冊数が21年度、翌年22年度では激減しているんですね。約半分、6、70万件貸し出し冊数があったのが38万件とか約半分の貸し出し冊数になっている、その主要な原因はどういったものがありますでしょうか。

イとしまして、統計資料の③④⑤の部分をごらんになっていただければと思います。平成18年度から23年度の購入冊数及び寄贈冊数の累計冊数は、6年間で8万9,514冊なんです。

それで、平成23年度現在の蔵書数が36万5,735冊ですので、平成18年から平成23年度の蔵書の増加数は、実数は6万7,205冊になっているんですけども、寄贈数を含む購入累計数が8万9,514冊と。書籍累計数が6万7,205冊を引くと、不足は6年で2万2,309冊となりまして、2万2,309冊の処分というのは平成18年度から23年度で、買った数で毎年3,700冊ぐらいの冊数の処分の計算になりまして、寄贈冊数と合わせて、購入8万9,514冊の対購入冊数の24.9%、約4分の1ずつの処分、2万2,309の冊数の処分は適正な数なんでしょうか。

もちろん、私もちょっと調べましたところ、横芝光町立図書館の資料除籍要綱だとか、利用価値を失った資料の除籍に基づいて処分するとか、町リサイクルの基準の定めによるというものの2割5分の、新刊の数の25%近くも処分するというのは果たして……もちろん無尽蔵にふやして保存のコスト高になってはならないんでしょうけれども。

あと、ウとしまして、統計資料⑦の部分でレファレンス、レファレンスは窓口97%、電話3%という形、もう少しのあれで、これから図書館業務も情報発信の場所として、ただ単に窓口のオーダーという形じゃなくて、もっときめ細かな形の、要するに調査相談業務というのは窓口だけではなくて、97%というとはほぼ窓口対応という形ですので、町民の期待と要求を兼ね備える形では、もう少しレファレンス数を詳細に分けたほうがいいんじゃないかなと感じます。

エとしまして、統計資料、町民1人当たりの貸し出し冊数が21年度、翌年22年度を比べると激減しているんですね。21年度までの平均は25.8冊、22年度、23年度は14.8冊、激減で10冊も平均貸し出し数が減っているということで、11月13日の日経新聞によりますと、全国の公立図書館が貸し出した2010年度の冊数は、国民1人当たり5.4冊と文科省の社会教育課の発表がございましたけれども、3年前より国は0.5冊ふえたというんですけども、もちろん、社会文化課さん、図書館さんのサービス向上あるいは時間をずらしてのサービスの部分でこういう形で、22年以前は余りデータは当てにならないなというふうに私は思っているんですが、その辺はちょっとまたもう一回詳細を。

いずれにしても、国の貸し出し冊数よりはるかに、倍近くなっていますので、非常に努力はしているんだなという形を考えられます。

あと、6の質問としましてホームページ検索ですけども、リクエスト部分ね。これは何年前かにデータベースを移築されたということであるんですけども、本来はこの統計資料そのものに基づいて新しい方向性を見出したり、図書館の新しい未来像を見出すという数値が大切なのに、ちょっと残念ながらその指標でありますホームページの検索回数が抜けてい



るといのは、ちょっとこれは問題があるなというふうに感じます。

とりあえず、1番から6番の部分まで5つに分けて再質問させていただきましたので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、資料の1、2、平成18年から23年の、これは貸し出し数というご質問でよろしいでしょうか。特に平成21、22の比較で激減しているということによろしいでしょうか。

〔2番議員「はい」と発言〕

○社会文化課長（早川典男君） これにつきましては、昨年の平成23年9月の定例会におきまして、平成22年度一般会計決算の認定の際の質問でお答えしましたが、平成21年度までに図書館に勤務しておりました元職員による貸し出し数の水増し入力があったことから、平成22年度は貸し出し冊数が激減したものでございます。

次に、イの除籍数のお話でございます。議員ご指摘のとおり、この6年間で蔵書の増加数、それから購入冊数及び寄贈冊数を差し引いた数字が2万2,000冊余りということになると思いますけれども、実際にこの6年間で除籍した実数は1万8,715冊でありました。この1万8,715冊のうち1万1,389冊は雑誌などの刊行物、そして455点が視聴覚資料となっております。

したがって、1万8,715から1万1,389と455を差し引きますと6,871冊で、これが一般図書の除籍数に当たるわけでございます。この6,871冊を購入数と寄贈数の合計で除しますと、7.7%の割合となります。

除籍の基本方針ですが、図書館においては利用価値を失った資料を除籍することにより、書架の合理的な利用を図ることになりますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

次に、レファレンス、きめ細やかな相談ということでございますけれども、レファレンス業務、実際には来館されたお客様が借りたい本がどこにあるのか、あるいは、パソコンの検索のお手伝いですとか、そういったご相談がほとんどであります。調査関係の支援もございますが、利用は少ない状況になっております。

次に、1人当たり貸し出し冊数の激減でございます。これは、アの質問にお答えしたとおりでございます。平成21年度まで水増しがございました関係で、21年と22年の比較では10冊の差が出てまいります。あくまでも、これは貸し出し総数を町民の人口で割っておりますので、そういった形になります。

その次、ホームページでございますけれども、昨年の10月に実施しました電算システムを更新する際、ホームページアクセス回数の記録を残さないまま機器を処分してしまったため、数値が不明になってしまいました。大変申しわけございませんでした。

なお、システム更新後の状況を申し上げますと、昨年10月以降の1年間のホームページアクセス数、これが3万6,535回。これを平成23年度の統計資料でございますリクエスト予約件数3,340回と比較しますと、約11倍の差があるということで、恐らくこの資料の11倍はアクセス数があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変ちょっと私の見方とあれが違ったようで失礼しました。実際にはそんなに除籍はなくて、2万じゃなくて6,871冊ということだそうですので、私の計算ですと、このデータから見る限りは24.9%という除籍率だったんですけれども、7.7%ですか、それにしても、わかりました。

あと、資料としましては、こういうものが今ちょっと疑問点があったんですけれども、入館者数と激減したのは不正があったと。じゃ、これはうそのデータを記載してあるということですか、ここにあれしているのは。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） ただいまのご質問でございます。入館者数につきましては、これはセンサーがございまして、図書館の入り口、そこに人が通過した回数をカウントしていますので、入館者数については当初からの偽り等はございません。貸し出し数につきましては、平成21年度までの数字に水増しがあったものというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） よくわかりました。じゃ、そういうふうに案分して、この統計資料というのは——私は統計資料というのは正確なものであって、これからの公立の図書館の指針になるというふうに考えていますけれども、そういう形でもう少し緩く見たほうがいいわけですね。わかりました。

じゃ、7番について、今答弁ございましたように横芝光町の読書活動推進計画、ホームページで見ますと二次計画まで進んでいて、非常に進んでいるということで、一次計画のほうも読み聞かせですとか、家庭図書、子供の読書だとかいう形で非常に努力をされているとい

うことで安心しました。また、二次計画のほうも、どうかひとつ推進されていい結果が出せますようにお祈りいたします。

読書計画もあれなんですけれども、今ちょっとビジュアル化というのも映像が今これだけはんらんする形なんですけれども、現代良質な映画等もビジュアルで残っていますので、子供たちにぜひ情操的な教育として、テレビ、その他だけではなくて、もう少し質の高いメディアといいますか、そういうもので、映画等には限りませんが、そういったものも含めて情操的な教育をしていただければなということをおもいました。

8番の質問に入りますけれども、100年後にという形で体系も利用体系の除籍等のあれも、横芝光の関係法規で細かに載っていますけれども、どの辺がどの辺で、どういう価値でというのがこのあれだけではちょっとはかれないんですけれども、そういう形でよくやってくれているんでしょう。将来、100年後に残る本は1万冊だと、そういう目標もできているということは非常にありがたいなというふうに思います。

ただ、9番の質問の中で、蔵書の中で体系立った主のものという形で、文学体系いろいろな形で今聞いたんですけれども、美術書の体系がちょっとそろってないように感じますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） 美術系の体系がそろってないということですが、先ほどお答えしました世界美術大全集や日本美術全集というところ辺で、確におっしゃるとおり美術系のほうが少ないのかもしれませんが、しかしながら、全集等高価なものもございすけれども、選書につきましては司書等が毎週選書しているわけでございます。このようなところから、なかなか高価なものは選書しづらい部分がございますので、ご理解のほうよろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） よくわかりました。一応、私は美術体系と、あと美術専門書の意味でもう少し何々について調べたいなといったときに、もう少し専門書が、例えば私の好きな陶磁器の部分を調べますと、その部分が抜け落ちていたり、専門的な部分がどうしても町の図書館からは資料、文献が見出せないというのが現状なもので、それをちょっと感じましたので。じゃ、次の再質問に移ります。

今、るるお伺いしてきましたけれども、ここのデータを長々大変だったと思います。これだけ私思いつきでやったわけじゃないんですけれども、こういうもののデータを出してもら

って、どこに流れがあって、これからの横芝光町の図書館像をずっと何週間か、これを調べるのも大変だったでしょうけれども。

それから、10番の質問なんですけれども、データより推測して何が——この部分でただ単に統計資料をとっただけでは何も役立ちませんので、これから何が見えてくるか、その展望をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） 統計数値から将来の図書館がどのような形で見えるのかというご質問だと思いますけれども、まず、目を向けるべきは入館者数と貸し出し数であると考えております。この原因としましては、インターネットにより簡単に情報収集が可能になったということが大きな要因であろうと思います。すなわち、遠くの図書館へ足を運ばなくても自宅でインターネットを、マウスをクリックすれば情報が瞬時に出てくる、たくさんの情報が出てくる。そういったことから、図書館に足を運ばなくても自宅でそういった情報収集ができるということから、減少傾向が続いていると。

したがって、将来的には町立図書館においても電子書籍であるとか、あるいはレファレンスのインターネットでのサービスですとか、そういったものが要求されてくるということとは予想できます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） わかりました。じゃ、方向性はそのデータから大体そんな形で見えているんでしょう。

じゃ、社会教育3法、平成20年度改正を受けての11番の質問で再質問したいと思います。

私も60歳から老人の仲間入りをして、ことしも平成寿大学というのに入学させてもらって、社会文化課さんに非常に懇切丁寧に、きめ細やかに、60歳、年寄りの私もサークルに入れさせてもらってパソコンの勉強やら何やら、年寄りになりましたから非常に社会教育の上でありがたい教育をいただいておりますけれども、今この3法の中でそういう形で、あとせんだつての文化祭ですか、参加させてもらったらいろんなサークルがあるんですね。舞台上上がっているサークルの人はお一人お一人が目が輝いて、非常に生きがいをあれている。すばらしい活動をされているんだなという形で思いましたけれども。

残念ながら今、社会教育3法の中で、要するに図書館法、社会教育法、博物館、その部分のバランスがちょっと欠けているんじゃないかなという形で、今あれているのは町民ギャ

ラリーという形の一部の博物館的な展示とかそういうものの教育で、これが三位一体となって図書館、あるいは社会教育、そして博物館、その部分が、他町村を挙げると申しわけないんですけども、佐倉市、あるいはこの近隣から千葉市、そういう部分で同じ町民で同じ市民でありながら非常に格差があるなど感じていますが、そういった面で教育課か社会文化課かわかりませんが、そういった形でどういうふうにお考えになりますか。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） 貴重なご提言をありがとうございます。

確かに、町民の皆様が芸術や文化、歴史に触れる機会を提供することは、生涯学習の面で大変大切なことであるとは考えております。しかしながら、いかんせん施設の問題等で図書館には2階にギャラリー1室しかございません。したがって、今後とるべき方策としては、狭いながらも町民ギャラリーの質をいかに上げていくのか。そういった観点で、学芸員のスキルアップ等が必要になってくるのかなというふうには考えております。

ただ、大きな市と当町を比較しても、残念ながら施設がございませんので、大変申しわけありませんがよろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 時間も迫ってきましたんですけども、丁寧な答弁ありがとうございます。

じゃ、最後の情報拠点となる横芝光町立図書館のデジタルデバインドということで、いわゆるパソコンを使える者と使えない者の格差の対応ということで、今答弁の中でホームページ等を通じてと言いましたけれども、もう少し次元を変えまして、やはり、寿大学のパソコン教室に参加させてもらったんですけども、私どもよりはるかに年上の方でも、やっぱり意欲のある方がパソコン教室にあって、どんどん情報を吸収するという形で、年をとっているというよりも同じ納税者の立場で片方は——勉強する意欲の問題もあるかもしれませんが、これで一番心配するのは、これからどんどん先に行くとパソコンをやれる者だけが特別な利益を得て、そういう情報を収集できない者はあれという形で、同じ納税者である立場で格差ができるのが、私は一番これをことしの4月から憂いている部分です。

ですから、情報発信基地である横芝光町立図書館の中で、そういう形で社会啓蒙してもらって、もちろんやる気がない、パソコンができない者はまずそれでだめだよといってあきらめているんですけども、ただ単に私ども図書館の位置から情報を発信しているんじゃなくて、もう少し広い意味でパソコンそのものというよりも、町でやっている情報がパソコンを

経由しないで、デジタル、アナログでも簡単に納税者である同じ形の情報が提供できるように、横芝光町立図書館が基地としてなってもらえればいいなという形の部分でございます。長々とやって、あと時間がもうという形です。その点で、デジタルデバインドにもう一回あれしてもらえますか。そういう観点からちょっと。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） 実は、合併前は各町でパソコンを持っておりまして、パソコン教室というものをやっていたようでございます。しかしながら、機器が古くなってしましまして、いまだにウィンドウズ98のシステムのOSということで、機器の更新がある関係で今はパソコン教室はやっておりません。しかしながら、今後注目すべきはタブレット型PCでありまして、このタブレット型PCの登場によって、今までインターネットを使っていなかった高齢者がインターネットを使う人口がふえたといったことがございます。

したがいまして、今後はタブレット型PCのさらなる普及を願っていきたくと思っております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） はい。どうも長々ありがとうございました。

確かにそのとおりです。いろいろと質問いたしましたけれども、横芝光町立図書館の質問をしたかと思いますが、公立図書館は今大きな曲がり角に立っていると思うんですよ。一つは、地域社会における公立図書館のあり方、そして社会の情報の急激な変化に対応していけるのかが、これからの大きな課題だというふうに私は認識しております。

あと、平成23年の、あの忌まわしい横芝光町立図書館の貸し出し冊数の虚偽報告記載の問題の総括的な意味合いもここでしたくて、ただ新聞に報道があって、その後執行部も議会も何の責任の形もあらわさないでというのは、私自身非常に心苦しくて、きょうはデータから見た形の部分ではっきり出ましたので、非常にありがたかったです。

そして、横芝光町立図書館は、先ほど申しましたとおりに、地域の文化施設及び横芝光町の情報発信基地でなくてはならないと思いますので、今後ともスマホとか電子書籍の対応も、今課長がおっしゃっていられた対応の目標も一つの方法だと思うんですけれども、今まさに期待感高まる、地域の地域コミュニティセンターまたは生涯学習の場として、役割、機能の拡大の期待が高まっているのが図書館だと思うんですよ。今後、町民の誇りでもあり、横芝光町立図書館が地方の公立図書館として地方屈指の横芝光町立図書館であり続けるために、

町民の期待に対応できることを切望して、次の質問に移りたいと思います。ありがとうございました。

引き続き、大綱2としまして、町内の児童生徒のいじめについてお伺いしましたところ、先般いろいろ質問して、認識、現状は、有無は、事例は、連携は、支援はという形ですので、今これも町長の英断か教育長の英断かわかりませんが、即対応して、この問題は先送りすることのできない問題で、9月から12月をすぐ対応してくれたということは、また佐藤晴彦町長の考え、あるいは齋藤教育長、課長、執行部の皆さんが即対応して、この問題は先送りして半年、1年先にやっていたのでは何の意味もないということで、非常に執行部のレスポンスのよさには感動いたしました。

ただし、5年、6年、中学生に拡大して、小さいカードからA4のカードにというきめ細かいのはわかるんですけども、もう少し拡大して、普通幼稚園から小学校低学年、4年生ぐらいまでは、わかる、わからないはともかく、いじめのほうの啓蒙活動になると思うんですが、その辺の拡大的なお考えはないんでしょうかね。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 齋藤順一議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。

なぜそうしたかということになるわけですが、一つは、保育園、幼稚園、小学校低学年というところにつきましては、積極的な子供が消極的な子供を従えているように見えること。子供同士の力関係や子供のコミュニケーション能力が未発達というところから、手を出すと、遊び道具の横取りなどということと、とりあえず、文部省見解もそうですけれども、いじめとしてはとらえないということが好ましいだろうということが1点でございます。

それから、2つ目ですが、文部科学省がいじめの認知をしたことについては、中学校の1年生が最も多いという統計がございます。小中高校、特別支援学校を通して、今申し上げましたように今最も多いのが中学校1年生であるという現状がございます。ということから、カードの配布先というのは、1点目、2点目から考えますと、とりあえず小学校の5、6年生と中学校の1、2、3年生が妥当であろうということでございます。

それから、3点目として内容を考えました、記載内容ですね。記載内容につきましては、先ほど課長のほうから答弁ございましたけれども、困ったときの電話相談ダイヤルと題しまして、ここにございますが、こういう形で出しております。これですね。ちょっと見えなくて申しわけないんですが。こういう形で国や県の24時間いじめ相談ダイヤル、悩みを言おうとか悩みがよくなるかですね、子ども人権110番。それから、当町の学校生活や家庭生活

の悩み。そういうものに関する相談ダイヤルのほか、国や県、そして当町における虐待に関する相談ダイヤル、これもあわせて掲載することがより効果が上がるのではないかとということで、ここにありますが、いじめと虐待と両方掲載して5、6年生と中学校の1、2、3年生に配布したものでございます。

これは、この3点について検討させていただきまして、カードにしますとこれが入らないということはもちろんあるわけですが、子供たちに実際に学校で配布しますと、カードがかばんの底とか、いつの間にかポケットに入っていて、それがどこかになくなってしまふという、私の現場経験からの発想がありまして、大きいものにさせていただいて、かばんの、例えば時間割表等がありますが、時間割表の中に一緒にこうやっておくとちょうどこれがぴたっと入っているという現状がございますので、そういうようなもろもろから、こういう形にさせていただいて、11月の校長会並びに教頭会でその趣旨を説明して、これを各学校とも配布するよということ、指導を進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） はい、大変ありがとうございました。

専門的な見地から、そういう形であればすると低学年、保育園、幼稚園という私の認識不足というか、学習不足で、専門家の形でそうなのかもしれませんけれども。

じゃ、あと関連でもう二、三、せっかく現状、有無の認識だとか事例とか言ったんですけども、せんだって新聞を見ていますと、11月22日の読売新聞の報道によりますと、文科省の緊急調査で4月から9月までで、昨年の7万件が14万4,000件のいじめの報告に上がったということで、これはもちろん教育関係の皆さんの意識の変わりにとらえ方で相当、倍も上がったということは、それだけ意識が高いのか、どういう形になってそういう形になったのかという認識と、あと、毎日新聞の報道では11月初旬ですけども、毎日新聞の調査によると、小中学校の7割の教員がいじめに対しては時間不足だよと、4割が保護者との信頼関係が持てないんだよということの回答が毎日新聞に大きく載っていました。その辺の支援はという形の意味合いからの再質問になりますけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 確かに、新聞・テレビ等で発表されまして、大変ショックを受けている方もたくさんいらっしゃるんじゃないかというふうに思いますけれども、今、議員の



ほうからお話ありましたように、学校側としまして認知の仕方が当然そこで変わってきているということがございます。要するに、いじめられた側がいじめられたということについての軽い、重いのあるはありますけれども、そこら辺のところから、学校としては軽いものも全部扱うという形をとったものですから、当然そこにふえてきた現状があるということでございます。

ただ、本町の場合、1学期に16件認知件数がありました、これは前回答弁したとおりでございますが。2学期の11月19日に再度2回目の調査をさせていただきましたところ、当町の場合はそれが半減して8件になっております。ですので、そういう状況下に今当町があるということをご理解いただきながら、先ほど申し上げましたように、校長会、教頭会、生徒指導担当者会議等を通じて、強い指導を進めているところでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 大変どうもありがとうございました。

9月7日に質問して、非常にレスポンスが早くて、いじめ相談ダイヤルのカード配布、カードというよりもA4ですか。その英断には感謝を申し上げまして、欲を言うと、あとネットパトロールの強化、私が提案しました。あとは子供の訴えを聞く場所、それはおやりになっているようですけれども、もう少し成果が見えるような形を出していただければ、いずれにしてもいじめ問題は現場のみに任せるのじゃなくて、町全体がいじめの問題を共有するという形で、将来ある子供たちのために親たちは気を使っていくという形で、そのような支援、対策が必要だと思いますので切望して、まとまりませんが、これで私の再々質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で、齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時20分とします。

(午後 2時12分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時20分)

---

## ◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） それでは、登壇して一般質問をさせていただきます。

最初に、町の活性化と未来志向の産業集積構想についてであります。

第2次3カ年実施計画策定の目的は、今後3年間で取り組むべき施策や主要事業を明らかにすることとしており、今年度はその最終年度を迎えております。その中で注目されるのは、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺について、県の事業推進に合わせ地域振興を図るため立地特性を生かした整備を行い、土地の有効利用及び地域住民の利便性向上を図ることが明文化されております。

しかし、横芝光インターチェンジの先が、県等での計画変更や用地取得などの問題により工事計画が大変おくれております。このような影響もあり、当町における第2次3カ年実施計画策定における横芝光インターチェンジ周辺の地域振興策はいまだ不透明であります。しかしながら、平成23年度からは用地買収が始まり、徐々に進捗の兆しが見えているように思われます。

そこで、合併以前から懸案でありました横芝光インターチェンジ周辺の地域活性化振興策が、横芝光町にとっては将来に向けた大きなテーマではないかと思えます。また、圏央道は平成25年春には木更津・東金間が開通予定であり、その後、建設予定である大栄・松尾横芝区間の説明会が行われました。当町にとっては、地理的な条件を生かした時代背景の変化に伴う横芝光インターチェンジ周辺や、町のシンボルである栗山川などを生かした新しい産業集積地域振興基本計画の立案が必要ではないかと考えております。

そこで、将来構想に基づいた地域振興策について、4点ご質問をいたします。

1点目として、銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺の産業振興構想についてのお考えを伺います。

次に、町の文化財や自然景観を結ぶ近隣市町との連携による、歴史観光めぐりに関するネットワーク化の方向性の方策をお伺いします。

次に、町のシンボル栗山川を生かした産業振興利用についてのお考えを伺います。

4点目として、横芝光町の基幹産業である農業の振興を図るため、耕作放棄地や遊休農地の活用による農業振興策が必要と考えますが、どのような方策をお考えでしょうか、お伺い

いたします。

次に、国民健康保険の運営と財政状況についてご質問をいたします。

我が国では、もしものときに安心して医療が受けられるように、国民の皆さんが何らかの医療保険に加入することが義務づけられております。国民皆保険制度の中核となる国民健康保険は、国や県などからの補助金と加入者の皆様から出し合う保険料を財源に、加入者の皆さんが病気やけがなどをした場合に必要な給付を行う、助け合いの制度であります。

今、当町における国民健康保険特別会計の運営は、合併以来6年間保険料を据え置き、法定外繰り入れや財政調整基金の取り崩しなどの財源確保により運営してまいりました。しかし、平成24年度の国民健康保険特別会計の財政調整基金は底を突く状況となり、インフルエンザなどの流行性疾患が多く発生しますと、本来の目的が果たせないという危機的な状況になっております。

今、国保運営協議会においては、運営の問題などについてさまざまな協議がなされておりますが、これ以上の運営改善の取り組みや施策は限界に来ているように感じられます。このことから、本来ですと国保運営協議会委員としてこのような質問をすることをタブー視されると思いますが、あえてこの危機的状況を乗り越えられる方策があるのか、執行部のお考えを尋ねるものであります。

そこで、今回の横芝光町における国民健康保険制度の大きな課題となる運営の取り組みと財政状況について、4点質問いたします。

まず1点目として、医療費抑止のための健康づくり施策の状況と今後の計画について、どのようなお考えなのか伺います。

2点目として、国民健康保険特別会計の現状と今後として、保険給付費の推移と見込み、国保税の近隣市町との比較、安定運営に向けた今後の方策について伺います。

3点目として、財政調整基金の目的と基準額への対応についてのお考えを伺います。

4点目、国保税の収納対策について、滞納世帯数の状況、短期被保険者証と資格証明書の発行状況、滞納解消に向けた施策について伺います。

以上、壇上よりの質問とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 山崎貞一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは町の活性化と未来志向の産業集積構想についてのご質問と、国民健康保険の運営と財政状況の国民健康保険特別会計の現状と今後についてのご質問のうち、安定運営に向けた今後の方策についてお答えをさせていただきます、その他のご質問については各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、町の活性化と未来志向の産業集積構想についてお答えいたします。

初めに、銚子連絡道横芝光インターチェンジ周辺の産業振興についてであります。銚子連絡道路横芝光インターチェンジ周辺については、合併前の平成16年3月に（仮称）海老川沼周辺整備事業計画基本構想が策定されておりました。この計画は、海老川沼周辺の農業・商業・工業を網羅した全体計画となっており、近隣市町村だけでなく九十九里から銚子まで含めた地域全体の情報を広く発信できるよう、また、農業を通じた都市住民と地元住民の交流の場のイメージをしたものとなっております。構想の実現化に向け、第1段階として隣接してチャレンジ TENT が実施され、農産物等の販売活動が行われてまいりました。本構想は、合併後検討がされてないことから、再検討も必要なものと考えております。

次に、町の文化財や自然景観を結ぶ近隣市町との連携による歴史・観光めぐりネットワーク化についてでございますが、町の観光を活性化させるためには、貴重な財産であります文化財や自然景観を有効に活用させることが重要であると考えます。それらの観光資源を線として結び、広域的な地域ぐるみの連携した体制づくりを行い、対応していくことが必要であると思われまふ。

現在、観光めぐりをネットワーク化している事業といたしまして、九十九里浜沿岸の神社仏閣をめぐり「浜の七福神プレゼントつきスタンプラリー」を既に実施しております。この事業は、山武・夷隅地区の九十九里浜を中心とした市町村で構成する九十九里浜観光振興活性化連絡協議会が実施しているもので、参加者の中から抽せんにより当選者に各市町村からそれぞれの特産品等を贈呈しており、参加者より好評をいただいているところでございます。平成24年度は528名のご参加がございました。

このような各種事業を活用して当町のPRを幅広く行い、来誘客のリピーター化を促進して町の活性化を図っていきたくて考えております。

次に、町のシンボル栗山川を生かした産業振興についてであります。栗山川は合併時から、そして今なお町の総合計画においても「栗山川がはぐくむ人・自然・文化が共生するまち」として、大変重要な位置づけであります。今後もそうあり続けることに疑う余地はござ

いませんが、町のシンボルである栗山川を最大限に生かした産業振興構想については、今後の検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、国民健康保険特別会計の現状と今後についてのご質問のうち、安定運営に向けた今後の方策についてお答えをさせていただきます。

政務報告でも申し上げましたとおり、当町の国保財政につきましては現在非常に厳しい状況に置かれております。高齢化の急速な進展や医療技術の高度化等により医療費は年々増加する一方で、国民健康保険は高齢者や無職の方など低所得層の割合が多いという構造的問題を抱えていることや、長引く景気の低迷により税収の低下が続いていることから、国保の財政運営は今後も一層厳しさを増していくことが見込まれます。

国保の制度上は、増加する医療費については、国・県等の支出金のほか、本来は国保税によりその財源を賄うこととされておりますが、町では政策的判断により国保被保険者の皆さんの負担増を求めず、加えて平成21年度からは資産割を全面的に廃止し、その他の税率は合併以来据え置くなど、被保険者の負担抑制に努めてまいりました。不足する財源については、財政調整基金の取り崩しや一般会計からの法定外繰入金のほか、健康づくり施策の充実を初め、国保の良好な運営を行っている認定された保険者に交付される国の特別交付金・特々調の獲得等により補てんし、収支の均衡を図ってきたところであります。このため、財政調整基金につきましては、平成24年度をもってほぼ全額を取り崩す結果となりました。

このような経緯から、合併以来7年目を迎え毎年右肩上がりに増加する医療費を賄い、あわせて国保財政の健全化を図るためには、来年度以降、国保の将来を見据えた抜本的な対策を講じることが不可欠な状態となってまいりました。今後の方策につきましては、国保運営協議会のご意見を伺いながら、平成25年度以降の具体策を決定してまいりたいと存じます。

国民健康保険の制度や構造的問題、国保を取り巻く社会経済状況等から、とり得る選択肢は限られておりますが、一般会計からの法定外繰り入れを継続することにより国保被保険者の皆さんの負担軽減を図りつつ、税率の改正により応分のご負担をお願いするという方策を基本に検討を進めてまいり所存でございます。

申し上げるまでもなく、国民健康保険は住民の健康や生命を支える地域医療保険でありまして、国民皆保険制度を支える最後のとりでとして大きな役割を担っております。国保財政の健全で安定した運営を行うことは、私ども保険者に課せられました極めて大きな責務であると自覚しておりますので、議員各位におかれましても格別のご理解、ご指導を賜りますようお願いを申し上げ、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、山崎議員ご質問の、町の活性化と未来志向の産業集積構想の4点目であります、耕作放棄地や遊休農地の活用による農産物の振興策の推進についてであります。耕作放棄地については、千葉県において、耕作放棄地を解消した場合には、その後の農地の耕作に必要な機械整備等に対する助成事業がございます。町内においても、事業による復田等の作業が行われており、次年度以降には解消される農地での作物作付が実施されることとなっております。引き続き、これからの農地を有効に活用するとともに、さらなる耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思っております。

また、遊休農地の活用につきましては、町主導で収穫体験事業を計画いたしました。本年につきましては広報等の周知を十分行ったところでありますが、残念なことに参加者が少なかつたことから中止となった次第でございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、山崎貞一議員の国民健康保険についてのご質問の1点目、医療費抑制のための健康づくり施策の状況と今後の計画、2点目の、国民健康保険特別会計の現状と今後のうち保険給付費の推移と見込み、3点目の、財政調整基金の目的と基準額への対応、4点目の、国保税の収納対策についてのうち短期被保険者証と資格証明書の発行状況についてお答えいたします。

まず、1点目の医療費抑制のための健康づくり施策の状況と今後の計画についてですが、町国民健康保険では、被保険者の健康管理及び病気にかからないための健康づくりを目的といたしまして、3点の施策を重点的に実施してまいりました。

1つ目は、特定健診、特定保健指導の充実で、平成20年度から開始したメタボ防止のための健診及び保健指導でありまして、健康管理課との連携によりましてきめ細かなメニューに基づき被保険者の健康維持を図っているところでございます。平成24年度の事業予算は2,268万円で、国保特別会計からの支出であります。

2つ目は、短期人間ドック受診への助成でございまして、東陽病院を初め6つの医療機関

の人間ドック受診者に対し費用の8割の助成を行っております。ただし、上限を設けてございまして、町立の東陽病院は6万円、それ以外の5つの医療機関については5万円と差をつけてございます。この人間ドック利用者は年々増加しておりまして、昨年度は296名の利用がありました。平成24年度の事業予算は1,544万円で、これも国保特別会計からの支出であります。

3つ目は、健康づくり事業でございます。これは、国保で実施している水中ウォーキング教室を初め健康管理課所管の各種運動教室や健康教育、がん検診事業、さらには社会文化課所管の足もと元気教室などであり、これらの事業によりまして国保被保険者が健康づくりを図り、ひいては医療費の抑制につながるものととらえております。平成24年度の事業予算は、一般会計、特別会計を合わせ約2,700万円であります。

これらの健康づくり施策につきましては、必ずしも即効性があるとは言えませんが、医療費抑制という目的に向け、今後も関係部署と密接な連携を図りながら継続的に実施してまいります。

次に、2点目の保険給付費の推移と見込みについてであります。国保の保険者である町が支払った医療費、これを保険給付費と申しますが、この保険給付費は、平成23年度決算で支払い総額が21億3,800万円でありました。合併した平成18年度は18億8,600万円でしたので、合併時と比較しますと2億5,200万円、年平均で5,000万円ずつ増加しております。本年度、平成24年度は10月現在で対前年5%近い伸びを示しており、このペースで推移した場合、年間で約1億円程度の増加が見込まれる状況となっております。

今後の見込みにつきましては、合併以来の実績から判断いたしまして、保険給付費の伸びを年3.5%と推計しているところであります。

続きまして、3点目の財政調整基金の目的と基準額への対応についてであります。国保財政調整基金は、国保財政の基盤を安定強化する観点から、保険者の規模に応じ安定的かつ十分な基金を積み立てることと、国の指針に示されているところであります。具体的に申し上げますと、過去3カ年における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることとされてございまして、この指針に従えば、本町における基金水準は1億2,000万円程度ということになります。

町国保の財政調整基金は、平成20年度末現在で約2億円を保有しておりましたが、政務報告や先ほどの町長答弁でも申し上げましたとおり、国保被保険者の税負担を抑えるとともに国保財政の収支均衡を図るため、平成21年度から毎年基金を取り崩して歳入に充てていると

ころでございます。金額につきましては、平成21、22年度は4,000万円、平成23年度は7,000万円を取り崩し、この結果、本年度末には基金は底をつくことになります。

財政調整基金は、高額な医療費の発生と偶然の要因に基づく保険財政の変動に対応するために取り崩すほか、明確な財政見通しのもとに保険税率の引き上げを緩和する等の目的のために本来使用すべきであるとされておりますので、来年度以降は適正な国保税負担の水準を設定しつつ、国保財政運営の健全化を図り、安全かつ十分な基金の造成を行った上で適正な運用に努めてまいりたいと存じます。

最後に、4点目の短期被保険者証と資格証明書の発行状況についてであります。議員ご承知のとおり、短期被保険者証は国民健康保険法に規定されておりました。国の通達により、この短期被保険者証を活用して滞納者との納税相談の機会をふやすようにという指導がなされ、町ではその趣旨に沿った運用を行っているところであります。

また、資格証明書につきましては、同じく国民健康保険法に規定されておりました。災害等の特別の事情がなく1年以上国保税を滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還を求め、資格証明書を交付しております。本年6月1日現在の発行世帯数は、短期被保険者証が487世帯、資格証明書が181世帯であります。

なお、資格証明書交付世帯に含まれる高校生以下の被保険者につきましては、福祉的見地から有効期間6カ月の短期被保険者証を交付しているところでございます。

以上です。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、まず国保税率の近隣市町村との比較についてお答えします。

初めに、賦課方式の違いについてご説明いたします。

国民健康保険税は、医療費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの課税区分から構成されており、それぞれ所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目に分かれ、どの項目を用いて課税するかについては地方税法で3つの方式が示されております。

まず1つ目といたしまして、所得割、均等割の2つの項目に課税する、いわゆる2方式。2つ目に、所得割、均等割、平等割に課税する3方式。3つ目に、所得割、資産割、均等割、平等割すべての項目に課税する4方式であります。このうち、いずれか1つの方式を各市町



村が選択することとなります。

それでは、山武郡管内の状況はどうかと申しますと、医療費分につきましてはすべての市町が所得割、均等割、平等割の3方式を採用しております。後期高齢者支援金分と介護納付金分については、ともに当町を除く5つの市町においては、所得割、均等割の2方式、当町のみ所得割、均等割に平等割を加えた3方式となっています。

次に、税率の比較であります。山武郡管内全市町村のすべての項目の税率を申し上げますと数が多くてわかりにくいことかと思しますので、当町の税率と管内の最高税率、最低税率、それから当町を除く5つの市町の平均値を項目ごとにお答えさせていただきます。

まず、医療費分の所得割でございますが、当町の税率は7%。管内の最高は8.5%、これは九十九里町でございます。最低は6.9%、東金市。5市町の平均は7.55%であります。

次に、医療費分の均等割でございますが、当町は2万円。最高は3万5,000円、九十九里町。最低は当町の2万円。5つの市町の平均は2万6,700円でございます。

次に、医療費分の平等割、当町は2万5,000円。最高は3万7,000円、九十九里町。最低は当町の2万5,000円。5つの市町の平均は3万500円であります。

続きまして、後期高齢者支援金分の所得割ですが、当町は1.5%。最高は2.9%、東金市。最低は1.3%、芝山町。5つの市町の平均は1.88%でございます。

次に、後期高齢者支援金分の均等割ですが、先ほどご説明いたしましたとおり賦課方式が異なりますので、均等割のみを単純に比較するのは適当ではございませんが、参考までに申し上げます。当町は9,000円。最高は1万3,000円、東金市です。最低は7,000円、芝山町。5つの市町の平均は1万200円でございます。

後期高齢者支援金分の平等割については、先ほど申し上げましたとおり当町のみ6,000円となっております。

続きまして、介護納付金の所得割ですが、当町は1.5%。最高は3%、東金市。最低は1.4%、大網白里町。5つの市町の平均は1.64%でございます。

均等割については、後期高齢者支援金分と同様に賦課方式が異なりますが、当町は9,000円。最高は1万6,000円、東金市。最低は当町の9,000円。5つの市町の平均は1万3,000円で、平等割は当町のみ6,000円でございます。

以上のとおり、これらの税率を総合的に比較いたしますと、当町の税率は管内で一番低い状況となっております。

次に、国保税の収納対策についてのご質問のうち、滞納世帯数の状況、それから滞納解消

に向けた方策についてお答えいたします。

初めに、国民健康保険税における滞納世帯数でございますが、各年度の出納閉鎖時点で申し上げますと、平成21年度が加入世帯5,138世帯のところ1,058世帯が滞納世帯となっております。同様に、22年度が5,187世帯に対し1,038世帯、23年度が5,168世帯に対し994世帯であり、加入世帯は横ばいでございますが、滞納世帯につきましては幾分減少している傾向にございました。しかしながら、今年度国民健康保険税第4期分、10月31日現在でございますが、この督促状発送件数は加入世帯5,096世帯のところ1,173世帯でございました。

次に、滞納解消に向けた方策についてであります。国民健康保険税の滞納者に対しましては日ごろから滞納解消に向けて督促状や文書催告、臨戸訪問や納税相談の通知など早期納税を促しており、納税相談の際には収入状況や滞納原因などの聞き取り調査や納税交渉を行うなど、滞納解消に向けて日々努力をしてきたところでございます。

また、平成23年4月には、町税のほか国民健康保険税、保育料、給食費など滞納となった、いわゆる町債権を一元化して回収する債権回収対策室が設置され、特に悪質な滞納者に対して差し押さえ等、積極的に取り組んでまいったところでございます。しかしながら、合併後の累積滞納額は平成23年度の決算に係る監査委員の意見にもございましたように、年々増加している状況にございます。税務課では、このような事態を極めて重く受けとめまして、新規に早期解決型の徴収実務の確立ということで、滞納に対する基本的な方針を定めたところでございます。

どうということかと申しますと、例えば現年分の保険税の滞納が翌年度に繰り越されますと、納税者にとっては2年分の納税をしなければならず、極めて厳しい状況となります。このため、現年度分の滞納については、督促状を初め納税相談や電話催告を行い早期の納税を促す一方、定められて納期限内に納付が困難な場合は、町の出納閉鎖、つまり5月31日まで納期を延長し完納していただくという、徹底した年度内納付を推進してまいります。さらには、収入や財産があるにもかかわらず滞納し、督促状や納税相談などに応じない納税者については早期に滞納者と断定し、その年度内に速やかに差し押さえなど滞納処分を実施していくことで、滞納額を解消してまいります。

また、財産調査において処分できる財産がない場合、あるいは差し押さえが禁止されている義務的経費分を賄うだけの収入しかない場合には、地方税法にのっとり即時滞納処分の執行停止を行ってまいります。

このように、その年度の滞納分は出納閉鎖まで納期を延長しすべて回収する、あるいは出

納閉鎖までに積極的に滞納処分を実施することで、滞納者を未整理のまま翌年度に繰り越さない早期解決型の徴収実務を5年計画で確立すべく、取り組み始めたところでございますので、いましばらくそれらの経過を見守っていただければありがたいと思うところでございますので、よろしくお願いいたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 町長から、合併前の産業集積構想として登壇によりお答えがありました。私のほうからもう少し詳しく質問したいと思います。

横芝光町のポテンシャルを生かした産業振興策の再構築が求められております。そういった中において、旧光町時代の平成16年度に銚子連絡道路光インターチェンジ周辺の民活プロジェクトとして3つの、民間を主体とした事業展開を想定した構想がありました。また、横芝光インターチェンジの計画変更前の都市交流活動拠点の整備が位置づけられ、光インターチェンジの交通利便性を最大限に利用した開発コンセプトとして、都市と農村の交流をテーマとした田園オープンミュージアム形成の立案をした経緯もございます。その後、横芝光インターチェンジ構想の変更や市町村合併の流れの中であって、いまだそのような構想に向けた検討が不透明であり、今日に至っておると思います。

このような資料を参考に、時代環境の変化に伴う未来の町、発展の進出による新しい産業集積地域振興基本計画の策定が必要ではないかと思いますが、これについて町長はどのようにお考えになっておりますでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 光インターチェンジの産業集積構想については、平成18年に私がこの任に最初に任せてもらったとき、当時高埜課長が産業振興課長だったかと思いますが、その時点で見せていただいた経緯がございます。そうした中で、今山崎議員がおっしゃっていましたが、合併前、旧光町単独での構想、そしてまた合併後、横芝光町となってからの同じ立ち位置での構想というのはちょっと無理があるかなど。要は、旧横芝町にも産業集積の部分というのがショッピングセンターの中心にもあるわけで、当時隣の町であった横芝を考慮しての構想にはならなかったのではないかと憶測はさせていただきます。

そうした中においても、確かに横芝光インターチェンジ周辺については大変魅力的な地形というか、環境にあると私どもも常々考えてはおります。しかしながら、ご承知のとおり東金有料2期のなかなか進まない状況、それとまだまだ、今議員もおっしゃられていましたと

おりの土地収用の部分で極めて重要な部分のものに、県有地になっていない部分ですとか、根本的な問題としては、やはり県有地であって町有地……あの先のことか、海老川沼のところですね。あれは町有地ですね。その辺のところのインターの出口のところの開発を含めた総合的な計画をしなければならないという中で、ご承知のとおり数年間といたしましうか、もう合併して7年目でありますけれども。それから、たしか横芝光インターができたのが平成18年3月25日だと記憶しています。そういう状況の中で7年間、あれから何の進展もない現状をかんがみますと、今後その進展状況に合わせた構想をつくっていくべきなのかなというふうに考えおります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） まさに、私のお願いするところはそこにあるんです。実は、合併する前じゃなくて、今合併した後に横芝光インターチェンジをどういうふうに、この町のために将来的にどういうふうに活用するか、その辺のところが大変重要だと思います。

また合併前の話になって申しわけないんですが、ここに議員さん2人いらっしゃいます。中でも、合併前から産業の夢と未来をつなぐ会、これは7回会議をやっておりまして、その会議報告によりますと、光インターチェンジ開通に向けた整備事業基本計画がされました。計画には、町が主体となって取り組むエリアと事業が示され、事業として地場産品を媒体とした地域住民と銚子連絡道及び一般道路利用者との交流施設の展開を図ることとし、その施設に関しては公設民営とし、基盤整備、施設整備とも公共が行い、運営するに当たっては町内の商業・工業・農業関係者らによる新たな運営団体を設立していく形式の方向性が示され、運営団体等の設立に向けての調査研究とあわせて、町の産業振興と活性化を図ることが示されております。

こういうことは恐らく合併前のことでしょうけれども、しかしながら、合併当時前からそういう話がありましたので、町長はご存じだと思います。そういうことから、合併前云々じゃなくて、こういう皆さんが調査研究した結果を取り入れながら、やはりこの町で生かすのは、民間で開発したサビアの問題もあります。しかしながら、町がこれからどういうふうな構想を描くか、これがこの町にとって非常に大事だと思いますので、その辺の今後の具体的な方向性がありましたら、また、そのほかのことでも結構でございますから、お示し願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど答弁させてもらったとおり、非常に魅力的な土地であることは言うまでもございません。しかしながら、当時から約10年たったところの中で、この日本の置かれている経済状況、また横芝光町としての財政状況、そうした部分をかんがみながら、多くの町民の皆さんとともに意見を集約しながら、一つの大きな検討課題としてこれから取り組んでいく方向でよろしいかと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） もう1点、私のほうからご提案を申し上げたいと思いますが、食肉センター、これがまさにインターに隣接しておるわけでございます。ですから、この食肉センターを産業集積の中に取り込んで、例えば私が申し上げますのは、バーベキュー村というような食肉センターの加工品を利用した新しい産業振興策が必要ではないかというふうに思います。

そこで、産業振興課長にお尋ねしたいんですが、当時食肉センターにもいらっしゃいましたし、すぐ上を見れば銚子連絡道路光インターがございましたので、その辺のお考えがありましたらちょっとお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいま山崎議員が言われたように、食肉センターにいたときに千葉県内の屠畜場の再編計画もありまして、そのときから、できましたらインターが十分使えないのであれば、ここに千葉県は食肉の市場がございませんので、関東の中で千葉県だけございませんから、そういうものも県のほうで視野に入れて対応できないだろうかというお話をさせていただきました。

同時に、東陽食肉センターについては、新鮮で安全なすぐ屠畜された肉が東京のほうへ行きますので、ここで、今山崎議員おっしゃるように、私個人としては町内の方だけでなく町外の人にも利益の上がる、そういう販売、販路の拡大ということの中から、どうしてもインターの近くに、地域の皆様に新鮮な肉の提供ができたらなという考えもございましたけれども、今後、これについてはいろいろと産業振興の中でも研究をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） いろんな構想があると思いますが、町の将来に向けた、若者に魅力のある産業集積構想を、銚子連絡道路横芝光インター周辺に具現化していただくように、切

をお願いするところでございます。

次に、町の文化財や自然景観を結ぶ近隣市町との連携による歴史・観光めぐりのネットワーク化の方策について、来年2月23日に駅からハイキングが文化歴史コースとして、JR東日本の主催のもと町観光協会と商工会の協賛で開催される予定です。東金市では10月21日に開催され、東金高校の生徒がコースを発案し実施され、約1,000人の参加者がありました。また、匝瑳市でも12月1日、植木と神社仏閣のコースで開催され、約850人の参加者があり、大盛況であったようです。

このように、JR東日本などの民間企業との町連携機関との協力により、横芝光町の文化、歴史、自然を生かした、また近隣市町との連携を図り、中高年を対象とした企画を立案して、この町に来ていただき、来町者を温かくおもてなしをする町おこし事業の展開が必要ではないかと思えます。このような民間による町おこし事業について町長の感想と、これからの町おこし事業の構想をお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も、そのようにいろいろな角度から検討して、また町おこし、そして特に観光資源の開発、そういうものに積極的に今後も取り組んでいきたいと常々申し上げているところございまして、当町は近隣の云々だけでなく、坂田城址があり梅林があり、栗山川があり、そして海があり、川、海、山と三拍子そろったものがございます。その辺の、まず町内からきっちりと自然を生かした観光資源の構築をすることが、まず肝要ではないかなというふうに考えておりますし、その中でいろいろな部分の連携、近隣市町だけでなく姉妹都市ですとか、また都会に住む人たちとの連携ですとか、町の産業、特に農業とともに観光資源を構築した立体的な構想の中で、いいものが必ずできると考えております。

皆さんのお知恵をかりながら頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 次に、町のシンボル、栗山川を生かした産業振興ビジョンについて伺います。

今、治水・利水機能などの整合性が図られながら、継続的に横芝地区の栗山川の改修工事が行われ、栗山橋は10月に開通し、着々と事業が進捗しております。このような中であって、栗山川の特性を生かしたピクニックや魚釣りなどの町の活性化構想を計画立案し、取り組んでいくことが非常に大切ではないかと思えます。

そこで、私が提案したいのは、栗山川堤防を生かしたサイクリングコース、ウォーキングコースの整備事業構想の推進であります。田園の四季折々の人と自然のかかわり方の景観を見ていただきながら、自然を満喫いただくための整備に向けての事業化です。また、栗山川を町のカヌー協会が利用しておりますが、多古の道の駅と横芝光町産業集積拠点を創設し栗山川を船で結ぶ遊覧など、町のシンボル、栗山川を生かした観光振興策の構想ですが、町長はこのような構想をどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ぜひ、なし遂げたいと考えております。それには、まず1点に、今の栗山川の景観整備と申しましょうか、わかりやすく言えば草刈り。そういうものにも積極的に取り組んでまいりたいと考えており、先ほど政務報告で申し上げましたけれども、平成25年度予算の中でぜひ乗用で抜本的な思い切った草刈りができる機械を購入して、まずきれいにして、散歩、サイクリング、本当にそういうような環境づくりにこれからも、管理は県がやっているわけでありましてけれども、山武土木事務所と連携を図りながら精鋭努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは次に、基幹産業であります農業振興について伺います。

耕作放棄地や遊休農地の活用については、国政の支援がさらに示されないと単独で解決することは極めて難しいと思われまして。しかし、都市部の中高年には農業をやってみたいという方が多くいらっしゃると思います。昨今においては食の安全安心が叫ばれる中、このような方々は必ずおりますし、行政として施策を検討し、耕作放棄地や遊休農地の解消施策を打ち出し、都市部の方々へのPR活動を積極的に推進していただくことが肝要ではないかと思っております。そこで、今後の方策について、産業振興課長、何らかのお考えがありましたら伺います。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 先ほどもお話ししましたように、耕作放棄地解消に向けた中でもいろんな施策をとっていかなくてはいけないわけでありまして、まず地元だけでなく都市住民による、いろいろと耕作放棄地解消に向けた市民農園、あるいは町民農園的なものを今後もふやしていきたいというと同時に、遠くからそういう方もお呼びしながら対応していきたいなというふうには思っています。

いろいろと県がやる事業もありますが、町として、今この町内には約170ヘクタールの耕作放棄地がございますので、それを食いとめているだけではどうしようもありませんので、これを解消するためにいろんな方策をこれからどんどん検討しながら、対応していきたいというふうに、かように思っております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 次に、国保税の収納対策について伺います。

滞納世帯数は1,000件を超える状況と聞いておりますが、一定の所得に対してそれぞれの市町で税率を算定した場合の1世帯当たりの税はどのくらいでしょうか、伺います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 横芝光町の国保世帯の平成24年度の平均所得額が146万円でございます。これを用いまして夫婦2人、子供2人の4人家族ということで、それぞれの町の税率で国保税を算定いたしますと、一番高いのがやはり九十九里町で32万7,400円、次が東金市で28万9,300円、3番目が山武市で28万5,400円、次が芝山町で27万1,500円、次が大網白里町で26万9,600円、一番低いのが当町で24万9,800円となります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 当町が一番安いということです。わかりました。

次に、国保収納対策について、平成24年度から新たな滞納者をつくらないための徴収実務を行うということですが、具体的にはどのようなことでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 先ほど答弁のほうでも回答させていただきましたが、今までは現年分が滞納となった場合、各納期ごとの督促状、年2回の催告書、その後も納税がなされない場合には夜間の電話催告など、いろいろ手を尽くして納税の推進に努めてまいりました。しかしながら、先ほども申し上げましたように、この方法だけではなかなか滞納が縮小されないという形に現在陥っております。

そういうことで、まずは新たな滞納者をつくらないことに重点を置いた取り組みということで、早期解決型の徴収実務ということに確立をさせていきたいと思っております。

先ほど滞納世帯が1,000世帯を超えると申し上げましたが、そのうちいわゆる資格証明、短期保険証を交付している世帯が668世帯あります。したがって、その668世帯は、今その保険証を交付しているということは最初から滞納ということなんです。すると、残りの400世



帯がいれば前のない滞納者ということが考えられます。そのうち何%かでしょうけれども。その残りの何%かの滞納者について、翌年度に滞納額を繰り越させないような取り組みをしていくと。つまり、現年分においても、いわゆる差し押さえ、滞納処分を実施していくと。今までは滞納額が繰り越されて次の年になって初めて滞納処分という形になりましたけれども、これからは現年分でも差し押さえ、滞納処分をしていくということでやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 町長にちょっとこういうお願いがあるんですが、実は、次年度への滞納者をつくらないということはわかるんですが、横芝光町は今、振替納税推進の宣言とうたっております。口座振替納税を推進しております。しかし、今後口座振替の伸びる可能性が少ないと考えられることから、納税しやすい環境づくりとして、最近のIT社会の進捗などを踏まえて電子納税推進の町を宣言し、さらなる収納率の向上に努めてはどうかと思いますが、この点、最後に伺って質問を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、146万円の世帯で高いところは30万円を超す、25万円を超す、非常に負担感と考えておりますし、今、総選挙の中でも社会保障と税の一体改革、こういうものが大きく騒がれている、大きな大きな要因の一つだと思っております。

集めるほうとしても普通預金の口座の差し押さえ、中には不動産、車の差し押さえなんかもしてしまうところもあるんですが、本当にある意味しのびない部分があります。電子納税システムというものは、私はちょっと具体的によく理解しておりませんので、勉強させてもらった中で考えさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は午後3時30分といたします。

（午後 3時21分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時31分）

---

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱3点の1点目、行政関係では、町民のまちづくりについて伺います。

自治基本条例、またはまちづくり基本条例についてですが、住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法と言われております。以前、同様の質問を佐藤町長にはさせていただいたことがあります。その際の答弁は、時期尚早とのお答えでした。しかしながら、現在全国では300近くの自治体が制定をされており、さらに現在もなお制定に向けて検討を行っている自治体が多くあることはご承知のとおりと思います。

そこでお伺いします。町長は、自治基本条例またはまちづくり基本条例の制定について、今現在どのようなご認識をお持ちか、お伺いいたします。

町民から広く意見を聞く問題について伺います。現在、町長への手紙または町長へのメール、出前トーク等、町民から意見を聞く手段が複数存在しております。それぞれの実績について伺います。

さらに、町の公式ホームページについて伺います。過去にも同様の質問をさせていただき、改善を提案させていただきました。ありがたいことに、午前中の補正予算には646万という高額な予算が醸成されることになって、やや驚いております。現在、職員の教育、新たに選任というようなお話をお聞きしましたが、今現在の状況についてお伺いいたします。

災害時、地震の際もそうでしたが、SNSというソーシャルネットワークサービス、主にはフェイスブック、ツイッターが大きなものがございます。その導入についても提案をさせていただきます。

一般質問の答弁と、その後についてお伺いいたします。

定例会では、議員から多くの質問、提案、提言がなされております。町長、執行部からは明快な答弁をいただき、大変ありがたく、我々議員初め多くの町民から期待されるケースも散見されます。しかし、残念ながらその提案、要望等については、例えば「前向きに検討します」などの答弁はありますが、その後の経緯、経過、結果などについての議員への説明、

報告がほとんどないと感じております。この件についてどのように感じているか。また、前向きな改善策をお持ちであれば、お考えいただきたいと思いますが、お伺いいたします。

次に、財政関係について伺います。

その中で、公共交通の対策について伺います。

現在、町内循環バス、または空港へのシャトルバスについての補助金、4,700万余りが拠出されております。特に以前から議論されておりますが、循環バスにおいては比較的利用者が少ないとか、利用がしにくい等の声があります。しかし、高齢化または独居世帯の増加に伴い交通弱者の存在は顕著であり、対策を考えることは行政として必須ではないでしょうか。

昨年発足された検討委員会がありますが、その対策としてデマンド交通システムが有望であると聞いております。現在までの進捗状況や、どのような議論がなされているのか、検討結果をご説明願います。

当横芝光町も合併後6年を経過いたしました。そんな中、財政指数、経常収支比率、実質公債費比率、ラスパイレス指数、それぞれについてどのようなご認識を持たれておられるのか伺います。また、将来的な数値目標等があれば、お教え願いたいと思います。

総務省の資料では、歳出比較分析表というものがあります。これはどなたでも総務省のホームページからダウンロードできます。最新のものでは、残念ながら平成21年度の普通決算から分析したものしかございません。そんな中で、当町では非常に目立った数値があるのはご存じかと思えます。補助費と言われているくくりで、異常なほどの金額が突出しておりますが、特に類似団体139団体の中で138番目というブービー賞であります。平均では11.8ポイントも上回っていて、この件について町長の所見を伺います。

福祉関係についてお伺いいたします。

横芝光町の横芝地区、旧横芝町ですが、大総、上堺、横芝、3つの町立の保育所が存在しております。ご存じのとおり、以前東町にも第2保育所としてございました。その後、民間に経営を委託していたこともありましたが、現在は閉所されています。

そこで伺います。3保育園の過去5年の園児数の推移と今後の見通しをお聞かせ願いたいと思います。

次に、近隣でも実施されている、具体的には山武市ですが、認定こども園というものがございまして。必ずしも問題がないわけではないと聞いておりますが、このことに対して執行部の認識はどのようなものかお伺いいたします。

たしか以前、佐藤町長在任中に保育所の統合問題があったことは、皆さん記憶に新しいこ

とかと思います。地域の保護者や住民の方から反対されたという結果で、統合問題が棚上げになったということになっております。しかし、少子高齢化を迎え、今後は統合等も視野に入れた町立保育所の経営も必要ではないかと考えますが、具体的な計画等があれば伺いたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川忠議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、私からは行政関係の、町民参加のまちづくりについてのご質問のうち自治基本条例制定についてと、財政関係の合併後6年間の決算状況から見えるものとはのご質問のうち、21年度決算にかかわる補助費等についてのお答えをさせていただき、その他のご質問については各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、自治基本条例制定についてお答えをさせていただきます。

昨年の9月定例会でもご質問をいただいて、自治基本条例については、必要性が低いことや広報紙やホームページなどによる積極的な情報の公開、栗山川環境ボランティアや地区座談会などで住民参加のまちづくりが進んできていること。一方で、住民投票条例などが議会制民主主義と矛盾することから、時期尚早との答弁があったと伺っております。また、条例の制定に向け議論が行われた自治体の例でございますが、数十名による委員会を立ち上げ、3年にわたり協議を行ったにもかかわらず、さまざまな立場の住民から出されました意見や要望を集約できなかつた。こういうように多くの問題が出てしまって中止になったケースもあるようでございますので、条例制定については現時点では考えておりません。

町としては、条例の制定にかかわらず、情報公開や行政改革を着実に推進するなど、今後よりよい住民サービスの提供に努めてまいりますので、皆様方のさらなるご理解を賜りますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、21年度決算にかかわる補助費等についてお答えをさせていただきます。

補助費等につきましては、各団体への補助金などのほかに、当町独自の事情として航空機騒音防止対策事業の実施地域としての補助金と、一般会計から東陽病院会計への繰出金が多額であることが挙げられます。これらは、決算統計のルール上、補助費等に分類してしまい

ますので、これらの要因で、森川議員ご指摘のような結果となっていると考えております。

類似団体との比較として、補助費等が突出することは決して好ましいことではありませんので、特に東陽病院経営が改善され、一般会計からの繰出金が減少するように今後もさらなる努力を積み重ねていく所存でございます。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、森川議員からの行政関係の住民参加のまちづくりについてのご質問のうち、町民から広く意見を聞く問題について、それから、町の公式ホームページとSNSについてと、一般質問での答弁についてのご質問と、財政関係の合併6年後の決算状況から見えるものというご質問のうち、ラスパイレス指数について、私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、町民から広く意見を聞く問題についてお答えをいたします。

町では、合併当初から町長への手紙、まちづくり地区座談会及びまちづくりトークの3つの方法により、町民の皆様からご意見を伺ってまいりました。平成22年度からは、まちづくり地区座談会を「まちづくりを語ろう会」と名を改め、開催方法も一部変更してご意見を伺っているところでございます。

ご質問の、それぞれの実績につきましては、町長への手紙は平成22年度に39件、平成23年度は52件、平成24年度は11月末現在までで25件となっております。まちづくりを語ろう会につきましては、平成22年度に29回、394人の参加がありました。平成23年度は9回行いまして315人の参加、平成24年、今年度は現在のところまでは実績はございません。また、まちづくりトークにつきましては、平成22年度、23年度とも実績はございませんでしたが、本年度につきましては1件の申し込みがありまして、5月に実施をしております。

続きまして、町の公式ホームページとSNSについてお答えをいたします。

初めに、ホームページのリニューアルは計画しているのかとのご質問でございますが、このことにつきましては、ことしの6月議会において、現在の町のホームページのアクセス数やホームページに関する意見等が寄せられているのかというご質問をいただき、お答えさせていただきましたとおり、ホームページ等検討委員会を組織いたしまして、ホームページのリニューアルの検討を行っております。リニューアルの計画につきましては、本議会に提案

をさせていただきました一般会計補正予算に計上させていただいておりますので、可決、ご承認いただければ、本年度末までにはリニューアルを完了する予定で、詳細の検討を進めているところでございます。

次に、公式のフェイスブックやツイッターの導入のご提案につきましては、6月議会でもご提案いただきましたので、現在ホームページ等検討委員会におきまして、先進事例などを参考としながらそのメリット・デメリット、また運用実例等についても検討を行っているところでございます。

続きまして、一般質問での答弁についてにお答えをいたします。

答弁後の結果、説明すべきと思うがとのご質問でございますが、議員の皆様からいただくご質問につきましては、町の施策、各種事業などに関する経過や効果、施設の利用状況、事業の提案などさまざまなものがございます。それに対する答弁につきましては、ご質問の趣旨をお聞きし、納得していただけるよう内容を精査し、お答えをしているところでございますが、その後の結果報告や経過説明につきましては政務報告で触れることもできますが、議会全員協議会などで説明する機会をご提供いただければよろしいのかなというふうに考えているところでございます。

なお、ご提案いただきました事業等を採択しようとする場合は、条例等の制定や事業概要、予算規模など、あらかじめ議員の皆様にご理解をいただくため、議会全員協議会で説明をさせていただいているところでございます。

議会における一般質問は、町の発展、活性化に資する貴重なものと認識をしておりますので、今後も適切な答弁をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、ラスパイレス指数についてお答えをいたします。

ラスパイレス指数は、国家公務員の平均給与額を100として、各地方公共団体の一般行政職の平均給与額を職員の学歴や経験年数などをもとに算出した数値により、国と比較するのに用いるもので、当町の平成18年度からの数値は、平成18年度が98.0、平成19年度が98.9、平成20年度が100.0、平成21年度が100.3、平成22年度が101.4、平成23年度が100.8となっています。また、平成23年度の県内の状況を申し上げますと、最も高い自治体は松戸市の104.5、最も低い自治体では御宿町の93.8となっております。山武郡内の他の自治体は東金市が102.8、山武市が99.9、大網白里町が102.6、九十九里町が100.4、芝山町が同じく100.4で、山武市を除きまして100を超えているという状況となっております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、私からは財政関係の公共交通対策についてのご質問と、合併後6年間の決算状況から見えるものとはのご質問のうち、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、公共交通対策についてお答えをいたします。

デマンド交通システムの進捗状況についてであります。9月の定例会において既存循環バスの路線等の見直し、デマンド交通の検討など、専門の知識を有するものに委託をするため補正予算のご承認をいただいたところでございまして、去る10月25日に契約を締結いたしました。現在は、受注者によりまして、地域の特性や公共交通の現況調査及び分析、公共交通体系構築に当たっての基本方針の策定に向けて作業を進めているところでございます。また、今後住民の皆さんへの説明会やご意見を伺う機会についても検討しているところであります。

続きまして、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率についてお答えを申し上げます。

1点目の財政力指数、これはその団体の財政力を示す指標で、普通交付税算定の基礎となる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数字でございまして、18年度、0.53、19年度、0.55、20年度、0.57、21年度、0.55、22年度、0.53、23年度、これは速報値でございまして0.50と推移をしております。23年度の0.50は、財政力指数の大きいほうから申し上げますと県内54市町村中で44位となっております。

2点目の経常収支比率、これは団体の財政構造の弾力性を示す指標で、町税や普通交付税などの経常一般財源がどの程度経常的経費に充てられたかを示すもので、18年度、92.8%、19年度、90.4%、20年度、91.9%、21年度、87.8%、22年度、85.9%、23年度、これも速報値でございまして85.6%と推移をしております。23年度の85.6%は、比率の少ないほうから県内54市町村中で12位となっております。

3点目の実質公債費比率でございまして、これは町債の元利償還やそれに準ずる経費、これは関係一部事務組合への負担金のうち起債の償還に充てられるものなどでございます。これが財政に与えている影響を示す比率で、18年度、12.8%、19年度、11.7%、20年度、12.5%、21年度、12.6%、22年度、12.0%、23年度、10.3%、これは速報値でございまして、と推移をしております。23年度の10.3%は、比率の少ないほうから県内54市町村中で33位で

ございます。

最後に、これらの指標の将来的な数値目標でございますが、町の最大の財源である普通交付税の動向が不透明であり、具体的な数値はお示しすることは難しいのですが、財政の健全性を確保していると評価していただけるような財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[企画財政課長 市原成一君降壇]

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

[福祉課長 實川裕宣君登壇]

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは森川議員の福祉関係、町立3保育園についてお答えをいたします。

初めに、過去5年間の園児数の推移と今後の見通しはについてでございますが、現在、町内には大総保育所、横芝保育所、上堺保育所の3つの町立保育所がございます。過去5年間の3保育所合計の園児数の数値でございますが、数値につきましてははいずれも10月1日の児童数となっております。平成20年度、161名、平成21年度、159名、平成22年度、156名、平成23年度、141名、平成24年度、140名と、ここ5年間で21名の減少となっております。出生数も減少している傾向から、今後も園児数につきましては減少していくものと考えております。

2点目の、こども園の認識についてであります。認定こども園法の一部改正により幼保連携型認定こども園につきましては、単一の施設として認可、指導監督を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせ、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人または社会福祉法人とすることとなりました。

当町では、保育所は町立がありますが、幼稚園は町立がなく私立のみの状況であり、幼保一本化は困難と考えられることから、現状では町立の認定こども園の設置は考えておりません。

3点目の、少子化が進む中、今後合併統合等の予定、計画はについてでございますが、以前の統合問題につきましては、保護者や地元の方々の理解を得られなかった部分もあったと認識しております。この点も踏まえながら、少子化の中、検討していかなければならない問題と考えておりますので、今後、住民のニーズ把握や私立保育園の状況等も含め、町全体の保育事業の長期的なビジョンを盛り込んだ計画を策定してまいりたいと考えております。



以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、行政関係の町民参加のまちづくりについてですが、自治基本条例、まちづくり基本条例というのは、ご存じのとおり北海道のニセコ町、大変民主的な首長さんがつくって、今でも北海道はかなりの比率で導入をされております。地域性、さまざまな要因があろうかと思いますが、「民主的な」と言われている自治体は、町長もご存じかと思いますが導入されている例は多いということで、あわせて、議会にも基本条例、当然議会のルールもあわせて重要だということで、両方を制定されている自治体が大半でございます。議会としても、現在活性化の検討委員会を立ち上げて検討しているところで、議会改革の特別委員会等に進展をしていくということも予想はされるところでありますので、お伝えしておきたいと思えます。

また、町民から広く意見を聞くということは、先ほど総務課長から数字を聞きますと、どうも若干トーンダウンしているんじゃないかなというとらえ方もしますが、紙媒体が手紙というのは非常に古風でいいかなとは思いますが、今現在ありがたく、ことし4月ですか、町内にはようやく横芝光町という名前であって、光がないという状況が改善されまして、2万5,000有余のすべてが光を使ってICTに参入できるという環境になりました。

そういうことから、私数回お願いしておりますが、ホームページの、失礼ながら若干旧スタイルといいましょうか、できれば山武市さん——山武市さんは非常にちょこちょこ変えられていますね。ぜひ課長さん、皆さんでござんいただきたいと思えます。職員のおもてなしブログとか、山武SNSサイトとか非常に多岐にわたって見やすい。多分、やられている方には非常に受けのいいホームページのトップページですので、ぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

フェイスブック、ツイッターというのは災害時、過去に言ったかもしれませんが、松戸市なども参考にされるといいと思えます。まさにリアルタイムに情報を発信できる。そして、停電時にも有効。当町でも、例えばお年寄りが迷子になっちゃったとか、こういう方がいますよというような防災無線等で流しておりますが、そういうものを、例えば地元で防災無線を聞く環境になくても、高齢者をお持ちの方が外で働いていてもその情報が来るという非常に便利なものなので、今携帯電話から、ほとんどがスマートフォンと言われる多機能式の携帯電話になっております。若い方はもちろん、高齢者の方も今はもう新しくかえるとすれ

ばほとんどがスマートフォンだということで、そういうものを利用しますと特に使いやすいということで、ぜひとも、ぜひぜひ導入いただき、町民の安全安心のために進めていただきたいと思います。

続いて、一般質問での答弁、先ほど課長おっしゃいましたように、確かに全員協議会でお伝えをするというようなことをございます。全員協議会が毎月定例である自治体も、実は隣の芝山でありますね。もちろん議長の招集権がございまして、議長から招集されるということをございますが、その辺執行部の皆さんとの調整もしていただきながら、ぜひ複数回、町民からは、議員がよく役場で働いているというパフォーマンスも含めて、やはりより執行部と情報を共有するような方向で持っていきたいと思いますが、町長、その件についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） いつでもどこでも馳せ参じたいと思っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 力強い答弁をありがとうございました。

本当に情報の共有化ということが執行部とその温度差をなくし、例えば町長が専決処分、それに関しても、やや議員が疑問を持つということもありますので、そのようなことでぜひ、全員協議会という方法がいいのかどうかわかりませんが、お願いしたいと思います。

続いて、公共交通ですが、現在循環バス、シャトルバスですね、多額な補助金で町民の方は便利に利用していると思います。ただ、特にシャトルバスは3つの自治体で負担し合っていて、旧こどもの国跡から芝山千代田駅までという、私もよく利用させていただきます。特に観光、海岸の今後、いろいろほかの議員からもご提案があるようなこどもの跡地の利用にも当然有効であるということで、これは継続して、より使い勝手のいいようなシャトルバスになればいいなと考えております。

循環バスですが、先ほど企財の課長から説明がありましたように、ある意味そういうコンサルタントを入れてやっているということですが、今現在、検討委員会の中での町民の方からの意見として重立ったもの、何があるか教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まだ公共交通会議の中で検討しているということをございま

すが、具体的な方向性というものは示されておりませんが、ある委員さんからは、バスもデマンドも両方あったほうがいいですねという提案的なものはございました。今慎重に、さらに公共交通会議の委員の皆さんと意見を交わしながら、町の方向性を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） お隣、山武市のことをまた挙げて恐縮でございますが、現在実証実験ということですね。ご存じのとおり中型のバス、そしてタクシー会社をお願いしましての乗り合いタクシーと輸送。両方がハイブリッドといいましょうか、そういう形でやっております。隣ということで、情報もとりやすいということで、タクシー会社の経営者の方、バス会社の経営者の方、そして山武市の担当の方とよく情報をお聞きいただきまして、計画を練っていただきたいと思います。

最後といいましょうか、バスに関して今現在4台走っていますね。横芝側に2台、旧光に2台。たしかことしになって新しくバスを乗りかえた、その理由は何でしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） お話のとおり、よこしば号2台を更新をさせていただきました。本来2月の全員協議会の予算説明の中でもバスの更新費用が含まれますので、補助金が若干ありますというご説明を自分ではしたつもりだったんですが、すみません。ちょっと説明が足らなかったかと思います。

これは、よこしば号が走行距離、更新時点ですけれども75万キロ、マイクロバスの限界を超えておりました。限界を超える前にも非常に故障が多く、このままいきますと横芝地域の路線維持に支障があるという考えから、更新をさせていただいてございます。光地域のバスもご心配があるといけませんので、現時点、光地域のバスは8月現在ですが50万キロの走行でございます。でも、新しい公共交通の体系が決まるまでには、このバスももってくれるのかなと。光地域のバスはもってくれるのかなという期待を持ちつつ、よこしば号のほうは更新をさせていただいたところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、大事に光のバスをお使いいただきまして、新たな公共交通のシステムに期待をするところでございます。

財政関係に移らせていただきます。

財政用語といいますと、非常に財政用語、行政用語、難しくて一般の方からは何なんだと

いうことをよく聞かれます。正直、私も多少は勉強しましたが非常に難しいということで、一生懸命やっております。本年の広報には、公会計ですね、4つの財務諸表を出していただきまして、実はこれも非常に難しいということに、貸借対照表程度はというのが私の感覚でありまして非常に難しいと感じておりますが。

この広報、決算、予算、4月と11月ですか、このように出されていますけれども、一般家庭の家計簿に例えるとというようなことで、一見するとわかりやすいのかなと思いますが、例えば小金井市ですね、小金井市あたりの広報の財政の掲載をぜひごらんいただきたいんですね。確かに小金井地域というのは非常に、何と申しましょうか、東京でも大学が多かったり、その教授が多かったり、こういっては何ですけれども比較的我々郡部とは違った層の人が住んでおりまして、非常に細かく出ています。我々議員にとっても勉強になるようなあらわし方をされています。ぜひとも参考になさってください。

それと、若干話は飛びますが、12月16日が衆議院の選挙になります。11月の頭には特例公債が成立しないと、赤字国債で何とか、我々も含め地方自治体の財政を何とかしなければということで皆さん冷や冷やされたかと思いますが、おわかりになればお聞きしたいんですが、仮に特例公債が成立しなかった場合の当町の影響、額とその影響について会計管理者、おわかりであればお願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木健夫君） 仮に特例公債法が成立しなかった場合の影響でございますが、普通交付税というのは4、6、9、11と4回に分けて来るわけでありまして。9月についても心配されましたが、市町村等については予定どおり。11月が問題だったわけですが11月16日に成立をしまして、およそ7億5,300万円、それが仮に入らなかった場合に12月の町の各支出に支障が出ると、そういう状況でありました。万が一入らなかった場合には、財政調整基金から振りかえ運用、一時借入れをして運用すると、そういう予定でありました。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） はい、ありがとうございました。若干通告からずれて申しわけございませんでした。

本当に7億5,300万、900万ですか、驚きましたが、本当にこの町も含めて郡部の自主財源というものが非常に低く、財政を心配するところでありまして。特に、臨時財政対策債と言われる地方交付税が変わってからこの町は、暫定版は私はいいただきましたけれども、5億の臨

財債ということで、この合併からの臨時財政対策債について課長はどのように、その数字の経緯についてどのように思われますか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 臨時財政対策債は、地方交付税の交付で不足をする分という考えですので、なるべくですと直接いただけるのが一番いいかなとは思っておりますが、あくまでも県・国の算定上の問題でございますので、私のほうから細かく申し上げるべきものではないかなというふうに感じております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） そうなんですね、これね。早く言えば後払いというか、後で措置するというような、非常に交付税を受けているという自治体にとっては微妙な立場で、ただ地方債にこれを入れるというような決まりでありますので、こういうあらわし方をしているかと思えます。

また、税金に関して、この決算カードで特徴的なことを私、発見しました。市町村たばこ税が当初から見るとかなり上がっているんですね。この速報版ですと1億8,849万という、その原因についてはどのように理解されていますか。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 単価の改正がございました。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） たばこについては非常にありがたいことでもありますが、なかなか健康上、吸う方よりも吸わない方というような、被害があるというものであります。今後は間違いなく減っていくことだと思いますので、これについては余り当てにはしていかないほうがいいと思います。

お聞きした4つの財政の指数ですね、特に財政指数はコンマ50、下から何番という、県内でも。ただし、経常収支比率というのも、先ほどご説明ありましたように財政の弾力化を示す数値であります。これがどうも反比例するような感じがしますが、これについては課長、どのようなご認識でしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず、財政力指数につきましては大きく変動はないんですけども、これからは町税収入がふえるような施策に取り組まなければいけないのかなという

考えは持っております。あと、経常収支比率が好転しているように数値上はなっております。その要因でございますけれども、普通交付税がふえていること、それから、市町村合併の効果で人件費の削減が図れたことということを考えております。

もっとも、普通交付税なんですけれども、現時点は合併によりまして算定がえ、23年度でいきますと5億5,000万ぐらい入っておりますが、もしそれが入ってこないということになりますと、そのまま計算すると93.3%にはね上がりますので、これはあくまでも歳出の削減、経常的経費の削減に今後は努めていかなければいけないというふうに感じております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。まさに、改めて自主財源が必要だということ、を再認識をさせられたところであります。

そんな中、当町も合併後職員を計画以上に削減して、職員の方にはつらい思いをされたかもしれませんが、先ほどありましたように、国保税1人に、先ほど山崎議員のお話の中でもありましたね。現状は1人当たりの年収が百四十幾らというのが現状であり、そのうち三十数万が国保税というのは、払わないというより払えないというような現状がかいま見えます。税金は、小学校のころから三大義務で、教育、勤労、納税は義務だと教わっていますので、当然納めなければいけません、今後は国の問題もありますので、次の政権に景気浮揚策も含めてご期待をしていただきたいと思います。

現状、この町のことを言うとあれなんです、町長も10%削減ありがたく、手前みそですが議員も最低水準であります。そのことはご認識いただきたいと思います。町一丸となって節約に努め、そして浮力をつける。つまり、収入をふやすというような方向を町全体で努めていきたいと思っております。

保育園についてお伺いします。

福祉課長からは数字を聞かされ、多分そうだろうなというような感覚でございました。若干、少子化も含め当然減ってきますね。ただ、町内の民間経営の保育園、幼稚園をされている経営者の方とこの間お話をさせていただく機会がございましたけれども、ほかの自治体でも経営されていて、定員オーバーというか、トータル300人以上で、その先生方も100人を超えるような大きな経営で大変だというか、そのような実態をお聞きしました。

今後、町立保育園も、正直建物も経年劣化も否めません。私個人的には、統合ということ、を言うとまた世間からやゆされるかもしれません。佐藤町長にもそのような苦い過去がありました。しかしながら、その統合が、果たして将来ある小さな子供さんのために必要である

ということ、町全体で理解していただく方法をとっていかなければ、将来大人になって社会にほうり出されたときに、当然小さいときからのそういう、愛情あふれる育て方もいいんでしょうけれども、社会の荒波にはついていけないと思うんですね。その件について、佐藤町長、どのように思われますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと質問の趣旨がわかりづらかったんですけども。

[5番議員「ですから、合併統合について」と発言]

○町長（佐藤晴彦君） はい。合併統合については、今ただ単に費用対効果の問題だけではなくて、やはり一番は、子供たちのためになるかならないかということが一番に考えなければならぬことであって、行政の経済的な有益だとかそういう部分については全く二の次でいいかと思っております。

また、先ほど苦い経験とおっしゃいましたけれども、決して苦いというよりも、実情を拝見させていただいたという認識の中で、やはりその地域には地域の、自分の地域を愛するという気持ちのあらわれであるというふうに解釈もしておりますし。ただ、今おっしゃいましたとおり、当町横芝光町の中には民間の保育園、また幼稚園を立派に経営されている方もおられます。その辺のところについては、子を持つ親の判断という形に、最終的にはそれにゆだねるという形であって、町立保育所を決して手を抜くことは考えておりませんし、ただただ、やはり民間のほうが自由にやっておられるのかなというように私も感じっておりますが、そうした中で、将来自然な形で統廃合も起こるのではないかというふうに考えています。その辺は無理やりにとすることは考えておりません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） おっしゃるとおり、やはり保護者の方、地域の方、多くの方の意見をより詳細にお聞きいただきまして、本当にすばらしい形でこれから町立の保育所を運営していくことを望みたいと思います。

そんな中、私地元の旧東町には旧第2保育所というのがありまして、私も何度か、建物について有効な利用がないかとお尋ねしたこともございます。あれをそのまま何か町として有効な施設として使うのか、もしくはほかの選択肢があるか、今現在、課長か町長、あの建物についてどのように思われますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今選択肢の話が出ましたけれども、有効利用を図るか壊すか、そのままにしておくか、その3つの選択肢であるかなというふうに考えておりますし、いずれも可能性があるわけでありまして、なかなか正直言って有効利用というのは、保育所の跡を有効利用というのは非常に、お便所のサイズも小さいですし、いろいろな部分で子供用につくってあるものでございますから、ちょっと詳細には調べてございませんけれども、補助金の問題ですとかクリアできているものであれば、壊すという選択肢もあってしかるべきだと考えております。

地域でこれをぜひとも使いたいという、それが本当に非常にいいものであればそれはよろしいんですが、ただ使いたいというだけでは、あれを運用することによる財政的負担のことも考えますと、いろいろときっちりとしぎを交えての話し合いが必要になるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、今町長から旧第2保育所の建物を解体も一つの選択肢というお答えをいただきましたので、私も地元を持ち帰りまして、有効な利用法があれば使わせていただきたいと思っております。残念ながら、当東町地区も小学生がもう20人程度になってしましまして、私が思い描いていた児童館というものも、小学生も中学生も高校生も非常に少なくなりまして、駅前立地だということを含めてもやや難しいなというような気がしておりますので、今後地元を持ち帰りまして、今のご答弁も区民で考えてみたいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

---

### ◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。

12月7日から12月12日は議案調査のため休会にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、12月7日から12月12日は休会と決定しました。



---

◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

12月13日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 4時29分)

1 2 月 定 例 会

(第 2 号)

## 平成24年12月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第2号)

平成24年12月13日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第1号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 発議第2号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
専決処分の承認を求めることについて(平成24年度横芝光町一般会計補正予算(第3号))
- 日程第 5 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第3号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第4号審議(質疑・討論・採決)  
横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第6号審議(質疑・討論・採決)  
千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 9 議案第7号審議(質疑・討論・採決)  
山武郡市広域行政組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第10 議案第8号審議(質疑・討論・採決)  
九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第11 議案第9号審議(質疑・討論・採決)  
山武郡市広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

- 日程第12 議案第10号審議（質疑・討論・採決）  
山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定  
に関する協議について
- 日程第13 議案第11号審議（質疑・討論・採決）  
平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第14 議案第12号審議（質疑・討論・採決）  
平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第13号審議（質疑・討論・採決）  
平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第14号審議（質疑・討論・採決）  
平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第15号審議（質疑・討論・採決）  
平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第16号審議（質疑・討論・採決）  
平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第17号審議（質疑・討論・採決）  
横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 鈴木和彦君  | 2番  | 齋藤順一君  |
| 3番  | 浅野孝男君  | 4番  | 杉森幹男君  |
| 5番  | 森川忠君   | 6番  | 五木田平和君 |
| 7番  | 川島仁君   | 8番  | 若梅喜作君  |
| 9番  | 川島富士子君 | 10番 | 鈴木克征君  |
| 11番 | 野村和好君  | 12番 | 山崎貞一君  |
| 13番 | 伊藤罔樹君  | 14番 | 川島透君   |
| 15番 | 鈴木唯夫君  | 16番 | 八角健一君  |

17番 川島勝美君 18番 越川輝男君  
欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|         |       |         |        |
|---------|-------|---------|--------|
| 町長      | 佐藤晴彦君 | 総務課長    | 田鍋悦央君  |
| 企画財政課長  | 市原成一君 | 環境防災課長  | 土屋文雄君  |
| 税務課長    | 高埜広和君 | 住民課長    | 若梅操君   |
| 産業振興課長  | 伊橋秀和君 | 都市建設課長  | 五木田桂一君 |
| 福祉課長    | 實川裕宣君 | 健康管理課長  | 伊藤定幸君  |
| 食肉センター長 | 加瀬盛久君 | 東陽病院事務長 | 大木良夫君  |
| 会計管理者   | 鈴木健夫君 | 教育長     | 齋藤明君   |
| 教育課長    | 高蝶政道君 | 社会文化課長  | 早川典男君  |

---

職務のため出席した者の職氏名

局長 川島重男 書記 椎名圭子

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 川 島 富 士 子 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 皆様おはようございます。公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、笹子トンネル崩落事故で犠牲となられた9名の皆様のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

さて、震災から1年9カ月、同じような惨事が再び起きぬよう、今ほど老朽化したインフラの再構築を加速させなければなりません。日本再建へ地域の防災力強化に全力を注ぎ、雇用をふやし経済を立て直す確かな処方せんが必要です。住民の命を守るための公共事業は、決してばらまきではありません。長寿命化すれば大幅なコスト削減にもなります。集中投資による経済効果も期待できます。この命を守り経費を節約し、景気も刺激することは一石三鳥の政策であり、子や孫のために、安全な日本を残すために大変重要と訴え質問に入ります。町長初め当局の皆様の誠意ある答弁をお願い申し上げます。

初めに、教育行政について3点お伺いいたします。

1点目として、読書指導員の活動内容と今後の取り組みについて伺います。

文科省は、2007年度から5年計画で学校図書館図書整理5カ年計画を策定し、公立小中学校の蔵書数増加に取り組み、今年度からは新計画もスタートしています。それは、前計画から引き続き国が定める目標冊数である学校図書館図書標準達成を図るとともに、新たに新聞

配備や学校司書配置も推進していくとあるようでございます。

先日、各小中学校9校の図書室を見学させていただきました。それはもう入口からわくわく、どきどき、すべての学校の図書室に魔法がかかったようで、すばらしい学校図書館に变身しておりました。先生方も、ひとえに読書指導員の皆様のおかげですと大変感謝されておりました。レイアウトがいいんです。タイムリーな本も並べてありました。見つけやすいように、取りやすいように、とにかく子供たちの教育につながる環境を整えてくださっておりました。子供たちからも、図書室大好きですとたくさん伺って帰ってまいりました。町の将来を担う人材育成の観点から、教育支援の充実を町として進めていくためにも、ぜひ引き続き読書指導員事業を継続すべきと考えますが、当局の英断を求めます。

2点目として、学校現場における映画教育の取り組みについて伺います。

2001年に成立した文化・芸術振興基本法の中で、学校教育においても、文化・芸術活動の充実を図るため体験学習など必要な施策を講ずるとしました。また、2011年の文化審議会、文化政策部会の文化芸術の振興に関する基本的な方針でも重点施策となっています。そして、同法第9条では、メディア芸術の振興が示されております。

さて、昨今の社会問題の中で、いじめ問題や虐待問題、地球温暖化問題等に直面し危惧したとき、「ハッピーバースデー」や「5等になりたい」、また「不都合な真実」などは、繰り返し子供たちに見せたい映画であり、子供たちに映画鑑賞の機会の提供を切望いたしますが、当局のご所見をお聞かせください。

3点目として、放課後児童クラブの運営状況と拡充について伺います。

衆議院が解散し、ただいま選挙戦真っただ中ではありますが、さきに国の来年度の学童保育予算概算要求額が発表されました。子ども・子育てビジョンに掲げた数値目標に基づいた量的な拡大を図るとしています。また、国会で審議されていた子ども・子育て関連3法案が8月10日に国会で可決され成立しました。法律の施行は2015年4月からの予定であります。その児童福祉法改正の学童保育にかかわる内容の中に、対象児童を小学生とし、6年生までに引き上げるとなっております。公園の遊具撤去など子供の遊び場が減っています。働く親が増加する中、安全・安心の担保と子供たちの放課後の居場所を確保し、豊かに過ごすための地域づくりの観点から、対象児童の拡充を切望いたしますが、当局のご見解をお尋ねいたします。

次に、福祉行政について3点お伺いいたします。

1点目として、子育て応援！チーパス事業について伺います。

千葉県では、子育て支援の一環として、子育て応援！チーパス事業を平成24年7月2日から開始しました。森田県知事から、子育てに不安や悩みはつきものですが、外出先での温かい一言やちょっとした心遣いに、日ごろ子育てを頑張っている皆様も、ほっとしたり励まされたりといった経験があるのではないのでしょうか。県全体にそうした心遣いがもっと広がり、お子様と過ごす日々がもっとすてきなものとなることを願いチーパスをお届けします云々とメッセージがございます。チーパスカードを提示して、いろいろな子育て応援サービスを受けることができる方は、県内にお住まいの中学校修了までのお子さんと妊娠中の方がいるご家庭であります。また、子育て家庭を応援するためにサービスを提供してくれるお店には、チーパスの店という協賛ステッカーやポスターが張ってあります。横芝光町では現在15店舗が加盟されておりますが、県の事業とはいえ、町としても子育て支援の充実を図るためにも、協賛店の拡大、普及に取り組むべきだと思いますがいかがお考えでしょうか、お聞かせください。

2点目として、子ども・子育て支援関連3法に関する取り組みについて伺います。

社会保障と税の一体改革の一番重要な柱の一つとして、さきの通常国会で子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律は、保育所、幼稚園、認定こども園の拡充など子育て環境の充実を図ることを目的としています。具体的な制度運用に当たっては、自治体、特に市区町村が重要な役目を担うことになっており、各自治体が本制度運用、平成27年度施行の前の準備段階で地方版子ども・子育て会議の設置など取り組まなければならないことがあります。そのための予算をまずは来年度、平成25年度予算編成において確保する必要があると考えます。本町といたしましても、国の動向を見きわめつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう万全の準備をしていくべきであると考えますが、当局のご見解を伺います。

3点目として、介護保険制度の改善の一環として、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入について伺います。

平成12年4月に介護保険制度が始まり12年が経過しました。これまで3年ごとの見直し規定にのっとり、その都度制度等の見直しが行われてきました。本年4月には介護報酬が改定され、各地域で新たな計画がスタートしたところです。

人口に占める高齢者の割合が年々増加する中、平成22年度の介護保険サービスの受給者数1カ月平均も制度創設時の2.2倍にふえており、介護保険を取り巻く状況は年々変化している状況です。今後、急速に高齢化が進むことが予想される中、介護事業者、従事者、利用者



それぞれの立場から多岐にわたる現場のニーズを受けとめつつ、状況に合わせた見直しが必要です。重要となります。

最近、制度上の改善として多く寄せられる現場の声の一つが、福祉用具購入費及び住宅改修費の補助について、いわゆる償還払いだけでなく受領委任払いを選択できるように改めてほしいというものです。介護保険での福祉用具購入費、いわゆるポータブルトイレや入浴用いすなど、また住宅改修費、手すりや段差解消の支給は、利用者が一たん全額負担し、その後申請して、保険給付分の9割を受け取る償還払いが原則となっております。一方で、一定の要件を満たせば、利用者が自己負担分の1割のみを事業者を支払えば、残額は自治体から事業者を支払われる受領委任払いを導入し、償還払いとの選択制をとっている自治体も出てきております。利用者にとっては、一時的であれ全額負担となると相当な経済的負担を強いられることとなります。償還払いのみで制度運用している本町が受領委任払いの導入を進めることで、実態として利用者の負担軽減を図ることができることから、ぜひ導入すべきと考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

最後に、よりよいまちづくりについて3点お伺いいたします。

1点目として、町民憲章の制定について伺います。

このことは、2010年9月議会において質問させていただきました。当時のご答弁は、町民憲章は旧光町では昭和49年に、旧横芝町では平成7年に制定されました。町民憲章は、町民の生活や活動の規範であり、心の支えとなり続け得る半永久的な理想を掲げたものであります。町民の皆さんの一体感の醸成を図る上では、重要なものであると理解しておりますので、早い時期に横芝光町にふさわしい町民憲章を制定したいと考えておりますとおっしゃられたわけでございます。お隣の匝瑳市も同じころの合併だったと思いますが、匝瑳市では平成21年、2009年4月1日に市民憲章を制定されております。

さて、本町の公共施設はもとより、一部の一般家庭の玄関にいまだに横芝町町民憲章を掲げられており、後ろ向きの気持ちになるのはなぜでしょうか。匝瑳市のように、町民の幸せと町の発展を願い、目指すべき町の姿や町民共通の目標、願いをあらわし、よりよい横芝光町にすべきと考えますがいかがでしょうか。町長の見解を求めます。

2点目として、小型家電リサイクル法の成立に伴うレアメタル等の回収・リサイクルの取り組みについて伺います。

携帯電話やデジタルカメラなどの使用済みの小型家電に含まれるアルミニウム、金属、レアメタル、希少金属などの回収を進める小型家電リサイクル法、いわゆる使用済小型電子機

器等再資源化促進法が本年8月に成立し、来年4月に施行となります。

現在、小型家電に含まれるレアメタルや貴金属は、多くを輸入に依存し、その大半はリサイクルされずにごみとして埋め立て処分されていますが、同法により、市町村が使用済み小型家電を回収し、国の認定を受けた業者が引き取ってレアメタルなどを取り出すリサイクル制度が創設されることとなります。新制度では、消費者や事業者に新たな負担や義務を課すこれまでの各種リサイクル法とは異なり、自治体とリサイクル事業者が柔軟に連携して、地域の実態に合わせた形でリサイクルを推進することがねらいとなっております。既に先駆的に取り組んでいる自治体もありますが、制度導入は市町村の任意であり、回収業務の中心的役割を担う市町村がどれだけ参加できるかがリサイクル推進のかぎとなるそうであります。さらなる循環型社会の構築に向け、環境政策を力強くリードする横芝光町と期待を込め、今後の積極的な取り組みについて伺うものであります。

3点目として、リース方式による公共施設へのLED照明の導入について伺います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、エネルギー政策の大きな転換が課題となり、それはまた電力分野だけの問題ではなく、社会全体で考えなければならないテーマとなっております。電力多消費の我が国においては、逼迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題と言えます。また、LED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにもつながります。

しかし、LED照明への切りかえとなると照明器具が高価なため予算確保に時間がかかることが予想されます。また、導入できても初期費用は重い負担とならざるを得ません。逼迫する電力事情と省エネ対策を推進するために、こうした事態を打開したいところであります。

その一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きがあります。リース方式を活用することによって、新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものです。東日本大震災をきっかけとした電力事情などから、多くの自治体が昨年からことしにかけて実施し始めております。リース方式にすれば初期費用が抑制され、自治体の財政負担が軽減されます。さらに、導入後の電力消費量も抑えられ、節電とコストダウンを同時に実現できることが期待できます。

そこで、電力供給への懸念が強まる中、本町の施設等で節電対策としてぜひ積極的に取り組むべきと考えますが、当局のご所見をお伺いし、私の最初の質問といたします。

[9番議員 川島富士子君降壇]

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、川島富士子議員からのご質問にお答えさせていただきます。なお、私からは、福祉行政についてのご質問のうち介護保険制度の改善の一環として、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入についてと、よりよいまちづくりについてのご質問のうち町民憲章の制定についてお答えさせていただきます、その他のご質問については各担当課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、介護保険制度の改善の一環として、福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度の導入についてをお答えさせていただきます。

既にご案内のとおり、介護サービス給付費の支払いは、サービス事業所等が千葉県国保連へ毎月請求し、国保連で審査後に各事業所へ給付費を支払うこととなっております。しかしながら、国保連が支払いしていないサービス給付もあり、議員ご質問の福祉用具購入費及び住宅改修費もこれに該当いたすところであります。

現行の償還払いは、利用者がサービス業者に全額支払いした後に、利用者等が給付費の9割分を町の窓口申請し、審査後に各利用者に支払いをしているものであります。一方、受領委任払いは、利用者が自己負担分の1割をサービス業者に支払いをして、サービス業者は9割分を町に支給申請し、町からサービス業者に支払う制度の導入と理解しているところであります。導入した場合は、一時的な費用の捻出、窓口まで申請に来る手間等がなくなりますので、利用者にはこれらのメリットがあると感じております。

したがって、導入する方向で考えておりますが、実施に当たっては要綱制定、介護保険支払いシステムの変更及び周知期間が必要となりますので、来年度中の導入を目途に準備を進めてまいりたいと考えております。

続いて、町民憲章の制定についてお答えさせていただきます。

町民憲章は、町民の生活や活動の規範であり、心の支えとなる理想像を掲げたものであります。また、町民の皆さんの一体感の醸成を図る上でも重要であると認識しておるところであります。

一方、町の最上位計画である総合計画でも、住民生活全般にわたって分野ごとにまちづくりの目標、将来像を定めており、この内容は町民憲章に定められるべき将来像、理想とほぼ

同様の内容になるものと思われます。

つきましては、当面の間、町民憲章の制定という形ではなく、まちづくりの将来像の実現に向けての事業の実施や川島議員がふだんから積極的に推進していただいているところのボランティア活動などによる協働のまちづくりへの支援を強化して、実質的に将来像の実現を図るとともに、住民相互の交流の促進や一体感の醸成に係る事業も実施してまいりたいと考えております。

以上のことから、町民憲章の制定につきましては、まちづくりの象徴として、記念イベントとあわせて検討させていただきたいと存じます。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○社会文化課長（早川典男君） それでは、教育行政についてのご質問のうち読書指導員の活動内容と今後の取り組みについてお答えいたします。

読書指導員事業については、住民生活に光をそそぐ交付金事業として平成23年4月から開始しております。元司書教諭や読み聞かせボランティア経験者など8名を町非常勤職員として雇用し、町内各小中学校に2人1組で派遣しております。活動内容は、毎週各校4時間ずつ各小中学校の図書室で、本の修理や展示、図書室の装飾・整理、おすすめ本の紹介などの業務のほか、児童生徒の休み時間には、貸し出し、返却、配架の手伝い、本の扱い方の指導、児童への絵本の読み聞かせ等を行っております。また、図書担当教諭と選書の相談や授業などで使いたい参考本の取りまとめなど、学校と図書館との連携業務にも携わっております。

読書指導員は、図書室のおばちゃんとして子供たちから親しまれているとともに、教職員からも、子供たちが図書室に入りやすくなった、本を探しやすくなった、効果的な読書指導ができるようになったなどの感想が寄せられております。今年度11月までの学校図書室の累計貸出状況を見ますと、例えば横芝小学校では読書指導員が勤務する火曜日には1,355人の貸し出し利用があるのに対し、その他の曜日の平均は326人となっており、約4倍の利用差が出ております。同様に横芝中学校でも、読書指導員が勤務する火曜日は264人、その他の曜日の平均が169人で約1.5倍の利用差が出ていることから、数字の上でも読書指導員の活動成果が裏づけされていると言えます。

当事業は、交付金事業として平成23、24年度の2カ年限定の予定となっております。しかし

ながら、学校教育を通じた子供たちの読書週間の形成は重要な施策であり、また、どのような家庭環境に生まれた子供であっても、学校図書室によって平等に読書活動に参加できる機会を提供することが社会的公平の上でも必要な施策であると思いますので、できる限り継続して取り組んでまいりたいと考えております。

厳しい財政状況が続く中、平成25年度以降は町の単独事業となりますが、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

〔社会文化課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） 川島富士子議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

初めに、学校現場における映画教育の取り組みについてであります。現在学校では道徳や人権教育などの教科において、山武郡市視聴覚教材センター等のDVDなどの映像教材を活用した授業を実施しているところがございますが、これに加えて学校現場でいじめ問題などをテーマとした映画による教育について、議員からご提案いただいたところがございます。

各学校におきましては、年度当初に年間の授業や行事等のスケジュールが決められておりますので、本年度あるいは次年度以降の映画教育の取り組みにつきましては、年間スケジュールや映画の上映に係る経費の問題もございますので、学校側の意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。

次に、放課後児童クラブの運営状況と拡充についてであります。放課後児童クラブは国の放課後児童健全育成事業として、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、放課後や夏休みなどの長期休暇中に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。

当町には、小学校3年生までを対象とした3つの放課後児童クラブがありますが、運営につきましては民間業者に委託しております。また、指導員の配置人数につきましては、横芝小学校児童クラブ4名、上堺小学校児童クラブ3名、ひかり児童クラブ5名で、各児童クラブの定員数に応じ、県のガイドラインに沿ったものとなっております。

本年11月1日現在の利用状況ですが、横芝小学校児童クラブは、定員60名に対して利用登録者が74名、上堺小学校児童クラブは、定員30名に対して利用登録者が36名、ひかり児童クラブは、定員70名に対して利用登録者が88名となっております。なお、利用登録者数が定員を超えておりますが、利用登録者の中には、夏休みなどの長期休暇のみの利用者、土曜日の

みの利用者、月に10日以内の利用者など、利用形態が異なるためでございます。利用実人数では定員内になっております。

また、待機児童につきましては横芝小学校児童クラブの5名となっております。

こうした状況から、現時点において利用対象者を小学校6年生までに拡充することについては、施設の拡充や指導員の増員が必要となり多額の経費が見込まれますので、今後の財政状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、私からは福祉行政についての1点目、子育て応援！チーパス事業についてと、2点目、子ども子育て支援関連3法に関する取り組みについてお答えいたします。

初めに、子育て応援！チーパス事業についてであります。本事業は平成24年7月に県の事業として始まったものであります。県内にお住まいの中学校修了までのお子さんまたは妊娠中の方がいるご家庭が、協賛店舗でさまざまな子育て支援のサービスを受けられる事業です。具体的に例を挙げますと、小売店・飲食店での割引や景品プレゼント、金融機関での教育ローン金利優遇などであります。当町では、7月の事業開始に合わせ、保育園、幼稚園、小学校、中学校の全児童生徒に優待カード、チーパスでございますが、それを配布し利用していただいております。

協賛店につきましては、現在町内では15事業所が登録されておりますが、今後も多くの店舗が協賛していただけるよう周知を図り、子育て家庭を応援していきたいと考えております。

続きまして、子ども子育て支援関連3法に関する取り組みについてであります。子ども・子育て関連3法は、市町村は新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な権限と責務を位置づけています。その中で、市町村は国の基本指針で定める基本的事項を踏まえ、子育てに係るニーズを把握した上で、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、本計画をもとに給付事業を実施することとなります。なお、計画策定に当たる子ども・子育て会議の設置は努力義務となっております。

このことから、今後国の基本指針が示され、町の具体的な施策を打ち出した後、必要な予算措置を講じることとなります。

いずれにいたしましても、国の動向を注視しながら、子育て支援のより一層の充実に取り

組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、小型家電リサイクル法の成立に伴うレアメタル等の回収・リサイクルの取り組みについてお答えいたします。

この法律は、本年3月9日に閣議決定され、8月3日に成立し同月10日に公布され、来年の平成25年4月1日に施行予定となっているもので、正式名称は使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律でございます。

小型家電リサイクル法は、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に沿って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例について定めた法律となっております。目的といたしましては、使用済小型電子機器等に利用されているアルミニウム、貴金属、レアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられている状況にかんがみ、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民生活の健全な発展に寄与することを目的としています。

現状といたしましては、法律により大枠が固まっておりますが、確定していない要素も多く、今後政省令の策定が必要となり、パブリックコメント等を含め審議されることとなっております。

この法律の中では、市町村の責務として、使用済小型電子機器等を分別し収集するために必要な措置を講ずるとともに、その収集した使用済小型電子機器等を認定事業者または再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないと定められております。

いずれにいたしましても、今後回収体制の構築等を含めまして、匝瑳市ほか二町環境衛生組合、山武郡市環境衛生組合と協議してまいりたいと考えております。よろしく願い申し上げます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、私からはLED照明の導入についてお答え申し上げます。

公共施設へのLED照明の導入につきましては、9月定例議会で森川議員が取り上げられ、その際に地球温暖化対策の推進という観点から、公共施設においても照明のLED化を導入することは当然の流れであると認識している一方で、導入経費が多額であるため、今後当分の間、照明機器の耐用年数による更新以外は、他の工事に絡めLED照明につけかえることが現実的であると考えている旨の答弁をいたしました。

今回、川島議員からはリース方式という新しいご提案をいただきました。リース方式は、単年度の支払いは少なくて済みますが、長い目で見ますと購入したほうが安価であったということが多々ございます。したがって、費用の検討は公共施設ごとに、それぞれの担当課で検討することになりますが、やはり基本的には照明機器の耐用年数到来による更新時等の機会をとらえ、LED化を推進したいと考えております。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） るるご答弁をありがとうございました。時間の関係もございまして、きょうは絞って再質問させていただきたいと思っております。

放課後児童クラブの運営状況と拡充についてお伺いさせていただきたいと思っております。1問1答でありますので、細かくご質問させていただきたいと思っております。

まず、私のほうからは、段階的に引き上げるお考えはないかどうか、まず伺いたしたいと思います。肝心なのは自治体独自の事業計画であり、そこに現場の声を、また地域のニーズを的確に反映できるかどうかにかかっております。国の方針を待って計画を立てては遅いというふうに思います。

放課後児童対象の充実ということで、また運営支援ということで前年予算費9億5,700万円増ということで288億8,900万、クラブの整備費と合わせて317億2,200万の予算概要要求を発表されたというわけでありまして、経費がかかる町単費でというご答弁でありましたけれども、こういったところも積極的にお手を挙げていただいて、このサービスの提供を待っている、また待機児童もおりますし、社会情勢が変化する中で働くお母さんが本当にふえ、また時間の延長もありますので、子供たちを守るという意味で、ぜひご研究をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。



○教育課長（高蝶政道君） 放課後児童クラブにつきましては、子育て支援策の一つとして重要な役割を担っているというふうに認識をしております。待機児童の解消あるいは対象学年の拡大には施設の拡充などが必要ということで、厳しい財政状況の中ではございますけれども、重要な課題として今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長にぜひお願いでありますけれども、2010年8月の議会だよりに、越川洋一議員の記事をごらんになっていただきたいと思います。これは、平成22年6月定例会で、越川議員が業務委託は偽装請負になりかねないという、そういった質問をされたわけでありまして、後々、後でごらんになっていただきたいと思いますが、学童保育を民間業者委託にして、来年の3月で3年になろうかと思っておりますけれども、私は基本的に教育に関してはぜひ切り離して、町の主導で運営していただきたいというふうに思うんですが、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 業務委託と町の施策として、どのように違いがあるかについては、結局、その従事している方は、同じような形で従事している形であって、どちらがいいか悪いか、あと費用の問題も含めて、その辺は私のほうよりも教育部局のほうで、どのようなお考えなのかのほう正しいのかというふうに考えております。

すみません、以上です。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 現在、業者委託ということで運営のほうはさせていただいております。町の直営といいますか、例えば臨時的職員を雇ってそういう業務に当たるという方法もございまして、臨時的な任用の場合には地方公務員法の規定によりまして任用期間が6月以内、それから1回の更新を含めましても最大で十二月というようなことになっております。このため人材の確保がなかなか難しいということもございまして、任用された方の身分保障も不安定な状況というようなことにもなるかと思っております。町の行政改革大綱の中でも、民間活力の導入ということで民間委託の推進が掲げられておりますので、そういったことで業者委託による児童クラブの運営を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、細かい質問になろうかと思えますけれども、私のところに従事している方、またサービス利用者の方、いろんな相談、またご意見等が届くわけでございますけれども、例えばまずはおやつ問題、以前は季節の果物、またヨーグルト、ヤクルトといろいろ行事食、例えば桜もちとかお月見だんごとか、いろいろ季節によった行事のおやつとかを出していただいていたわけなんです、今は一切季節感を出せなくなり失われたということで、ほとんど現在、せんべい、スナック菓子が主流ということを知りました。保健所は、まないたと包丁を使ってもいいというふうに思うんですけれども、この辺のご認識、ご見解を教えてください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 児童クラブのおやつに関してでございますけれども、横芝小学校児童クラブ、それから上堺小学校児童クラブでは、従前はおやつ代が月に2,000円ということでやっております。ひかり児童クラブでは、おやつ代は月に1,000円ということでございました。おやつ代に差があるということで、じゃ、両方とも金額を合わせましょうということで、いろいろ指導員の方とかも交えた中で協議したところなんです、実際には間をとって1,500円あるいは高いほう、低いほうに合わせる方法はありますけれども、現在は1,000円ということで統一した金額にさせていただいております。そういったことで、今お話がありましたように、季節のそういったものとか、そういったものを購入するまでのちょっと金額的に余裕がないということと、あと衛生的な面でも問題があるのではないかというようなことで、今は1,000円という予算の中で子供たちにおやつを提供しているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） せんべい、スナック菓子に変わったということで、これはいかななものかというふうに私も子供を育てた親として思うところがありますので、できるだけそういった季節感とか行事食というの、やはり現場にいる先生方のお声、またサービスを受ける保護者の皆さんのお声もしっかり伺っていただきたいというふうに思います。

あと、就業形態でありますけれども、給食センター、また文化会館、坂田池のほうから、他所区域のほうから代務としてつくということを知ったんですが、そういった事実はございますか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 今おっしゃったようなことの中で、そういったことがあったというようには聞いております。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、時給もそういった、例えばシルバーから移行された方は時給幾ら、また給食センターから来た方は幾らというふうに違うわけです。格差があるわけです。あると思うんです。同じ仕事をしながら、結局、代行で来た方というのは、やっぱりふだんいつもしている人のようなわけにはいかないところはあるというふうに思うんですけども、それが専門ではないので、そういったところ、また年齢、私は働いている方が、若い人から高齢者、本当に混合がベターだというふうに思っております。ただ、定年制があるんでしょうか、3月の時点では75歳とおっしゃられたという方からご相談をいただきました。10月には、72歳から73歳になった。11月には70歳と変幻自在に変わっているというふうに伺いました。また、上堺小学校の児童クラブでありますけれども、土曜日は勤務しているような形になっていると伺っておりましたけれども、3年間一つも土曜日はやっていないという、そういった実態も伺っております。上堺と横芝小に関しては、教育課のほうで若い人にかえていきなさいという指導があったというふうに伺いましたが、そういった事実というのはあったんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 初めに、指導員さんの時給に関してでございますけれども、例えば保育士の資格を持っているあるいは教諭の資格を持っているという場合には時給に差がございます。それと、あとはここからは会社の内部的な問題だと思いますけれども、経験年数とか、そういったものを加味しながら時給に差が出ているということもあろうかと思えます。

それから、年齢につきましては、町のほうとしては受託業者のほうに保育業務、そういったものをお願いしているわけでございますけれども、年齢を何歳までの人にやっていただきたいとか、そういったことは一切指示してございません。それから、当然、定年制というものといいですか、町のほうではそういったことは関与しておりません。

それから、上堺小学校の児童クラブに、土曜日やっていないということでございますけれども、利用登録者の中に上堺小学校においては、利用者が土曜日の利用希望者がいないというふうに聞いております。

それから、指導員さんは若いほうがいいというようなことは、町のほうからは一切そういった指示はいたしてございません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、仕事に従事してくださる方、また本当に大切な大切な町の宝である子供たち、サービスを受ける方、受ける方も負担があるわけですし、また働く人も町内の方だと思います。本当に皆さんが気持ちよく働き、また子供たちを慈しみ、守り育て、そういったいい形でやっていくには、私は直接、民間委託でなく、もっと町がかかわっていただいたほうがよろしいかというふうに思うんですけども、再度お聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 先ほどもお答えさせていただいたところでございますけれども、臨時的な任用の臨時職員による対応につきましては、先ほど言いましたけれども、1年ごとに新たな人材を確保しなければいけないというようなことにもなりますので、なかなか運営する上では難しい問題があるというふうには考えておりますので、当面は、先ほども申しましたけれども民間活力の導入ということで、業者委託という方法をとっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 何度言っても同じ繰り返しになってしまうと思うのであれなんですけれども、民間委託にしてしまうと、お願いしているわけですから、やはり町のほうもそんなには意見等、要望等というのは受け付けていただけないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 業者さんのほうには、委託した業務の内容については、その履行状況とか、そういったものに関しては町のほうからも報告を受けたり、あるいは指導ということもできるかと思っておりますけれども、会社の内部的な、例えば管理面、待遇面、そういったものに関しましては、町のほうからは干渉というか立ち入るべきではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ですが、やはりサービスを受ける人も働く人も町民でありますし、そのところは難しいところでもありますけれども、相談したくても、どこへ行ったらいいのということになりますので、そのところはしっかりご協議いただいて、何か抜け穴といい

ますか、受けとめてくださるところをしっかりと考えていただきたいと思いますが、教育長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 放課後児童の健全育成事業につきましては、子供を預かるだけとか預けるだけという託児所的な機能を果たすという場所だけではなくて、放課後の子供の生活をより豊かにするための、保護者とか指導員とか、それから今回の場合ですと民間委託業者というふうになるわけですけれども、その方たちがともに子育てを行う場所であるということと同時に、子育てを通して、我々を含めて大人もともに育ち合うという関係をつくり上げていきたいという場所でもありますので、今後そういうことについても協議を重ねていく場所をつくりまして進めていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それこそ民間委託して、メリットもきちんと私も勉強させていただきました。時間の延長もそうです。また、朝8時半から8時になったということもそうであります。働いている方には、有給休暇が勤続年数によって付与されたり、また1日保育のときには1時間の休憩がとれたり、こういったメリットもあるということも伺っておりますので、とにかく働く人、預ける人が本当に気持ちよく働けるような、そういった環境のお手伝いを積極的に行っていただきたいというふうに思います。

るる細かいことは、また担当課のほうに行ってお相談したいと思いますが、最後に、この3月で一応民間委託の契約が切れると思うんですが、今後の見通しを教えてください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 議員のおっしゃられたとおり、平成22年からの3年間の契約ということで、今年度で終了するわけでございます。次年度以降につきましては、25年度以降です、新たな業者を選定いたしまして、また業者委託で運営していく予定となっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） それでは、子育て応援！チーパス事業についてであります。これは、当町職員の皆さんが、本当に素晴らしいので私が言うまでもありませんけれども、あえて紹介させていただきたいと思います。

7月2日にスタートしたチーパス事業でありますけれども、スタート時は、県の紹介は、

横芝光町は企業がたった2社だったわけでありまして。私も、2社であるならばもっともっと周知、また拡大をするお手伝いを町が積極的にしていただきたいというふうに思っていたわけですが、町の職員の皆さんはしっかりと調べて、その時点で各ご家庭にカードを配布する段階で、11の企業の、県では2社ということでネットでも公開していたわけですが、うちの町は7月のカード配布段階で11企業、これを各ご家庭と一緒に配布されていたということで、町長はご存じだったのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 存じておりました。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 申しわけありません。安心しました。本当に職員の皆さんが一生懸命にそのように、結構取り出すのは大変な作業だと思うんです。業種ごとに載っているのを探し出して並べていくというふうに思うので、そういったところもスタート時点から、こんなに一生懸命にやっている自治体というのは、この近隣ではないというふうに私はいろんな議員さんに伺いましたけれども、ないというふうに思いますので、確信しています。本当に職員の皆さんに敬意を表するわけでありまして、また、今後こういった形で、県の事業でありますけれども、積極的に横芝光町の子育て中のお母さん方とかお父さん方、また妊婦さんに喜んでいただける、そういった取り組みを積極的にやっていただきたいと思います。

そこで、商店街の活性化の観点ということからも、何か商店街の皆さんもまた活気づく、また、若い人たちが出入りできるような産業振興に役立てられるんじゃないかというふうに思いますが、産業振興課長のご意見を一言お願いします。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 今のこのチーパスについてでありますけれども、ご存じのように産業振興課のほうでも各商店のほうにいち早くいろいろと足を運ばせていただきまして、こういう状況にいろいろと職員が取り組んできたわけでありまして。

今後、まだまだこういういろんな商店等がありますので、産業振興に向けた中でも、このチーパス事業をさらに拡大していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 福祉課長にお願いがあります。これは後でご回答をいただければと思います。このチーパスの裏にいろいろ、使用資格、また使用期限が書いてあるんですけれ

ども、使用期限がすごく意味がよくわからないという問い合わせを私のところにたくさんあります。こういったことで、平成27年3月31日または一番下のお子さんが満15歳になって最初に迎える3月31日のいずれか早い日まで使用可と書いてあるわけです。この意味がよくわからないという方からご意見等をいただいておりますので、またその辺も後で教えていただければと思います。

あと、企財課長からLEDのご答弁をいただきました。今このLEDは、リース方式が非常に全国にふえているわけであります。近いところでは、最近、茂原市は市内全防犯灯7,450灯を一気にLED化された。これもリースです。10年間のリース料は税込み合計1億3,235万6,000円で、1灯当たり1万7,766円、メリットは、電気料金は1灯当たり月100円程度削減できるということであります。茂原に限らず茨城の取手、いろんなどころで今全国、神奈川、箱根がやっておりますので、もうちょっとよくよく時間をかけて調べていただいて、その辺の精査をして、またご回答いただければというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 研究させていただきます。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

○議長（鈴木克征君） 制限時間の60分を経過しました。

以上で川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前11時00分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

---

#### ◇ 杉 森 幹 男 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

杉森幹男議員。

〔4番議員 杉森幹男君登壇〕

○4番（杉森幹男君） ただいま議長の許可をいただき登壇させていただきます、議席番号第4番、杉森幹男でございます。通告書の順に従い一般質問を行います。

質問は、大きく分けて2点であります。答弁に当たって、漏れのないよう明瞭な答弁をお願いいたします。

さて、マスコミ等は国民の判断を仰ぎ、これからの我が国の行く末を占う国政選挙の話題で持ち切りであります。選挙ムードの中、我が町は粛々とさまざまな政策を進め、さまざまな問題を解決し、いろいろなことにチャレンジしていかなければならないと思う私も一人でございます。また、その一翼を担わなければならないと日々議員活動をしております。

そこで、我が町は、佐藤町政になり、もう12月定例会を迎えることとなりました。就任当初、これからの4年間、初心を忘れることなく町民の幸せと町の発展を目的とし、よりよいまちづくりに全力を傾注して取り組む決意であるとの信念で、町のかじ取りをしていくことと期待しております。

それでは、質問に移らせていただきます。

初めに、第1点目、防災関係についてであります。

町長は就任当初、公約の一端で、大規模災害に備える体制づくりとし、災害対策の充実を掲げています。現在、当町における消防団員数は過去と対比してどのように変動しているのか。また、近隣市町の消防団員数もどのように変動しているのか、お伺いいたします。

次に、第2点目とし、空港対策関係についてであります。

平成24年6月定例会において、五木田平和議員からの一般質問もありました。これらの質問に対する回答を踏まえ、質問させていただきます。

1つ目の質問として、横芝光町の騒音対策事業について、Aラン直下に比べBラン直下の対策が手薄いとのことでありました。その理由として、Bラン直下には、騒音コンターが引かれていないためとの回答であったのですが、そもそも騒音コンターとはどのようなものなのかをお伺いいたします。

また、着陸対応になると、Bラン直下の一部ではAラン直下の騒音値を超える場所があるとの回答がありましたが、Bランの騒音コンターを広げてもらえるような要望活動は考えていないのでしょうか。

2つ目の質問として、10月1日に合併後、初めての横芝光町空港関連問題対策委員会を開催したと聞いていますが、その内容を、答えられる範囲で結構なので教えていただきたい。

3つ目の質問として、10月18日の千葉日報県東版に、10年ぶりに横芝光町の騒音迷惑料が改定される見込みとの記事が掲載されておりました。どのような方法で改定していくのでしょうか。例えば、Bラン直下については増額になると思いますが、以前より騒音値が低くなっ



てきていると言われるAラン直下地域では補助金が減額されることもあるのでしょうか。また、Bラン直下の騒音迷惑料を増額するためN A Aに交付金の増額要望をしているとの内容も記載されていましたが、財源は確保できる見込みなのでしょうか。

4つ目の質問として、騒音迷惑料は地区に対しての補助金ではありますが、個々の対策についてはどのように考えているのか。今後、Bラン直下についてもAラン直下と同じように住宅防音工事などの対策を実施していくのか。また、光地域についての対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

〔4番議員 杉森幹男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、杉森幹男議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、防災関係のご質問につきましては環境防災課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、空港対策関係の横芝光町における空港対策の方針についてお答えさせていただきます。

まず、初めに騒音コンターとはどのようなものか、またBランの騒音コンターを広げてもらえるような要望活動は考えていないのかとのご質問についてでございますが、騒音コンターとは、空港周辺の騒音分布状態を天気図の等圧線のような線であらわした地図で、この騒音コンターによる線引きによって空港周辺地域の騒音対策事業が行われております。

当町におきましては、Aラン直下地域に騒音コンターが引かれており、この線引きによって防止特別地域、騒防法第一種地域、準谷間地域、共生財団隣接地域が指定され、それぞれ基準に沿った騒音対策事業が行われておりますが、Bランにつきましては、滑走路自体がA滑走路に比べて北側寄りに建設されていること、また、滑走路が2,500メートルと短いことなどから、騒音コンターは成田市と芝山町、多古町までしか引かれておらず、当町のBラン直下地域では、大総地域を除き国の法律による騒音対策事業が実施されていないのが現状であります。

なお、騒音コンターの拡大についてでございますが、県や国、またN A Aの見解では、仮に騒音値が低くなったとしてもコンターを縮小することはなく、騒音対策については今まで

と同様の事業を実施していくとのことをごさいます。基本的には騒音コンターは縮小することも拡大することもしないとの考え方がございます。しかしながら、当町では近年、特に着陸時においてBラン直下の騒音値が軒並み上昇していることから、町では、それらの状況についてNAAを初め国交省や県などにも、その都度報告しており、今後も同じ課題を抱えている多古町とも協力しながら、Bランの騒音コンター拡大について要望してまいりたいと考えております。

次に、空港関連問題対策委員会についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、去る10月1日に横芝光町成田国際空港関連問題対策委員会を開催いたしました。その内容はどのことでございますが、この委員会は成田空港に関連して生ずる諸問題の対策を円滑に推進し、住民生活の安定を図ることを目的として設置されている町長の諮問機関で、先般の会議では、平成25年度の航空機障害防止対策事業補助金、いわゆる騒音迷惑料を審議していただくことを主な目的として開催させていただきました。

しかしながら、合併後初めての委員会であったことから、まずは横芝光町における騒音対策事業の内容やその範囲、各地域の騒音状況等について町から説明させていただき、騒音迷惑料の配分については、今後開催される第2回目の委員会において審議していただくことになっております。

次に、騒音迷惑料の改定についてでございますが、昨今はAラン直下の騒音値が以前よりも低くなってきていることから、一部ではAラン対策を減額しBラン対策に回してはどうかという声が上がっておりますが、町といたしましては、35年以上もの長きにわたり騒音問題等で大変なご迷惑をこうむってきたAラン直下の皆さんの対策を減額することは考えておらず、騒音値が高くなってきているBラン直下地域の騒音迷惑料を増額したいと考えております。基本的な空港対策の方針といたしましては、現在実施している騒音対策は継続し、Bラン直下対策を充実させる。また、光地域を含め町全体で公平な騒音対策を実施していくことだと考えております。

なお、騒音対策費用を増額するための財源についてでございますが、先般、私もみずからNAAを訪問して交付金の増額要望をいたしました。一部につきましては、特別枠として増額してもらえる見込みとなりましたが、そのほか町全体の交付金については、いま一度精査し財源を捻出する必要があることも指摘されましたので、現在これらの調整作業を行っており、次回の対策委員会では具体的な金額までお示しし、ご審議いただく予定でございます。

次に、個々の対策はどのように考えているのかとのご質問についてでございますが、騒音コンターによる線引きがなく、個々の騒音対策事業は実施されていない横芝地域や上堺地域については、例えば空調機器設置の助成などを町単独事業で実施し、それらの財源をN A Aに補助してもらう方法などを今後検討してまいりたいと考えております。なお、光地域については、騒音状況から見ると個々の対策は難しいものと思われませんが、まずは騒音値の高い地区について、来年度にも騒音迷惑料を交付したいと考えております。

いずれにいたしましても、各地域の騒音状況等をできるだけ詳細に調査し、町全体において公平な騒音対策事業ができるように考えておりますので、議員各位におかれましても、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、私のほうから防災関係について、初めに通告のございました消火活動における活動状況についてお答えいたします。

横芝光町消防団は、自分たちのまちは自分たちで守るという郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動している自主防災組織であり、地域の消防防災のリーダーとして重要な役割を果たしているものと認識しております。さまざまな火災現場での消火活動を実施するために、旧横芝町消防団のときに防火服を各部へ5着配付した経緯がございました。また、消防団本部からも要請があったことから、平成21年度に防火服、長靴、手袋のセットを各部へ2セット配付してございます。あわせて、消火活動を迅速に行うため、消防水利の位置図を各部へ配付し、適正な維持管理に努めております。また、消防団員が活動する上での安全を確保するため、平成22・23年度におきまして、全団員にヘルメットを配付したところでございます。

今年度につきましては、水難事故を防止するためライフジャケットを配付したところでございます。あわせて、情報伝達の強化を図るため、消防デジタル無線機の整備を行ったところでございます。

町といたしましては、今後も消防団本部と連携を図り、専門的技術を有する消防署のご指導をいただき、消火活動などにおける団員個々の操作技術の向上と消火活動に必要な装備品の充実に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、当町における消防団員の推移、また近隣市町の消防団員の推移でございますが、初めに横芝光町の消防団の定数並びに実員でございます。平成18年からになりますが、よろしく申し上げます。

平成18年から平成23年度までの定数につきましては531名でございます。実団員でございますが、18年度が531、19年度が528、20年度が527、21年度が527、22年度が527でございます。23年度につきましても523ということで、平成23年度に条例改正をいたしまして、平成24年度につきましては定数を520ということで、実団員は512ということで、8名不足している状況になっております。

お隣の匝瑳市でございますが、平成18年、19年につきましては、定数が706でございます。実団員につきましては、18年が696名、19年については698名でございます。平成20年から24年までにつきましては、定数につきましては694、団員数につきましては、20年が690、21年が681、22年が679、23年が676、24年が670ということで、24年では24名が不足しております。

続きまして南部になりますけれども、芝山町でございます。平成18年から平成21年までの定数は380でございます。18年の実団員でございますが、299、19年は292、20年が303、21年につきましては294、22年度に団員の定数削減がございまして、22から24年度までは320と定員となっております。実団員数ですが、22年度につきましては290、23年度につきましては287、24年度につきましては276ということで、24年度については44名不足している状況です。

山武市の状況でございます。平成18年度でございますが、定数1,320、実団員1,231、19年でございます。定数1,203、実団員1,203でございます。20年につきましては、定数941、実団員941。21年、定数899、実団員899。22年度ですが、定数899、実団員893。23年度でございます、定数が875、実団員875。24年、定数875、実団員861、不足数が14ということになっておりまして、当市を含めまして団員数が不足している現状となっております。

以上でございます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） それでは、再質問させていただきます。

初めに、防災関係のほうからお願いいたします。

今、課長の答弁でも、これだけ定員が満たしていない状況で、近隣市町村も現状は一緒だということがわかりました。現在、火災現場において、地元消防団の活動は常設消防、つまり消防署員が行う消火活動へ支援するのが主な消防活動であります。この認識についてはど

うでしょうか、担当課の課長さん、ちょっとお願いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 杉森議員も現役の消防団員としてご活躍されており、大変感謝しておるところでございます。議員ご指摘のとおり、消火活動におきます消防署と消防団の活動状況につきましては、火災の規模等によりますけれども、当町に限らず近隣の市町でも同様な傾向となっております。これは、一つ消防団から見た要因でございますけれども、サラリーマンをしている方がおります。日中ですが、特に日中でございますが、町内に団員が居住していない、また、勤務していないという状況がございます。統計はとってございませんが、今512名の消防団員の経歴はとっておりませんが、私の憶測でいくと6割くらいの方は町外で勤務されているという状況が一つ要因にあるのかなと思います。

そういう関係で、役場には消防隊を組織してございますので、日中そういう火災に消防団員が不足している状況でございますので、役場消防隊が消火活動に駆けつけるという体制をとっておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 課長のご指摘のとおり、私も現在地元消防団に所属しております。その活動経験として、やはり日中火災はありますが夜間の火災もあり、昼夜を問わないということが現状であります。また、年間を通しますと、暑い時期より肌寒くなってきた時期のほうがなぜか多いように思います。つまり、団員にとって負担が大きいのは、昼と夜であれば暗くなった夜間ではないでしょうか。時期とすれば、暑い時期より寒い時期なのではないでしょうか。やはり活動服に対し制服としての俗に言う防寒着は必要なのではないでしょうか。

一方、制服としての防寒着に、例えば消防活動をしているとわかるように町の名前を夜間でもわかるような方法で明記してみてもどうでしょうか。今までは、個々に上着を状況に合わせて着ているというのが現状であり、活動服の上から着てしまうと非常にわかりにくく、消防活動の中で重要な役割を現在占めているであろう交通整理等の活動に際して、非常に危険を招くおそれがあるのではないのでしょうか。やはり制服としての防寒着が、住民にも消防活動をわかりやすくするのではないのでしょうか。その点についてお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 杉森幹男議員のほうから防寒着についてご質問いただいたわけですが、近隣を調べさせていただきまして、防寒ジャンパーの配付のないのが

当町と匝瑛市で、山武市、芝山町につきましては、既に防寒ジャンパーが消防団員全員に行き届いている状況がございます。

そのような状況をかながみち中で、先ほど申し上げましたとおり反射材の入っている視認性を伴った防寒着、公費のジャケットを団員分購入したときの経費を計算させていただきました。1着あたりネーム入りで約1万9,000円、これを全分団員の520着をそろえますと約1,030万円になります。先ほど申し上げましたとおり、山武市の状況としては、防寒着は既に配付しており、各部の団員が部内使い回しをしていると聞いております。

杉森議員が申されましたとおり、団員の消火活動については昼夜を問わずご協力をいただいているところでもあり、特に冬の夜間の活動に際しては、団員の安全の確保、防寒対策にも防寒着の必要性はあるものと認識はしております。この件につきましては、厳しい財政状況の中でございますが、財源の問題などを考慮し慎重に検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） ただいま町長の答弁にもございましたとおり、この問題については、使い回しという形で言われましたが、毎年として考えなければ実現できる試みであると確信しております。できれば、早急に検討していただいて、配付を前向きに考えていただきたいと思っております。

2点目の再質問をさせていただきます。空港関係です。

財源についてであります。国が制定した騒音コンターの資料を見ますと、時期によって数値に矛盾が生じております。騒音地区には入っていない地区でも、Bランの影響でしょうか、騒音地区に入っている地区と騒音地区に入っていない地区の数値が一緒であります。

そこで、答弁の中に、町全体の交付額を精査すると、そういったことでありましたが、現在当町は全体で幾ら対策金を、つまりこの対策金というのは、空港周辺対策金であると思っておりますが、この対策金を当町は幾らもらっているのか、そして各地区への交付金は幾らであるのか、空港周辺対策交付金から見た割合も含めお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず、NAAから横芝光町に交付されております空港周辺対策交付金でございますが、年度ごとに多少の違いはございますけれども、毎年おおむね4億円をちょうだいしております。その中から、騒音の迷惑料ですが、約4,600万円、率にいたしますと11.5%になります。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今、回答がございました空港周辺対策交付金の中の迷惑料の割合を引き上げても、やはりAラン、Bランにおいての地域格差があってはならないと考えます。また、長年の歴史をかながみても、答弁にもあったとおり、今まで対策をしていた地区は今以上に、矛盾していたところは全体として公平に実現しなければならないのではと私も思うところでございます。各地区において、個別の助成の問題でございますが、旧横芝町ではありました、たしか時限立法であったと思いますが、このような状況で現在まで空港対策事業を進めていると思います。横芝地区、光地区のまさに各地区の集会所に対する助成、空調機など、各個人が目で見える形でのものは、こういったものはまさに公平でなければならないと思います。対策委員会で話し合ってからであると思いますが、わかっている範囲で、いつごろから体制を整備し実行していくのかお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ともかく先ほど壇上でも答弁させてもらったとおり、いわゆる騒音対策料につきましては、また、1月にも騒音対策委員会を開いていただいて、来春4月よりその対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） ただいま町長が、1月ということであったんですが、今後開会される、今の答弁の中にも多々言われていた第2回の会議、いろいろなことが決定される第2回目の会議であります、実際にはいつ開催されるのか、またその結果に対しいつ町民に周知するのか、そして、今後この会議はどの程度に定期的に行うのか、そういったものがわかりましたらお伺いいたします。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） まず、第2回目の委員会でございますが、来年1月11日を予定してございます。なお、この委員会につきましては、町長の諮問機関でございますので、会議の結果を町民に詳しく周知するということは今のところ考えておりません。また、来年以降の委員会ですが、毎年開催いたしまして、騒音迷惑料の配分を初めとし、成田空港に関連して生ずる諸問題について審議していただきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番(杉森幹男君) わかりました。新聞報道があつてから、住民の方より空港対策費のことなんですが、どうなるのとか、そういった問い合わせも私自身のところにあつたのは事実でございます。以前は、町民に対し町執行部として、例えば町長が住民のところへ向かう座談会や、それからちょっと時間が経過して出前トークなどもありましたが、やはり地元住民に対しては、横芝光町民の代表としての議会と町がタッグを組んで周知活動をしてはどうでしょうか。実際に、交付対象を明記した横芝光町航空機騒音障害防止対策事業補助金交付要綱といったものがございます。このことを知っているのでしょうか。やはり対策委員会で決定しました確認の意味も含め、そのことを説明し周知してみたいかと思いますが、執行部としてどのような対策を考えているのかお伺いいたします。

○議長(鈴木克征君) 町長。

○町長(佐藤晴彦君) 今の段階では、当然のことながら行政総務員の皆さんには、当然のことながら周知させていただいているわけございまして、補助金の詳細についてはなかなか、広報ですとかそういうものでの周知というのは一般的には行っていない状況の中で、非常にその公平感というものも盛んに私も答弁させていただいているわけでありましたが、その基準というものを探る部分についても極めて難しいところもございまして。そうした中で、一般の周知については今のところ考えておりませんが、そのような対策で少しずつこの町の発展に寄与できるものであればという部分については、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(鈴木克征君) 杉森幹男議員。

○4番(杉森幹男君) 今、周知の話をしてしまいましたが、一般の全員という方ではなくてという話の中で、例えば部落の総務委員さんであるとか、そういったある程度まとまった地区ないしは、今公平性を求めた中での交付金がふえるところがあると思います。そこでどう使っていくかわからないような話、もしくはこれからこれをどう使ったらいいのかというのを再度説明していただきたいという話も私のところに来ているのは事実でございます。なので、これを例えば地区単位で説明をお願いしますといったときに、執行部として来てくださいという形で集めてやるような形なのか、できれば、私とすると、地区単位で来たものに関しては執行部が説明しに行っていただけであればありがたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長(鈴木克征君) 町長。

○町長(佐藤晴彦君) 当然のことながら、この騒音対策費補助金につきましては使用用途も



コミュニティに使うというように限定がされているわけでございまして、毎年会計については提出をお願いしているところでございます。

そうした中で、いま一度そういう部分の使い方の指導についても的確にきっちりとやっていかなければならないと考えておりますので、ましてや平成25年度4月からは、全く新たな地区も出てくるのではないかと考えておりますので、それについても十二分にご説明できるような環境を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 杉森幹男議員。

○4番（杉森幹男君） 今まで私が述べたことというのは、すべては町民のためであるというふうに信じております。その中でも、特に歴史的経緯を考えると、成田空港の問題は単に周辺地区だけではなく、一方では1988年9月21日に起こった千葉県収用委員会会長襲撃事件を機にして、千葉県で2004年に再始動するまで、何と16年もの長きにわたり完全に委員会が機能停止に追い込まれると、そういったこともございました。

やはり空港問題は、もっと広範囲で多様な影響力を持っております。当町としても、町民のため未来を見据えた空港問題を含め行政運営を私としては期待して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で杉森幹男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時50分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

#### ◇ 鈴木和彦君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

鈴木和彦議員。

〔1番議員 鈴木和彦君登壇〕

○1番（鈴木和彦君） 議席番号1番、北清水の鈴木和彦です。昼食後の眠くなる時間帯ですが、しばらくの間よろしく願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、大綱3点質問させていただきますが、その前に、町のホームページを開くと、町の花は桜であり、町の木は梅の木になっております。

それでは、1点目の町の観光名所、坂田城跡、梅林の保全・保護について質問させていただきます。

今からさかのぼること昭和30年代後半に、当時、ハニーバンタム、いわゆるトウモロコシが栽培され、旧横芝町管内では全地区に作付され、上堺地区と同じく播種しても収穫時期が1週間近くおくれるため、資材費をかけた割には単価が取れないことから、梅の木が植樹されたと、今に至ったと聞いております。よいときには、売り上げが10アール当たり30万から40万円くらいになったころもあったようです。しかし、今では生産者の高齢化と後継者不足により、梅の木を掘り起こし他の作物に切りかえる方や栽培放棄をする方がふえてきているような現状にあります。今後町としての考えがあればお聞かせください。

そして来年2月23日に実施されますJR駅からハイキングの概要説明をお願いいたします。

2点目でございます。直売所（道の駅）の建設準備の中、県内には23カ所の道の駅があり、当町においても、私はことし6月定例に質問しました。9月定例においても浅野議員より質問しており、建設する方向で進んでいると確信しております。しかし、半年たっても町の行動が見えてこないのは私だけでしょうか。今後のスケジュールをお聞かせください。

大綱3点目でございます。副町長の選任についてお聞かせください。佐藤町長は、合併後、初代町長として4年間、副町長を置かずに頑張ってまいりました。そして再度、町民の負託にこたえるべく就任されました。しかし、今現在、私が思うにいろいろな問題が発生しているように思われ、今回、副町長の選任を考えているのか、選任する考えがあれば時期はいつごろかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔1番議員 鈴木和彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、早速、鈴木和彦議員のご質問にお答えさせていただきます。

なお、町の観光名所についてのご質問につきましては産業振興課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

初めに、直売所いわゆる道の駅の建設準備はとのご質問でございますけれども、本年6月

議会に鈴木和彦議員から、9月議会では浅野孝男議員から直売所や道の駅構想に関するご質問をいただきました。広く公益につながる拠点施設であるとともに、魅力あふれる地域交流の場となることが重要であることから、検討いたしたいとの回答をさせていただきましたところでございます。

現在、検討会を平成24年度中に開催できるように担当課に指示したところでございます。今後のスケジュールにつきましては、検討会で十分な協議を進めてまいりたいと考えております。

続いて、副町長の選任をとのご質問にお答えさせていただきます。

副町長の選任につきましては、9月定例議会で山崎貞一議員からご質問をいただきましたが、私は、副町長は必要であるとお答えいたしましたとおり、今でもその考えに変わりはありません。副町長が不在であるために皆様方にもご心配をおかけしていることも、またご迷惑をおかけしていることも十分承知しているところでございます。

しかしながら、副町長の職というものは、町長を補佐するだけではなく、町長の権限による事務についても、委任を受けたものについては執行することにもなりますし、職員の管理監督を行い、役場内部を取りまとめるほか、町民や外部機関との調整を図るなど重要な立場となりますので、行政に精通し人間的にもすぐれた人材を選任したいと考えております。副町長の選任に当たっては、現在このような考えに基づきまして検討しているところでございます。したがって、3月定例議会におきまして、議員の皆様にご賛同いただける提案ができることを目標に準備をしているところでございますので、ぜひご理解いただきたいと存じます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、鈴木和彦議員からのご質問の大綱1点目、町の観光名所、坂田城跡、梅林の保全・保護はについてお答えさせていただきます。

坂田城跡は現在、社会文化課におきまして史跡指定に向けて検討を行っているところでございます。

梅林につきましては、町の貴重な観光資源としても活用しており、観光協会が主体となって、梅まつりや梅のもぎとり体験等が実施をされております。この梅林は、県内最大級のも

のとして広く知られるようになりました。しかしながら、近年は梅林組合員の高齢化、担い手不足等から、野菜づくりに転換する畑もふえ梅畑の減少が見られ、町といたしましても大変危惧しているところでございます。

梅林は、観光事業の充実・発展のためにも、貴重な観光資源として保全・保護をしていくことは重要なことと認識をしております。現在、町の取り組みといたしまして、性フェロモン剤を利用しましたスカシバコンやスミチオン等による防除対策に助成いたしまして、梅農家の方の負担軽減と梅林の環境保全を図っているところでございます。

今後、梅の木のオーナー制度等も視野に入れ、梅林組合員との協議を行いながら、保全・保護に向けた検討していきたいというふうに思っているところでございます。

次に、JR駅からハイキングについてお答えさせていただきます。

駅からハイキングはJR東日本の主催事業で、各市町村の名所や史跡などをめぐるもので、気軽に参加できるイベントでございます。これは、JRがパンフレットの作成・PR・参加者募集などを行うというメリットがございます。

近隣では、匝瑳市、山武市、東金市などで開催されまして、それぞれ大勢の参加者があり、各市のPRにつながったと伺っております。

当町でも、観光協会が主体となり、来年の2月23日、土曜日であります。坂田城跡の梅まつりとタイアップいたしまして、1回目になりますが、駅からハイキングを開催する予定でございます。横芝駅をスタートいたしまして、梅まつりを中心にごらんいただく約10キロのコースを計画し、参加者は700人から1,000人を見込んでいるところでございます。また、参加者全員に町特産品を贈呈する予定であり、町外の方にも当町を幅広く知っていただくために、観光の振興・活性化につながればと期待しているところでございます。イベントを開催するに当たり、参加者への記念品代、仮設トイレ等の設置費等の経費につきまして、今回、観光協会への運営事業補助金として今議会に補正予算を計上させていただいたところでございます。

なお、皆さんのところに1枚ずつ、今ハイキングの関係のJRから出しております、皆さんのほうにはカラー刷りであります。こういうことでJRがホームページに出してございます。これを見ますと、「田舎で満喫 梅の香りハイキング」ということで、梅林のほうの絵が1つ出ております。横芝駅を出まして、坂田城跡からいろいろ梅林からということで、最終駅までゴールをするわけでございますけれども、これはJRのほうの申し込みの関係でございますので、下に書いてありますが、応募の予約開始が来月の8日からを予定しており

まして、応募の締め切りは2月20日ということでぎりぎりまでをやるそうでございます。

この中にはコースの絵がございませんが、また後で別途別にコースだとかそういうものがホームページ上で出されますので、それらについてまたでき上がりましたら、何かの機会で皆さんのほうにまたお渡ししたいと思っております。

きょうは、こういうコースというより、通る順番を書いたもの、それから一応右側にありますけれども、梅林内には菜雑煮のサービスとか、そういうものを入れたものを網羅したものをここで出させていただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） ありがとうございます。今、執行部のほうからお話がありましたように、順序よく私のほうから再質問をさせていただきたいと思ひます。

坂田城跡の梅林の関係でございますが、今お話がありましたように最大級の梅林でございます。この県内にはこれほどの梅林があるところはないと思っております。

そういった中、10月27日に観光協会と野菜の里の協賛により、梅の剪定講習会が開催されました。農業事務所のイノウエ先生の講習会を聞いた後に、梅林の圃場を見てまいりながら、管理放棄をしてあるところも見受けられた後で確認しました。その圃場は、だれだれさんのところのと聞き、おじいさんとおばあさんが亡くなり、若い方はサラリーマンをやっており無理もないかと思ひました。

また、昼食を挟みながら梅林の役員の皆さんと会話をしていましたが、生産者の方からいろんな意見を聞きました。やはり後継者がおらないということで、梅林については作業的には収穫前までに4回ほどの消毒をやります。収穫後、やっぱり秋口に薬剤を、スミチオン系統の殺虫剤系統の薬を使うようですけれども、年間に5回ほどの防除作業をやるようでございます。また、除草についても年に2回ほど除草作業もしなければしょうがないし、ましてや高齢化の中で剪定作業が大分きつくなっておるということも聞いております。

そういった中、私も今観光協会の役員もやらせてもらっておりますが、大切な観光財産だと思っております。そういった観点から、町長はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 坂田の梅林については、千葉県でも最大ですし、関東でも有数であるというの聞いております。しかしながら、そういう中においても、年々本数も減ってしま

っている状況にあると聞いておりますし、実は先日もある老人クラブの会合に出たときに、写真をやっている方が、最近は何かぱっとしなくなっちゃったねという話も聞いていて、私も胸を痛めているところでございます。

町として、できる限りのことをしたいと考えております。本当に横芝光町の観光資源の数少ない大きな可能性を秘めた1カ所であることも言うまでもございません。そうした中、地権者の皆さん、また梅林としてその業を営んでいる皆さんと組合の人たちとじっくりひざを交えて話をし、どうしたら梅林が残せるか、どのようにしていけばよいのか、その辺の検討を積み重ねた中で、頑張っあ梅林を復活できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） わかりました。

くどいようですけれども、梅林の生産者が今数少なくなっております。確かに最盛期には50名以上いたという話も聞いております。そういった中で、今現在、寺方の出荷場を使っている方は10名程度であるということも聞いております。また、選果場に持っていけない方、そういった方もおります。そういった方は、地方の市場なり、やはり面積を多くやっている方については東京の市場のほうにも出している方もいるようですけれども、あとの残りの方は今言ったように栽培管理放棄、そういったところがあるわけでございます。そういったところが、私も回って行って見ても、本当に心が痛むところでございますけれども、これだけの梅林がすぐ大きくなったわけでありませので、これからもひとつその辺の面倒を見ていただければと本当に思っております。

それから、JR駅からハイキングについての質問ですけれども、これについては先ほど執行部の伊橋課長のほうからいただきましたが、この行程表を見ていくと、これは坂田城跡を回りながら、梅林を見て周り、坂田池公園のほうを回っていくようなコースになっておろうかと思えます。これはこれで私もいいとは思いますが、坂田城跡のほうから上がっていくと、確かに階段できつい部分もあります。高齢の方がそこを上り切れるのかという観点もありますし、私も、距離的にどうなのか、時間的にどうなのかというところの中で、例えばですけれども、あそこは横芝下総線というんですか、私は大総新道と覚えているんですけども、長倉のほうから入って取立地区内を出て、取立の一番出口になりますけれども、揚水機場のタンクがあるんです。あのわきから上がっていくと梅林がすごくあるんです。コース的にもそこに入って行って、今度は取立の共同墓地があるんですが、そこを左折して入っ

ていくと、またすごく梅林が多く見えるんです。

確かに城跡のほうから上がっていてもあるんですけども、そちらのほうも結構梅の木がかなり多く見られるという中では、コース的なもの、時間的なもの、そういったものがあるかと思いますが、検討してみてもと思います。

それと、この間、12月10日ですか、観光協会のほうで打ち合わせがあったんですが、このコースの中でJ Rが企画しているということで、横芝光町の観光協会も一緒になってやっていくわけですが、保険の関係です。例えば、今言うように横芝の中学校のほうから横断して、城跡の上の階段を上がっていく、上り階段はそうでもないけれども、今度下るときに危険性的なもので、そういった保険の面についてはどうなっているか、わかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まずコースの関係であります、実は11月に2回ほどJ Rさんと一緒に、J Rさんのほうは3名であります、コースを歩きまして変更もいたしました。

それで、今、鈴木議員がおっしゃるように、坂田のほうから上がりますと銚子連絡道の上の橋を越えてから向こうに行かないわけですが、実はなぜそこまでにしたかということ、距離もあります、あの景色をまず一般のお客様に見ていただこうと。それと同時に、もし時間で歩ける方は先まで梅林を行っていただいて、もう一度帰ってきていただこうという考えの中であのコースにさせていただきました。

それと、実はまだ先までは行けないんですが、途中で一回おりようというような考えもあったんですけども、道が大分ひどくなっている部分もありますので、今回のコースについては銚子連絡道の上まで行って、もし足の健脚の方は先まで見ていただく。それをもって帰ってきて、梅林組合の店のほうでお休みいただいたり、菜雑煮をいただいたりして、それで県道のほうにおりてこようという、今回のコースに変えたところであります。まだいろいろとJ Rとも協議している部分がございますので、その辺のこともかみ合わせながらもう一度年内にも話をし協議したいと思っています。

それと、保険の関係ですが、J Rのほうに確認いたしましたら、J Rさんにつきましては、この駅からハイキングについては、J Rに乗ったときから、その保険が最後まで、またJ Rに乗るまでが適用されるということでございますので、なければ町のほうで掛けなければいけないと思っていたんですが、それは全部J Rのこの事業の中に保険が入っているようでございますので、大丈夫というふういきのう連絡をいただきましたので、申し添えます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） それでは、今言ったように、JRを利用した方についてはわかりました。この間の話の中で、町内の方とか近くの方、近隣の方が、例えば観光協会を通して駅から一緒になって、こういったコースをやりたいという中でももしもありましたら、そういった方が万が一不慮の事故に遭われた場合にはこういった考え方で対処するのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 実は、その辺についても今協議を進めているところなのですが、申し込みは、皆さんJRのほうのホームページ等に申し込むわけなのですが、当日申し込みが、JRさんにお問い合わせしたところ100名ほどは大丈夫だろうということで、実はその参加については、そこが出ても、ちょっと見づらいかもわかりませんが、こういうグリーンの、これが駅からハイキングの一般会員ということで、このカードをそこで用意しますので、そこで全部中に入れてかちっとしますと、ここから行く人も保険の対象にはなるというような話をいただいております。

したがって、インターネット等で申し込みをされた方、あるいはそのほかに町のほうに直接、JRをいつも利用していて、横芝駅から利用されている方については、逆に当日、100名ほどであれば、この会員券を差し上げながら臨んでいただけるということでございますので、申し込み状況等を見ながらうちのほうも対応していきたいと思っています。今のところ予定が700から1,000名ということでございますので、それにつきまして、もし1,000名が予約されても、そのほかに100名というふうなことになりますので、飛び入り参加というものは100名を予定させていただきたいと思っています。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） わかりました。せっかくこの坂田城跡の梅林が、今回いいタイミングにJRの駅からハイキングでちょうど一緒にやれるということの中で、梅林組合のほうも毎年梅まつりを開催しているようでございます。そういった中で、この間の会議の中でも、課長のほうからもお示しがありましたけれども、梅林の梅まつりについては、この2月23日、これは駅からハイキングの1週間前にできれば梅まつりを開催していったらどうかという案が出ております。

そういった中で、せっかくのこのいいタイミングでございます。観光という意味でも、横芝光町を知っていただくためにも、この事業を成功させていければと思っております。

続きまして直売所の関係でございます。直売所の関係は、先ほど町長のほうからのお話が



ありましたように、年内中に一応会議を招集していきたいという強い……

〔「年度」と言う人あり〕

○1番（鈴木和彦君）　じゃ、来年3月ですか。

〔「そうそう」と言う人あり〕

○1番（鈴木和彦君）　何かだんだん後ろのほうに下がっているような気がしてなりません。

そういった中で、私も耳にします。大網白里のほうも白里地区のほうに、北今泉かな、南今泉かな、そちらのほうに道の駅の用地を確保しておるんだよという、先般ですけれども、匝瑳市の観光協会の総会があったわけですが、大網の議員さんからもそういう話が出ておりました。また、この間、千葉日報にも出ておったと思いますが、東金市においては、緑化木センター、田間にあるんですけれども、市と植木組合ですか、あとJAも参加しているんですが、あそこはかなり大きな敷地がありますけれども、やっぱり植木センターと併用して道の駅を建設する方向でもう検討になっているという話も聞きましたけれども、この点、町長はご存じですか。

○議長（鈴木克征君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　大網白里についても、また東金市についても、その情報は存じております。そうした中で、いわゆる道の駅云々については、私もぜひやってみたいと思いますし、とってつけたものではなくて、本当に横芝光町が運営する、そしてまた町民の皆さんのつくり上げた一つとして、自慢できるものをつくっていききたいというふうに考えておりますので、十分な検討も必要かと思っておりますので、その辺の部分でご理解いただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（鈴木克征君）　鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君）　本当に、私もこの直売所道の駅、9月定例で浅野議員からも要望書があったように、道の駅の内容、本来は休憩、情報発信、また地域振興といった3つの機能を加え、それと同じく今年の東日本大震災におかれましても、救援活動の拠点として見直されておることですので、そういった点も踏まえた中で、やはり道の駅になるかと思っておりますけれども、先ほど来の梅林についても観光の大事な産業だと思います。こればかりはトーンダウンしないで、前に出るような形で、内向きじゃなく外向きに本当に真剣に検討していただきたいと思っております。

それから3点目ですけれども、町長に私が質問したその副町長の関係でございますが、やはり副町長を選任するに当たり、いろいろ考えはあろうかと思っております。町内から選ぶのか、

町外から選ぶのか、仮に県のほうに要請するものか、町長としてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それについては、先ほど来壇上から答弁させていただきましたが、ふさわしい人であれば、町内また町外と限定して考えているものではございません。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 本当に町長も大変だと思います。やはり女房役があつてのこの町の運営が、本当に持ち場、立場、自分の立ち位置、いろいろ考えることがあろうかと思えます。本当にバランスのとれた町になっていただくことを切望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で鈴木和彦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時40分です。

（午後 1時30分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時39分）

---

#### ◇ 浅野孝男君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

〔3番議員 浅野孝男君登壇〕

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。ただいま議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

まず、傍聴の皆様方には、12月のお忙しい中、ご苦労さまでございます。私、今議会では、豊かなまちづくりのための産業振興策についてというテーマで質問と提言をさせていただきます。

ことわざに貧すれば鈍するというものがあります。私もいつもちょっと心しているところなんです、そんなことで、今日本の政界は選挙戦の真っ最中でございます。何のために、

だれのために戦っているのでしょうか。今、日本の抱えている大問題は何なんのでしょうか。住むところもなく仕事もない人たちがどれほどいるのでしょうか。本当に多くの国民のためになんのでしょうか、私は少し今疑問に思っております。

また、日本の経済状況は恐慌前夜のようなと言うアナリストまでいます。世界の優良企業と言われたパナソニック、そしてシャープもまた倒産の危機にあります。私事ですが、私は運送屋をやっているんですが、運送業界も軒並み倒産の危機状況です。なぜかといいますと、経済の停滞による物流の減少、デフレによる運賃の下落、そして燃料費の高どまりと、本当に言いわけには事欠きません。しかし、言いわけをしていても何も解決しません。言いわけをしていれば会社はつぶれます。

何が言いたいかといいますと、貧すれば鈍するがごとく、国会議員の先生方も、また各企業の経営者も、一部の人たちだとは思いますが、ちょっと自分たちにとってふぐあいや風向きが悪くなると、やれ世界のせい、社会のせい、だれだれが悪い、何が悪いと、常に責任転嫁をする人たちが今ふえてきているように思います。多分、そのような人たちは落選か倒産の憂き目を見るような気がいたします。

そして我が町は、佐藤町長の大命題でもあります町の発展と町民の幸せに向かって、本当に進んでいるのでしょうか。私は思います。この厳しい状況、革命的な改革は、こういう厳しい大ピンチのときにしかなかく断行できないんだと。したがって、この厳しい今こそ我が町の総力を挙げて、町の産業を活発にし生産性を向上し、町民が豊かさを実感できるような施策をダイナミックに推進することが求められていると思います。

そこで、3点の具体的な項目について質問と提言をさせていただきます。

まず、1点目の農業振興ですが、農業問題といいますと、とにかくTPPが取りざたされます。また、国の農業政策云々というふうになります。しかしながら、まずやるべきは、横芝光町の農業振興は農業者みずから、町行政、さらには関連団体が一体となって責任を持って未来に向けての対応をしっかりと考えていくことが求められると思います。町の基本政策でもあります農業立町横芝光町の実現のために、農業振興施策の現況をお尋ねします。

2点目は商工業振興についてであります。

町商工会の活動も活発にされているようであります。しかしながら、時代の趨勢を反映してか、なかなか思うような成果が出ていないような気がいたしております。横芝光町は、交通アクセスを初め近隣市町と比べても、さまざまな優位性があると思います。このことも、商工会を中心として官民が一体となり、豊かさを実感できる横芝光町の象徴形となるような

各種施策を期待したいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、3点目は、観光産業の振興策です。

さきに述べました農業振興、商工業振興とあわせ、横芝光町の基本政策かと認識いたしております。町ホームページでもPRされておりますが、我が横芝光町の観光資源は、周辺市町と比較してまさるとも劣るものではありません。しかしながら、残念なことに、我が町への来遊観光客は周辺市町と比べ圧倒的に少ない人数であります。

そこで、まずは町総合計画の将来像の象徴であります栗山川の流れがはぐくむ云々というふうに常にあります。このことは、私も毎回申し上げお願いしていることではありますが、せめてまずは栗山川周辺から人々の交流拠点として、豊かで美しい景観の中、町内外の人たちのふれあいと憩いの場となるよう、積極的な施策を期待するものであります。いかがでしょうか。

以上3点の産業振興策についての質問と、私なりの思いを述べさせていただきました。これらはそれぞれが全く別々の問題ではなく、関連づけの中、相乗効果を図りつつ成果を上げられることを求められると思います。その典型的な事例として、さまざまところで話題になっています六次産業化と道の駅を足がかりにした地域の活性化、このことが今、地方経済のキーワードとなっていると思います。このことは、横芝光町ブランドの育成と確立、そして雇用の創出、確保の大きな経済効果が期待できると思います。ぜひぜひ真剣に検討、現実化していただけることを強く要望させていただきます。

そして、最後に、ほかにその他の産業振興策があればお示しいただければと思います。

以上をもちまして壇上よりの質問は終わらせていただきますが、ぜひとも町民の皆様が豊かさに向けて、希望の持てる施策をお示しいただきますよう重ねて強くお願い申し上げます。

以上でございます。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、浅野孝男議員のご質問にお答えさせていただきます。なお、最後のその他の振興策はとのご質問につきましては担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、豊かなまちづくりのための産業振興策についてお答えさせていただきます。

初めに、農業振興策はとのご質問でございますが、千葉県が実施している補助事業としては、輝け！ちばの園芸、産地整備支援事業や園芸生産利用拡大支援事業のほか、農産地強化対策事業などがございますが、町では農家の負担を少しでも軽減すべく、これら事業に積極的に活用しているところでございます。

町における農業振興策の主なものとしては、戸別所得補償制度加入者を対象にした需給調整推進対策事業による奨励金の支給、農業施設や機械整備・更新を実施する営農集団等を対象とした農業用機械施設等共同化促進事業による助成など直接補助となるものがございます。

また、先月実施されました産業まつり事業では大勢の方々にお越しいただきましたが、町内一丸となつての地産地消・食育推進が間接助成により図られたものと考えております。これらも、元気な農家が育つように、大小さまざまではございますが、各種事業展開を図ってまいりたいと考えております。

このほか、現在、平成25年度末までに人と農地の問題をどうするかという経営再開マスタープランの作成作業も行っております。このプランは、今後の農業振興策の原点となるもので、やめていく農家の農地をどうするか、受け手となる担い手や主たる経営体をどのように話し合いで築いていくかについて、その仕組みをつくり、対象者把握に必要な意向調査を実施中でございます。プラン作成後は、離農者の把握に努めながら農地の集積をさらに推進し、人と農地の問題の解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、商工業振興策はとのご質問でございますが、商工業につきましては、長引く景気低迷など地域経済を取り巻く環境は厳しさを増し、また、大型店の進出により駅前を中心として地元商店街の空洞化が進み、年々空き店舗も増加している状況にあります。

こうした社会情勢の中、昨年度商工会が商工業の活性化を図ることを目的としたプレミアム商品券発行事業を実施し、それに対して町が助成を行ったところでございます。事業を実施したことにより、参加店のうち、売り上げを伸ばし、この事業を契機にPR活動を継続されている店舗もあると伺っているところでございます。

商工業振興のためには、顧客への情報発信、農商工連携や経営革新等が必要であり、町といたしましても、商工会を通して事業補助を行っているところでございます。地域のニーズに対応できるよう、商工会・地域・商店間等が一体となった事業につきましては、町といたしましても積極的に支援してまいりたいと考えております。

また、現在町が助成し、商工会において町おこしや地域のイメージアップ戦略を目的として、マスコットキャラクターの開発に向けアイデアの募集を行っております。このマスコッ

トキャラクターが完成すれば、商工業だけでなく観光・特産品等のPRを強く印象づけることができ、町全体の振興・活性化につながるものと考えております。

次に、観光振興策はとのご質問でございますが、当町の観光資源といたしましては、海水浴場・坂田城跡梅まつり、桜まつり、初日の出イベント等がございますが、近年は来誘客のほとんどが日帰り客であり、宿泊客が減少の一途をたどっているのが現状であります。海水浴場開設に当たっては、ライフセーバーを配置し遊泳者の安全に万全を期しており、イベント等の事業は観光協会に委託して集客にも努めていただいているところでございます。

また、屋形海岸におきましては、車両の駐車管理・ごみの不法投棄防止等のため、ことし3月に有料駐車場を整備し、来遊者の利便性の向上を図っております。観光の推進の中核となる観光協会や宿泊組合の機能や連携を強化し、新たな観光商品の掘り起こしや企画開発も進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、観光資源の少ない当町にとりましては、自然を生かした環境整備が必要であり、地域の皆様にもご協力いただきながら町の観光振興を進めてまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、浅野議員のご質問の4点目になりますその他の振興策はについてお答えさせていただきます。

その他の振興策といたしましては、主に農業・農村環境の基盤整備を中心に計画的な取り組みにより事業を実施しているところでございます。

1つ目として、町単土地改良事業補助がありますが、農業生産基盤及び農村環境基盤の整備を図るため、地域の用排水整備を初め農業者等が行う各種土地改良事業に要する経費に対しまして、予算の範囲内において補助金を交付し支援を行っております。

この事業は、各集落の行政総務員さんや農家組合長さんを通じまして要望調査を行い、緊急かつ必要性を見きわめながら計画的に整備していく方向で進めているところでございます。

本年度におきましては、資材支給が6地区でU字側溝が692本、掘削事業への補助が6地区、総延長6,940メートルで69万4,000円、用排水整備事業への補助が6地区で174万5,000円、パイプラインの設置事業等への補助が2地区で1,230万1,000円の予算を確保し、各地域にお

いて実施していただいているところでございます。

2つ目として、排水対策の強化として、町内には湛水被害を防除するという事で、県から管理委託を受けている大布川排水機場や、県から譲渡されました屋形、北清水、木戸排水機場などの運転及び維持管理を行っている施設と、現在県営湛水防除事業「蓮沼2期」で完成いたしました栗山川漁港に隣接いたします東部排水機場を千葉県より一時使用の許可を受けまして、運転と維持管理を行って、農用地や住居地への湛水被害の防止に努めているところでございます。

また、近年においては、ゲリラ豪雨などの荒天がありますので、施設改修や排水対策に向け、町内の県から譲渡を受けたかんがい排水や湛水防除のための用排水路約12カ所を含め、施設の維持管理を計画的に進めていかなければならない状況でございます。

3つ目といたしまして、現在、基盤整備事業によりまして、篠本新井土地改良区内の約240ヘクタール、地権者数約330人を対象に区画整理、用排水路整備、基幹・支線道路の整備、暗渠排水などを中心とした圃場整備が実施されております。この事業は、地域農業の担い手となる経営体を育成して、効率的な農業構造をつくり上げなければならないことから、高生産性圃場整備による大区画の生産基盤と生活環境の一体的な整備が行われ、現在附帯施設の国営両総用水栗山川統合機場と国営・県営のパイプラインについても整備が行われております。国・県との連携を密に図りながら、計画どおり事業が進み早期に完成されることを望んでおります。

また、区画の整備が終了し、換地後の一時利用指定地で営農が開始されました。3つの営農組織へ農地の利用集積が順調に進み、麦・大豆のブロックローテーションなども行われております。

4つ目としましては、木戸台地区、それから中台地区で実施しております農業集排事業がございまして、この事業は、集落における農業用排水及び公共用水域の汚濁防止と快適な生活環境の向上を図り、農業振興の発展と生産基盤の安定した供給を目指しております。また、この農業集落排水事業の効果を最大限に発揮できるよう、接続率の向上に取り組んでいるところでございます。

5つ目として、住みよい農村の整備という観点から、農地・水保全管理支払交付金事業があります。この事業は、農地・水などの農業・農村の基盤を支え、環境の向上を図るために、平成19年度から23年度までの5年間、農業関係者はもとより、子供会、PTA、老人会など地域ぐるみで農地の環境保全向上に取り組んでまいりました。平成24年度以降も事業の拡充

により継続されておりました、篠本新井地区・二又・入・小堤・小川台地区の町内5カ所で取り組んでおります。国・県・町は、千葉県農地・水・環境保全向上対策協議会を通じて補助金を交付し、組織の活動を支援してまいっております。

6つ目といたしまして、優良農地の確保・保全ということで、平成19、20年度に農業振興地域の見直しを行うとともに、遊休農地や耕作放棄地の解消対策のため、農地流動化の推進を図ってきたところでございます。

なお、耕作放棄地の解消対策といたしましては、耕作放棄地再生利用緊急対策補助事業が平成21年度から5年間の計画で導入されまして、耕作者の高齢化、耕作不便、耕作条件の不備等により長年耕作放棄された農地を、その土地の地権者以外の農業者が、草刈り、耕起、土壌改良等の再生作業を実施し、5年以上耕作することを条件として、再生作業を計画・申請したときに、作業初年度に国から10アール当たり5万円、県から2万5,000円の補助が受けられております。

この補助事業の実施状況につきましては、平成22年度に屋形地区の水田51アールで3人の耕作者がこの再生作業を実施しております。平成23年度には、北清水地区で水田24アールを1人の耕作者でこの再生作業を実施しております。また、屋形地区の耕作放棄の原因であります排水不良を解消するため、町が事業主体となりまして、屋形荒場工区の山武郡東部土地改良区と国補助金を活用いたしまして、排水路護岸工事146メートルを実施したところでございます。平成24年度、今年度でございますが、横芝地区の9地区、236アールの田畑で3人の耕作者がこの耕作放棄地再生作業を実施しているところでございます。

土地改良事業を初め国営、県営かんがい排水事業、基盤整備事業、集落排水事業、農地・水保全管理支払交付金事業、農地の利用集積、農業振興地域に関することなど、その他の振興策として実施しているところでございます。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、改めて質問席よりさせていただきます。

それぞれご丁寧な説明をいただきましてありがとうございました。産業振興、特に農業問題になりますと、国とか県とかの連携が大事なことと思います。そこのところは、これからはもしっかりとやっていただきたいと思います。私としましては、もう少し町独自の考え方について具体的な質問と提案をさせていただきたいと思っております。



最初に、現在の日本農業の最大のテーマは、農業後継者をどう育成、確保していくのかというふうには私は聞いております。別の言い方をすれば、魅力ある農業をどのように構築していくのかであると思います。我が町独自の希望と魅力ある農業を育成するためとして、簡単に3点について指摘させていただきたいと思いますが、横芝光町におきましては、営農組合を初め各農業組織の活動が活発に行われていると聞いております。さらなる充実のために、行政一体となった協力体制、また、各組織のリーダー育成が欠かせないと思います。

もう一つには、農家の後継者確保策として、一部の人が本当に頑張っています。農家婚活運動というのをしております。このことは極めて深刻な問題でもあると思います。したがって、ぜひ行政の大きなバックアップ体制を求めるものであります。

そして、横芝光町には、さまざまな魅力ある農畜産物が生産されています。これらを、横芝光ブランドを農畜産物として、さらなる育成が必要であると思います。そのためにも、冒頭申し上げましたが、六次産業化というような視点に立った考え方が有効であると思います。今言いましたその3点の達成のために、町長初め町当局の絶大なる支援が必要であると考えますがいかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、農業立町横芝光町として、行政が農業の支援、育成に係ることは、町の行政の仕事としても大きな柱の一つであることは言うまでもございません。過去、私どもがやらせている中で、例えばホールクロップサイレージのコンバインを日本で初めて行政が買った経緯があったり、または生産調整に参加するしないにかかわらず、水田のパイプライン化に対する助成をやってきたり、町独自のものもそれなりに、この近隣ではない支援をしてまいっているところでございます。さらには、他用途米の米に対する支援ですとか、そういうものもしてございます。

確かに、そのできる支援、そうした中で、その後は組織ぐるみでの各営農、また地域の若い営農者のリーダーづくり、またチームづくり、そういうものも極めて大切なものでございまして、婚活の問題につきましても、さらに積極的に取り組んでいきたいと思っておりますし、今マスコミでも非常に取り上げられております六次産業、一次産業の農家と二次産業の生産と、そして販売までするという六次産業でございます。そうした中で、そういうものについても積極的に、今後どういう手法があるか、その従事している方、そして皆さんとともにいろいろな角度から検討して、有効なものをまず探して、それを育てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。

私も、農業についてはほとんど素人の中で質問させてもらっているんですが、何人かの方にお知恵を拝借しながら、ちょっと勉強してやらせてもらいました。

感じるに、農業の問題はハードの問題もあるんでしょうが、ソフトの問題が大事な。要は熱意が問題かと。婚活にしても、一部の人は本当に手弁当でボランティア活動を一生懸命にやっています。そのことも本当に感謝しながら見ているんですが、六次産業化についても、本当にやる気がないとできない、いろんな知恵を出していかなくてはできないというふうに思うんです。最初のリーダー育成ももちろんソフトの部分で、行政のリーダーシップというのが欠かせないと思うんですが、それを阻害している要因の一つとして、旧横芝と旧光がJAが分かれているという中で、いろんな意味で、それが高じて各団体も、どうも横芝光というのが、まだまだ一体となっていない部分があるように感じているんです。ですから、JAが問題なのか、そうじゃなくて旧町の体制が問題なのかわかりませんが、いずれにしてもJAが分かれているということについても、何か大きな問題があるように思うんです。

ですから、今後、JAの、一体というわけにもいかないんでしょう。でも、どこか一部融合させるとか、それを例えば農業振興会でも、旧横芝、旧光のほうも、ちょっとすき間があるような気も私はしているんです。そういったことも少し、特に産業振興課としては、その辺留意して、もっともっと前進に向けて頑張っていただければというふうに思っています。

時間がないので、中途半端になってしまいますが、次に移らせていただきます。

商工業振興ですが、私は一番いつも思っていて、最初の冒頭も貧すれば鈍するという、やっぱり町は豊かにすることが極めて大事なことで、さっきから聞いていますと、財政難、財政が厳しい折とかいろいろありますが、それはもちろんそうでしょうけれども、普通の一般家庭でいえば、財政が厳しかったら稼ごうよと、残業しても稼ごうよとか、休日出勤しても稼ごうよというふうに普通は考えるんです。

ですから、もちろん財政は無駄な支出を減らすということは当然大事なことです。稼ぐことも同じくらいというか、もっと私は大事じゃないか。じゃ、どう稼ぐのよということになって商工業の振興ということになると思うんですが、例えば今、橋場の十字路から駅前を経て踏切まで旧国道沿い、本当にシャッター街、特に橋場から駅までの間というのは、ほとんどシャッターと言っても過言じゃない。その辺のところ、1つは来年度から多分始まる

と思うんですが、駅前整備、それに関して、多分魅力ある駅前をつくるんでしょうから、かといって駅前はきれいだけれども、ちょっと一歩、10メートル、20メートル行くとシャッターばかりというのでは、これはこれで話にならないという、そこを何とか活性化策を見出すような、本当に抜本的というか、さっき言った、私は革命的改革と言いましたけれども、視点を変えて思い切った施策をやってもらいたいと。

ついこの前、栗山橋、すてきな栗山橋が開通しましたね。シャッター街の中に何であんなに立派な橋ができるんだらう、もともと栗山橋はもちろん多くの人を知っていると思うけれども、花火大会もやって、あの栗山橋を人が通れないくらい、橋場から駅前にかけてごった返したときがあったわけですよ、昔。昔のことを言ってもしょうがないといえましょうがないんでしょうけれども、でもあれだけすばらしいすてきな橋ができたわけですから、あの橋の周辺も活用しながら、とにかくこだわらないで、例えば私は旧道の特区構想でもいいと思うんですが、これは町長に県でも国でもかけ合ってもらって、あそこを何か特別な商店街みたいな形をつくるのか、私は駅前に飲食店が多いから飲食店特区でもいいかなと思っているんですが、そのぐらい視点を変えて何とか横芝光町の橋場から駅前というのは商業の中心なので、そこを本当に思い切った施策を講じてほしいというふうに思っています。そのためには、今、特区構想が出ましたけれども、イベントもぜひ商店街、商工会さんとも一体になってやられたらどうだろうかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も、議員ご承知のとおり、元はあの場所で商いもさせてもらっていましたし、それを閉めてしまった一人でもございます。その思いの中で、やはりなかなか思いどおりに行かないものの中で、どうしたらそういうように活気あふれる商店街、また商業地域として再生されるかどうかについては極めて難しい問題であるというふうに認識しております。じゃ、それでただあきらめてしまえばいいのかという問題ではないと考えておりますし、皆さんとともにいろいろと知恵を出し合って何ができるか、いろいろとこれからも、今後とも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 町長、行政側の答弁としては、いろいろ考えていきたいということが常になるんでしょうが、そうじゃなくて、本当に会社だったら会社がつぶれるかつぶれないかなので、真剣にというか必死になって命がけで、何とかやってやろうじゃないかというふ

うにぜひ思っしてほしいなというふうに思います。

私はちょっとこだわっているんですが、後でまた特区構想については、私は私案をつくらせてもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、道の駅の件なんですけど、先ほど鈴木議員は道の駅に関しては思い入れも強いので、また12月6日、山崎議員からも、いろいろいい道の駅構想みたいな発想が提案されたと思います。ですから、そういう意味で、本当に真剣にというか、これも町長も、多分課長も、至るところで確約はしていると思うんです。オオカミ少年にならないように、本当は多分我々の認識の中では、年内に立ち上がるというふうに認識していたわけです。いろいろなスケジュールでおくれることはやむを得ないことはあるにしても、正月明け早々には、3月になったら議会になってしまうので、それまでに、1月中にできればその立ち上げ式はやってほしい。その件は、ぜひ確約してほしいというふうに思っています。

道の駅構想に関連してなんですけど、私は今回の質問のときに、意欲のある一生懸命にやっている、ボランティア活動をやっている青年にもいろいろ意見を求めたんですけども、その意欲ある青年の意見をちょっとだけ紹介させてもらおうと、道の駅のようなところに横芝光町がいつも言っている地産地消推進センターなるものを設置したらどうだと。その推進センターから、町内の学校初め公共機関、公共施設等々の食堂、食堂内部、あるいは町内外の企業、工業団地にもいろんな優秀な企業も来ていますが、そういうところにも、あるいは本社筋にもかけ合って、横芝光町の農畜産物を扱ってもらえるように、購買してもらえるように、本気になって働きかけたらどうなの、そうすることによって横芝光町の農畜産物のイメージも上るし、生産者も喜ぶしということを、やっぱりどこかのポジションでスタートしてほしい。道の駅ができてからじゃなくて、道の駅ができる前に推進センターなるものをつくってやりながら、できれば道の駅と同じような形で、全国に横芝光町農産物をPRしてほしいというふうに思っております。その辺どうですか、確約していただけますか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） お約束させていただきます。ぜひ、1月中には検討会なり立ち上げを考えておりますので、その節はまたいろいろとご協力いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 本当にくだいようですけども、お隣の風和里しばやま、オライはすぬまは大盛況です。だけれども、あそこだって最初はみんなが、反対が結構多かったそうで

すね。しかしながら、それは町長や行政の大英断、行政マンが一生懸命に頑張ったと。私が思うに、要はリスクはつきものです。何をやるにしてもリスクはつきものです。だけれども、問題は、そのリスクをどうカバーするか、リスクを上回る覚悟と努力、これがあるかないかで成功するかしないかだと思います。行政が大変なことはよくわかりますが、決死の覚悟でやれば、なせばなると思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、時間がないので、本当は工業団地の件をやりたかったんですが、工業団地はちょっと割愛させていただきます。私のメインである観光産業の振興ということで、ちょっと触れさせてもらいます。

観光産業はいろいろ、観光協会でも今回4つのテーマを挙げてやっています。横芝光町の観光振興をする際に、やっぱり何だかんだいっても、先ほど言いましたけれども、町のシンボル栗山川がごみだらけでは環境もへちまもないだろうと。ですから、まずは栗山川をきれいにするところから始まらないと、観光産業の振興も始まらないんじゃないだろうかと思っています。したがって、そういう意味で、3つのことを要望したいと思います。

1つには、堤防を刈る草刈り機の購入です。この前の議会で、町長は草刈り機を買うとかと言ったような気もしますが、改めてそのお願ひをしておきます。栗山川全域がいつもきれいになるような草刈り機の購入です。そして、もう一つは、その草刈り機を使って、特に役場職員さん、あるいは今でもやっていますけれども各団体のメンバーさん、その方たちが先頭になってボランティア活動をこの町でもっともっと活発にしていきたいと、そしてそのために栗山川景観整備のための恒常的な予算の計上を、ぜひ来年度から大幅に計上してほしいというふうに思っています。

簡単にこの件についてお願ひします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 草刈り機についての購入を来年度行います。そして、またボランティア活動を推進しながら、その一部の費用については、地域振興基金を利用したの予算計上も、来年3月の議会には一般会計予算の中に計上させていただきたいと考えておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 約束していただきましてありがとうございます。議会で言ったことから、多分間違いないと思います。

最後の質問になりますが、先日、伊橋課長には佐藤町長の代理として、友好都市であります山口県光市に視察に行かれたと伺っております。光市というのは、横芝光町の2倍ほどのスケールであって、私もホームページでちょっと見たんですが、非常に似て、また素晴らしい町だというふうに思っております。これから私たちの素晴らしい郷土づくりのために、この参考のために課長の感想と意見を、あと5分しかないので、二、三分で、私にあと2分だけください。その中でご説明を願います。よろしく願います。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 先月の初めでありますけれども、友好都市、山口県の光市に行ってまいりました。視察目的につきましては、特産品の交流事業のさらなる推進と農産物の物流交流の実現に向けた協議でございました。おかげさまをもちまして、光市のほうへは横芝光町の特産品の展示はもちろんさせてもらっておりますが、11月18日に開催を向こうでしました光ふるさとまつりが、こちらから大鍋の具材としてネギ10箱を提供いたしまして、光市民に味わっていただいたところであります。

また、物流交流として、向こうの農業振興拠点施設であります里の厨、これは直売所であります。ここの直売所と協議いたしまして、当横芝光町の商店からこちらの特産品をじかに、直接取引できるようにお願いしましたところ、既に始まっております。最初的时候は、落花生とか野菜等、落花生については100袋くらい送ったりして、商売が始まっているところでございます。

今、議員がおっしゃられたように、光市は人口が大体5万4,000、それから世帯数が2万3,000ということで、当町の約2倍でございます。光市は、ご案内のように海水浴場百選、それから日本の白砂青松百選にも選ばれておりまして、ここの市川市長が、現在、日本の森・滝・渚全国協議会の会長でございます。そういった観点から、視察で感動いたしましたのは、ここに光市にございます白い砂浜、青い海、緑の松林というキャッチフレーズがあるんですが、ここに4万3,000本の松が、三保の松原の松と同じような松もありますが、4万3,000本でございます。これは、光市で初めて松の戸籍簿というのを作りまして、1本1本地域別にナンバーから高さから、目通りから、すべてそのように記録しながら、市民と一緒に管理しているということでございまして、その海岸、松林には、ごみは一切落ちておりませんでした。また、町の中、県道、国道、それから市道につきましても、ほとんどの場所にごみが落ちておりません。これらにつきましては、どんなことをしているんですかと言いましたら、当町にも町民の1日清掃がございまして、人口の約2万3,000人くらいが、

7月の第2日曜日、海の開設の前だそうです。このときに、市民全員がいろいろと、各公民館が12あるんですが、ここが主になりまして、自治会が約300近くあるんですが、総出でやっぱりこちらと同じように日曜日の朝8時から10時半くらいまで、皆さんがそろってこのボランティア作業をする中でやっているということで、常にそういう意識が高いものですから、ごみは全くないというような感じでした。その中から私どものほうも、そこに島田川というところがあるんですが、ウミネコ等がたくさんいるんですが、ここにもごみはなく、市民につきましては、行政と光市民全体が自然環境と、それから地域資源を大切にいたしまして、町全体で環境美化に取り組んでいるということでございまして、大変感動したところでございます。

当町におきましても、今やっておりますけれども、さらなるまた皆さんと組織をきっちり作りまして、こういうふうにきれいにしていって観光客の誘致にも結びつくかなというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。ぜひ光市に負けないように、また環境課のほうともいろいろ連携していただいて、すてきなというか、すばらしい横芝光町になるようにこれからもご尽力願いたいと思います。

いろいろと前向きなご答弁いただきましてありがとうございます。私もくどいようで、本当にいつも、前向きなこれらを実行するためには、本当に町トップの強い意欲が絶対条件であります。したがって、トップと関係部署と連携を密にして、これからも進めていただきたい。

それから、農業問題にしても商業問題にしても、担当部署の能力というのは、多分極めて重要な要素だと私は思っています。今後、来年にかけて人事異動等々活発に行われるやにも聞いております。何よりも担当職員さんの能力を100%あるいは120%引き出して、豊かなまちづくりの成果を上げてほしいと思います。そのためには、やっぱり適材適所の人事、順番の人事じゃなくて本当に仕事をする人事というのをぜひぜひ実行していただきたいと思っております。

私は、冒頭言わせてもらいましたけれども、貧すれば鈍すると、情けない町にならないように、豊かなまちづくりに向けて、株式会社横芝光町の代表取締役の気分で、あるいは行政の皆さんは執行役員で、ぜひぜひこの輝かしい横芝光町が発展推進していきますよう

をお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で浅野孝男議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後2時40分です。

(午後 2時30分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時40分)

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第2、発議第1号 横芝光町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第3、発議第2号 横芝光町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。



これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより発議第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第2号 横芝光町防災会議条例及び横芝光町災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第3号 横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第4号 横芝光町児童遊園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 議案第4号は、横芝光町児童遊園条例の一部ということで、2カ所閉園するということになります。光地区に17カ所、横芝地区に9カ所ということで、作間内、東町ですか、2カ所が閉園となりますが、この閉園の理由は地元から出たものなのか、またもしくは担当課のほうで調査し、例えば危険となったのか、その主な理由をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 今回の条例改正になった経緯でございますが、私どものほうで所管しておりますので、予算の関係上もございますので、年に1回現地調査をいたします。その中で大分老朽化が進んでいる部所もございますので、そのときにはうちのほうで判断いたしまして、地元と協議いたしまして、この児童遊園をどうしましょうかということをお諮りします。その段階で、地元でも児童数も少なくなっていることから、撤去して廃止してもいいということであれば、そこで予算要求して、撤去費用等を見積もりまして撤去という形で事務を進めておりますので、最初のとり方につきましては、うちのほうの調査ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 残りが26カ所ございますが、傾向として、課長の感じたことで結構ですが、今後この26カ所の児童遊園はどのような形で、残すべきところがあるのか。子供さんが少ないといってもゼロではないわけですから、その辺の課長の所見をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） うちのほうですべての施設を見て回っております。その中で、一部分の老朽化も当然あるわけです。そういうものにつきましてもご相談いたしまして、全部じゃなくて一部分を撤去したり、また、残していただきたいというお話も当然ございますので、そのときには地元で修理していただくという話になっておりまして、ペンキだとかそういう補修材を支給いたしまして、施設を維持している状態でございますので、新しく新設と

いうのはちょっと考えづらい部分がありますが、当然、使う方がおいでになれば、そういう形で残していくという方向で現在おります。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 残すに当たっては、地元負担ということが基本と今おっしゃいました。地元が負担する修理、やはり小さな子供さんが利用するものですから、地元負担ということをやちょっと今お聞きしましたのでお聞きしますが、安全性を第一に、予算がないから、先ほど、ちょっと私の理解がどうかわかりませんが、ペンキを塗るとかというようなお話は、その辺説明していただきたいんですが、当然、町で設置したものでありますので、安全性を第一にお願いしたいと思います。じゃ、課長、そこをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 私が先ほど補修の関係をお話ししたのは、地区とのお話し合いの中なんですけど、地元のほうでご理解いただければ、こちらからペンキですとか塗るはけですとかを支給いたしまして、それで地元のほうで補修していただく。そういう形で今現在対応している部分がございます。

ですから、新しいその遊具を新設するのは、今難しいのかということですが、先ほども申しましたが、そういう形で施設の維持には努めていくということでございます。ご理解いただきたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますけど、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第6号 千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第7号 山武郡市広域行政組合格約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第8号 九十九里地域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第9号 山武郡市広域水道企業団規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第10号 山武郡市予防接種健康被害調査委員会共同設置規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第11号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 別冊の19ページなんですけど、観光費の19負担金という部分です。先ほどの一般質問でも再三話題になりましたが、駅からハイキングの28万3,000円の計上なんですけど、私としては、この駅からハイキングは町を挙げての大イベントというふうな認識で、できますれば、坂田城跡の案内板といえますか、本丸とか三ノ丸とかと書いてある。あれが、昔ながらの小さく周りに目立たない状態で案内板になっているんですけど、この機会に、例え

ばマックス1,000人ものお客さんがあそこに来ていただくということになれば、坂田城をもっとアピールする絶好の機会だと思うんです。ですから、あの案内板をちょっと書きかえて、例えばイメージの絵と一緒に本丸跡という形の中で、3枚ぐらいだと思うんですが、本丸と三ノ丸と二ノ丸かな、そういうのをこの際、これを機会につけかえるというふうにしていただきたいと思います。そのために別途予算を計上してほしいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

もう一点は上段のほうで、東陽病院の補正で銚子市議会、いいんですね、だめ、それは。これで、一般会計では繰入金でだめなんですか。違う項目のほうがいいんですか。

○議長（鈴木克征君） 認めます。

○3番（浅野孝男君） 1億5,000何がしということになって、繰出金、3月までの補正ということなんでしょうけれども、これで足りるのか、あるいはまたまた際限なく銚子みたいになって認められないよということになると大変なことなので、その辺の予算というか、ご見解をお聞きしたいと思います。

その2点についてお伺いします。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいまの坂田城跡の関係の看板につきましては、確かに我々が見ても落ちているところもございますので、今回考えているのは、その辺につきましては、うちのほうで看板を別途、立て看板を出そうと思っています。

というのは、今後、社文課のほうで史跡の関係もございまして、いろいろ検討してまいりますので、そのときにまた整備したいということで、お客様へのおもてなしにつきましては、通常我々がつくる看板等で対応させていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 一般会計におきます東陽病院の繰出金でございますけれども、これにつきましては先日の議会全員協議会でお話しさせていただきました。今回の12月の補正予算につきましては赤字補てん分ということで、一般財源として1億5,000万円の繰り入れをいただいております。これにつきましては、2月分までのキャッシュフローに基づきましての支出を見込んで計上させていただいております。

当然、3月の支払い分につきましては、今後の経営状況をかながみながらある程度正確な数字ということで考えておりますけれども、現段階で見込んでおります繰り入れの総額につ



きましては、先般お話しいたしましたとおり、このまま経営が改善されないというような状況が続けば、昨年度よりもかなり上回る繰り入れを、また改めて3月で計上するような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） 同じというか、関連質問させてもらってよろしいですか。

○議長（鈴木克征君） 認めます。

○3番（浅野孝男君） まず、1点目の看板につきましては、ぜひ皆さんにアピールできるような案内をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから東陽病院なんですけど、どんどん、町営病院といえども赤字垂れ流しという構造を変えないと、やっぱり町民の理解はなかなか得られなくなると。私も去年から何度か指摘させてもらいましたけれども、東陽病院の赤字の原因は単なる医師不足、もちろん医師不足が一番大きいと思えます。単なる医師不足だけではなくて、経営の手法にも若干問題があるというふうに解釈しています。

ですから、事務長は大変でしょうけど、町長も含めて、病院のもうちょっと健全経営に向けたいろいろな会議等々、また職員さんの協力等々のことも、もうちょっとしっかり詰めていって、本当にみんなに愛される病院にしていかないと、患者さんがどんどん減る一方になっていってしまうんじゃないか。その辺、くれぐれも、早急に打てるものは、できる努力はぜひ精いっぱいやっていただいて、ベストを尽くした上でというふうにならないと、多分後手後手の、理解は得られないだろうと思えますので、その辺、町長の覚悟をお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） おっしゃるとおりでございます。ただ、しかしながら医師の確保というものが極めて大前提の上の大前提であります。それにあわせて、職員、また看護師、総合的に勘案しながら、本当に町民に、また地域に愛される病院経営について、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 病院の関係で1点お尋ねいたします。

今回、赤字の補てんということで補正が組まれました。今までの政務報告等でも、なかな

かこの赤字という言葉が入っておりません。私は、来る前に何年か前の政務報告をずっと読んできましたけれども、補てんする金額というものは、やはり赤字補てんであると。管理者みずから赤字は赤字なんだから、赤字という言葉を使って、やはり経営を再建すると、そういう強い意識を持つ必要が私はあるんじゃないかと。

赤字という言葉を使っているのは、ただ1点、監査委員の意見書、これを読んでも金額、そして赤字という言葉がはっきりとうたっています。そういう面で、意識を変えて取り組むには、やはり赤字は赤字だということで、政務報告等ではっきりとお示しするべきであると、私はそういうふうに考えております。また、でき得れば、やはり年次計画等で一つの目標というものを設定しまして、そのような取り組み、今も一生懸命に病院の健全経営に向けましては、地域医療の中核ということで一生懸命に取り組み、お骨折りをしていることは私も十分認めます。本当に大変であろうと思えますけれども、何かそういうようなもう一工夫対応がしていかれていればと、このように考えておりますけれども、町長はいかがでしょう。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、赤字の表現をしていないというお話でございますけれども、重々認識の中では、極めて大きな赤字であるという認識は常に、常に持っております。そうした中で少しでも、どのような解決策があるかどうか、また努力すべきことについては誠心誠意それに努めながら努力しているところでございますので、表現の問題につきましては今後検討させていただきますが、決してそれをごまかすためにそういう状況にあるものでもございませぬし、私の認識としても極めて大きな赤字であることに違いない部分にという認識の中で進めておりますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 何点かお尋ねしたいと思います。

11ページの屋形海岸駐車場使用料25万3,000円収入がありますが、これに対する人件費がかかっていたかと思えます。数名、私も海に随分行きましたけれども、若い方が管理をなさっていました。この支出がどこなのかお尋ねします。

続いて13ページ、中段よりちょい下の庁舎警備員業務委託料がマイナス197万1,000円、この理由を教えてください。

続いて広報広聴費、町ホームページの運用事業、委託料で646万、非常に高額と私は感じ

ますが、その内訳を教えてください。

その下の広報紙デジタル化事業、さきの説明では、これをPDF化するのにとこのようなお話でしたが、ここも詳細にお願いします。

16ページの備品購入費、これは公用車を購入なさったというお話でしたが、その公用車の、当然経年劣化も含めて交換する時期がありますが、そういう交換の基準がわかれば教えてください。

それから、20ページの道路維持事業の道路維持事業委託料、町道に出ている枝伐採というお話でしたが、これだけ、何か所ぐらいでどういう基準でこれを予算化するのか、教えてください。

21ページ、消防施設の整備事業ではネットを張るということでしたが、これは何か所なのかお願いいたします。

22ページ、一番上、被災地情報化推進事業、これはJアラートという説明がありましたけれども、昨今、Jアラートは非常に話題になっておりますが、これに関しては当町では問題はないのか、またこの役割を課長のほうから教えていただきたいと思います。

同じく22ページ、教育費、小学校、中学校、おのおの修繕料が出ていますが、大きなところを教えていただきたいと思います。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 先ほどの屋形の分につきましては、25万3,000円は、19ページにもありますように商工観光費のほうに25万3,000円行きます。支出につきましては、これは最初の予定が90万の予定をしておりましたので、向こうの賃金についてはちょうど90万で終わっておりますから、25万3,000円はその丸々商工観光費の中のこちらの保全のほうへ行くということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、まず庁舎の警備員業務委託料が減額になっている理由でございますが、これは当初前年度並みの予算で計上したところでございますが、24年度に業者委託をするに当たり、入札を行った結果、大幅な低い価格での入札があったということで、このような279万5,000円余りの契約ができたということで減額させていただいたところ です。

それから、ホームページの更新委託の内訳でございますが、646万という予算でございま

すが、このうち一番大きなものにつきましては、現在のホームページの更新といいますか、書きかえになるということでございますけれども、この作業が1ページ当たりおよそ8,000円程度かかるということで、当町のホームページは現在400ページ余りのページ数がございますので、これらの見直し、変更、こういった部分でおおむね320万ほどの費用がかかってくると。そのほかに、企画、構成、演出、デザインということで、トップページのその見ばえの部分を修正する意味で45万から50万程度、それからCMSという、いわゆるコンテンツ・マネジメント・システム、これの導入で、ソフトウェアの購入、それからそれを修正、導入する作業、これらで180万円、そのほか職員全員が更新できるような形にしていきたいということで、それらの講習会、そういったものもろもろでこのような予算になっているということでございます。

それから、次に広報紙のデジタル化業務委託料ということでございますが、これにつきましては、今年度と25年度の2カ年の継続事業ということでございますが、これは合併前からの旧町の広報紙、古いものは昭和32年からあります。この広報紙をすべてデジタル化して将来に残す資料として保存していきたいと。またあわせてこれが閲覧、一般の方からもホームページ等を通じて閲覧できるようなシステムも構築していきたいと、そういったことでの内容でございます。この事業の実施に当たっては、これは千葉県の緊急雇用創出事業を利用して行いますので、全額100%補助でできるというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） すみません、補正予算の16ページになりますが、備品購入費の車両の関係は企画財政課のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

車につきましては、乗れば13年ぐらいいはということで、手元に基準表を持ってきていなかったもので、考え方的なお話になって恐縮なんですけど、ただ、10年を超えますと、車によっては、やはり使用の状況によって乗れなくなってしまいますので、頻繁に走るので走行距離の問題もございますので、その様子をうかがいながら交換すべきというものは交換するという判断をさせていただいております。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 道路維持事業のほうでございますけれども、先ほど森川議員が言われましたように、町道に張り出している木や枝を伐採するためのものがございます。

場所につきましては、北清水地先、県道横芝上塚線から昭和キャボットのほうに曲がった

すぐのところの町道でございます。本来ですと、所有者の方に切っていただくように文書とまたいろいろと電話等で連絡をとって行っていただくわけでございますけれども、数年来、この土地の所有者の方は町外の方でございまして、何度も連絡をとっても全く反応がないということでございまして、非常に交通上危険を来すということで、やむを得ず今回補正を計上させていただきまして伐採するものでございます。

それと、もう1カ所は、これは北清水地先でございましてけれども、鳥喰と栗山ですか、その境の水路の付近の法定外の公共物、いわゆる赤道、これは町に譲与されているものでございますけれども、ここの赤道敷に繁茂しております樹木の伐採、また草刈りのほうの委託をするものでございます。以上、2カ所でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 森川議員からのご質問でございます。ちょっと確認なんですが、21ページの15節の工事請負費の関係でよろしいでしょうか。ネットを張るというお話。

○5番（森川 忠君） そうです。

○環境防災課長（土屋文雄君） この件につきましては、南条地区、小川台に消防水利としてのため池がございます。その護岸が崩れたということで、護岸工事に対する費用113万4,000円でございます。

次に、22ページになります、Jアラートの関係で役割ということでございますが、きのう北朝鮮が、いわゆる衛星と名のある弾道ミサイルということで発射されました。これにつきましては、Jアラートにつきましては、沖縄県を流しております。ほかの全国の自治体につきましては、エムネットで一斉発信されて情報が届いております。

このJアラートの運用開始でございますが、8月号の広報にも記載してございますように、24年9月5日からJアラートの運用を開始したところでございます。警報の内容につきましては、大津波警報、津波警報、津波注意報、これが九十九里、外房地区に発生した場合でございます。それと震度速報、千葉県北東部で震度5弱以上の地震があった場合に、Jアラートから流れます。それと、弾道ミサイル関係についての情報がJアラートから流れるようになっておりまして、当町については、当初全国的にはつながらないという情報がございましたけれども、そういう問題は一切ございませんでした。

それと、22ページの情報連携システムの関係についても、若干ご説明させていただきます。現在、Jアラートからそういう情報が流れますと、行災無線で町民の方に情報を周知してお

ります。あわせて、その情報について、手入力で、いわゆる通信業者、ドコモ、a u、ソフトバンクにエリアメールで、手入力で今やっております。これが、今度Jアラートから来たものをエリアメールシステムの中で取り入れて、それから自動配信でその3社に入っている携帯の持っている方について、町内にいる方に同じような情報が流れるようなシステムでございます。また、災害対策本部を設置して、現在手入力で、町内にいる方に避難所を開設しましたと、防災無線のほうに言うておるんですが、今回そのシステムを使えば、エリアメールということで、自動に各社一斉に流れる。現在は1社ごとに手入力で、ドコモ用、a u用、ソフトバンク用というふうに流しておりますが、このシステムだと、そこに入力すると、一斉にそのエリアメールで流れるというシステムでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） それでは、22ページの教育費、小学校の施設維持管理事業の修繕料、それと中学校の維持管理事業の修繕料内訳ということで、主なものを申し上げます。

まず、初めに小学校の修繕料につきましては、日吉小、南条小、横芝小、東陽小の消防設備の修繕ということでございまして、消防設備の定期点検によりまして、煙感知器に不良部分が発生したということで、これらを修繕するものでございます。それから、あとは横芝小学校のキュービクルの修繕ということで、これもキュービクルの塗装が経年劣化しているということで、再塗装を行うというものでございます。それと、もう一つは上堺小学校の校舎の西側の雨漏りの補修ということで、校舎西側の内壁から雨漏りが発生しているということで、これを修繕するものでございます。

続きまして、中学校の修繕の主なものでございますけれども、横芝中学校のキュービクルの施錠装置が壊れているということで、これを交換する。それと、また光中学校の消防設備の修繕ということで、定期的な点検によりまして、廊下の防火扉に不良の部分があるということで、これらを修繕するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。

まず、屋形海岸の駐車場ですが、本年度より有料化したということで、私も何度かあの入り口で交通安全をさせていただきましたが、有料だということを見ると慌てて帰ってくる車がたくさんありまして、非常に驚きました。町内、町外、500円、750円と差をつけてあって、

750円は高いのかな、土地の価値からしてどうかというようなこともありましたけれども、逆に、責任の問題もありますけれども、フリーにして、人件費90万かけて25万の収入であれば、フリーにしたほうがいいのかというような気もします。それについてお答え願いたいと思います。

続いて、ホームページは大変巨額なものがかかってしまうということで私は驚きましたが、多分1者の見積もりかと思えますけれども、できれば近隣にも、小さい会社でも立派になさる会社がかなりあります。そういうところにも声をかけていただきまして、やはり近くできめ細かくアップしたりとか、そのようなことで、それも検討していただきたい、このように思います。

土屋防災課長からも、Jアラートのお話がありましたけれども、エリアメールですね、それがありましたけれども、私が提言させていただいたSNS等はまさに無料で、ですから、どなたか職員の方が専門に、今後、そういうアップするホームページとか、フェイスブック、ツイッター等のオフィシャルのサイトをつくっていただきたいと思えます。Jアラートに負けないぐらい数を皆さん今持って使っておりますので、よろしくをお願いします。

公用車の件はそういうことで、事故のない程度に十数年ですか、お願いしたいと思えます。あとは特にありません。わかりました、ありがとうございました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第12号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議案第13号 平成24年度横芝光町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決



○議長（鈴木克征君） 日程第16、議案第14号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第17、議案第15号 平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第18、議案第16号 平成24年度横芝光町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第19、議案第17号 横芝光町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 庁舎以外にこのような諸証明を発行しているところは、町内にはショッピングセンター・サビアの中で10時から8時、非常に便利にやっております。残念ながら、この前いただきましたこの状況を見ますと、かなり利用される方が少ないということで、廃止やむなしという感がありますが、現状を住民課長にお聞きしたいんですが、1年間にこの諸証明等の総数はどれぐらいあって、かつサビアではどれぐらいの扱いがあるのか、今わかればお尋ねしたいんです。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） ただいまの森川議員からのご質問に、最新の平成23年度の数字でお答え申し上げます。

諸証明は、ご質問にありましたとおり、住民課の窓口、今回の議案との関連でいえば税務課の窓口で、いわゆる住民、税務、諸証明を発行しております。それが、もちろん一番件数が多く、その次に町民サービスセンターでの発行件数があるかと思いますが、昨年度、平成23年度の総数で申し上げますと、証明発行件数、これは今申し上げた住民課の関係の証明、税務課の関係の証明、すべての合計でございますが、3万5,151件、約3万5,000件の発行件数の実績でございます。

このうち町民サービスセンターでは8,557件ございまして……、失礼しました。今申し上げましたのは住民諸証明の数字を読み上げてしまいました。税務諸証明を合計したものをもう一度、訂正して繰り返します。

平成23年度の総数が4万2,554件、うち町民サービスセンターで9,677件、1万件弱、これが平成23年度の証明件数の数字でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） サビアに関しては、約4分の1弱ですか、大変な利用があつて非常に素晴らしいことかと思いますが、税務課長、税金をざっくりで構いませんが、税金の額、徴収額、扱っている額、大体、本庁舎または全部でその銀行引き落とし等々ございますが、大体何割ぐらい、さまざまな税があります、ざっくりで構いません。町民サービスセンターで、わからなければ後で結構ですが、大体で構いません。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 固定資産税、町民税、それから国保税、合わせまして約20億、そのうちサービスセンターで扱われるのが約3億です。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 大変な額を扱っている割には、時期的なものかと思いますが、女性2人、私もよくお邪魔しますが、2人ぐらいで大丈夫かなという、住民課の女性ですか、大体。税務課の人も、その時期に関しては各課で、2課で話し合つて、結構1日当たり、以前お聞きしますと数百万というときがあると、町長ありましたね。ですから、その辺のセキュリティも考えて、町民サービスセンター2人で3億の徴収をやっているということは、重きを置いてお考えいただきたいと思います。その辺は、後で町長からお答えいただきたいと

思います。

それと、郵便局、特定郵便局は、残念ながら来年で終わりですが、その後のフォロー、郵便等でできるというような、課長はこの前にお話でしたが、フォローはきちっとやっていただいて、とにかくこういう利用者は、お近くでお困りの方が利用されていると思いますので、その辺のフォローというかケアというか、その辺はきちっとやっていただきたいと思います。

町長、じゃ、そのサビアに関してのをお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、住民課の女性を中心に配備させていただいているところでございます。一応、セキュリティの問題につきましては、サビア内には警備員さんの巡回もあります。そして、またセキュリティの向上のためのアクリル板のあれもやっておりまして、そうした部分においては、絶対に大丈夫なのかという話になりますと、いささか何ともご答弁しづらいところもありますが、今の状況の中で、警備員さんとの話もちゃんとつけてございますので、その辺については、今のところ問題ないからいいというものでもないんですが、一応そのように徐々に、よりいい厚い警備をできるようには考えております。

非常に便利に使わせてもらっているんで、あれをこれからも続けていきたいなと思っておりますが、その辺についてはもう一度白紙の状態から検討するなり、ちょっと議論してみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後 3 時 45 分とします。

(午後 3 時 3 6 分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時 4 4 分)

---

○議長（鈴木克征君） 順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第17号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

これにて平成24年12月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議員 浅野 孝 男

議員 八角 健 一